

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|-------------|---------------|
| <p>I 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 01 被災者のいのちと健康、暮らしを守る生活支援を強化すること (1)被災者の国保・後期高齢者医療費の免除や介護保険料・利用料等の免除措置を国の責任で復活するよう求めること。県独自に来年度も継続実施すること。</p> | <p>被災者の国民健康保険・後期高齢者医療制度に係る医療費の一部負担金及び介護保険の利用者負担の減免措置への支援については、平成24年9月末までと同様な国の特別な財政措置については、平成24年度から国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していくこととしています。 また、県として、多くの被災者が、未だ応急仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされ、健康面や経済面での不安を抱えており、引き続き医療や介護サービス等を受ける機会の確保に努める必要があることから、県内統一した財政支援を平成26年12月まで継続することとしています。</p> | 保健福祉部 | 健康国保課・長寿社会課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>I 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 01 被災者のいのちと健康、暮らしを守る生活支援を強化すること (2)震災関連死の申請の周知徹底を図り、長期にわたる避難生活という被災者の実態を踏まえた審査を行うこと。再審査請求についても周知すること。被災市町村で審査できる体制を確立すること。</p> | <p>災害関連死については、市町村に対して、住民への広報の充実を要請するとともに、県の広報紙やホームページを始め、テレビ、ラジオ等の広報媒体、被災者向けのガイドブックを活用し、周知に努めてきたところです。 「災害関連死」の認定については、各市町村が御遺族からの申出をいただき、死亡に至るまでの状況をお聞きし、「災害関連死」の判断が難しい場合には、有識者により構成される「災害弔慰金等支給審査会」で審査を経た後、認定の判断をしているところです。 県では、「災害関連死」の認定にあたっては、避難生活を余儀なくされたことや、医療機関等の機能停止により適切な治療などを受けられなかったことなどの状況を踏まえ、1件ずつ客観的な事実関係を明らかにし、総合的に判断しております。 また、被災市町村で審査できる体制については、自ら審査会設置を困難と判断した17市町村から県が依頼を受け、地方自治法の規定に基づき、議会の承認を得て災害弔慰金等支給審査会の運営事務を受託しております。</p> | 復興局 | 復興局 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|----------------------------|---------------|
| <p>I 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 01 被災者のいのちと健康、暮らしを守る生活支援を強化すること (3) 震災関連の自殺、孤独死の防止のために、保健師の増員をはかり、継続的な見守り支援と心のケア対策、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。仮設住宅の孤独死を防止するため、見守りが必要な世帯に対する訪問・支援体制を強化すること。</p> | <p>県では、被災者に対し継続して専門的ケアを実施する「こころのケアセンター」を設置し、専門職を配置しているほか、沿岸4保健所に被災地支援担当の保健師を1名ずつ増員し、市町村等関係機関との密接な連携のもと、個別相談や健康教育、人材育成等を行っています。 また、生活支援相談員を社会福祉協議会に継続して配置し、被災者宅の戸別訪問、安否確認や相談、見守り活動を行うとともに、保健医療や福祉サービス等への適切な橋渡し、サロン活動など住民同士の交流の場を提供による福祉コミュニティの再生に努めていきます。さらに、求められる支援や相談内容の多様化に対応できるよう、相談員の資質向上のための研修などにも取り組んでいきます。 なお、共同農園の設置運営による高齢者の新たな役割や生きがいがづくりの創出など市町村が実施する孤立化防止対策をはじめとした様々な高齢者の生活支援等の事業に対し補助を行う「被災市町村地域支え合い体制づくり事業費」を措置しているほか、災害公営住宅への移行後の入居者の見守り・コミュニティ形成支援体制の構築を図るため「復興住宅ライフサポート事業費」を措置しています。</p> | 保健福祉部 | 健康国保課、地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>I 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 01 被災者のいのちと健康、暮らしを守る生活支援を強化すること (4) 増大する暖房費などを援助するために、被災地福祉灯油等特別助成事業は内陸の被災者を含め実施すること。</p> | <p>県では、平成25年度、沿岸被災市町村のうち高齢者等の低所得世帯を対象に福祉灯油事業を実施する市町村に対しては、平成23年度、平成24年度と同様に重点的な財政支援を行う必要があると判断し、その経費の一部を補助する「被災地福祉灯油等特別助成事業」を実施しています。 なお、被災により内陸に避難している世帯についても、福祉灯油の対象となる要件を満たし、かつ、沿岸市町村が助成する場合には、県補助の対象とする取扱いとしています。</p> | 保健福祉部 | 地域福祉課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|-------|---------------|
| <p>I 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 01 被災者のいのちと健康、暮らしを守る生活支援を強化すること (5) 義援金や災害弔慰金等の受給を理由とした生活保護の打ち切りは中止すること。</p> | <p>義援金等の生活保護制度における取扱いについては、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち、「当該被保護世帯の自立更生に充てられる額を収入として認定しないこととし、その超える額を収入として認定すること。」とされております。その取扱いにより、生活保護が停止又は廃止された世帯については、実施機関から報告を受けておりますが、各実施機関においては、被災者である被保護世帯に対し、義援金等の取扱いについて説明を行った上で自立更生計画書の提出を受け、ケース診断会議などで保護の可否を組織的に検討しています。また、保護廃止決定を行う場合にも、再び保護申請が必要な場合には相談や申請を行うよう助言するなど、適切な対応に努めています。</p> | 保健福祉部 | 地域福祉課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>I 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 01 被災者のいのちと健康、暮らしを守る生活支援を強化すること (6) 仮設住宅等の被災者の通院・買い物等の交通の確保のために、ワンコインバスやデマンドタクシーなど、きめ細かい対策を講じること。</p> | <p>市町村では、仮設住宅等と病院、商店、公的機関の交通確保のための調査及び実証運行に要する経費を補助する国の調査事業等を活用し、被災者のニーズ調査結果等を踏まえながら、バス路線の見直しや新設により仮設住宅等の交通を確保しているところであり、県では、市町村の取組が円滑に進むよう、関係機関と調整しながら支援を行っているところです。</p> | 政策地域部 | 地域振興室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>I 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 01 被災者のいのちと健康、暮らしを守る生活支援を強化すること (7) 仮設住宅団地の集会所・談話室は、テレビの設置など入居者が交流し、自主的な活動ができるよう支援すること。正月やお盆などでの家族等の帰省にも活用できるようにすること。</p> | <p>集会所・談話室については、市町村の要望に基づき整備したところですが、現状では、災害救助費による対応は、平成23年度限りとされており、新たな整備は、困難な状況にあります。 ただし、入居者の退去により空室となった応急仮設住宅を談話室として活用することは可能ですので、市町村に御相談ください。 また、テレビの設置については、災害救助法の対象として認められていないことから、これまでも、日本赤十字社を始めとする各種支援団体の御協力をいただき、対応してきたところであり、県において設置することは困難であると考えております。 なお、正月やお盆などにおける、集会所等への、家族、親戚等の宿泊については、市町村及び自治会の判断により柔軟に対応していただくよう、助言しているところですので、市町村に御相談ください。</p> | 復興局 | 復興局 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|-------|---------------|
| <p>I 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 02 住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を (1) 被災者の住宅再建に、県独自にさらなる支援を強化し200万円以上(現行100万円、市町村と共同、11月末現在2757件)の補助を実現すること。申請期日については被災者の要望がある限り延長すること。</p> | <p>県としては、今般の大震災のような広域災害においては、本来、国において住宅再建が十分に図られるよう制度設計を行うべきと考え、国に対し、被災者生活再建支援制度の拡充を繰り返し要望してきたところですが、その見直しが進んでいない状況にあるため、限られた財源の中で、「被災者住宅再建支援事業」を市町村と共同で実施してきたところです。今後とも、被災者生活再建支援制度の増額と、震災復興特別交付税などの地方財政措置による支援の拡大を引き続き、国に対して、強く要望して参ります。 なお、申請期日については、今後、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、各市町村の意向を確認しながら、適時に再延長について検討して参ります。</p> | 復興局 | 復興局 | B 実現に努力しているもの |
| <p>I 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 02 住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を (2) 被災者生活再建支援金は現行300万円を500万円以上(大規模半壊は400万円)に引き上げるよう国に強く求めること。申請期日の延長を求めること。</p> | <p>県としては、今般の大震災のような広域災害においては、本来、国において住宅再建が十分に図られるよう制度設計を行うべきと考え、国に対し、被災者生活再建支援制度の拡充を繰り返し要望してきたところですが、その見直しが進んでいない状況にあるため、限られた財源の中で、「被災者住宅再建支援事業」を市町村と共同で実施してきたところです。今後とも、被災者生活再建支援制度の増額と、震災復興特別交付税などの地方財政措置による支援の拡大を引き続き、国に対して、強く要望して参ります。 なお、申請期日については、今後、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、各市町村の意向を確認しながら、適時に再延長について検討して参ります。</p> | 復興局 | 復興局 | B 実現に努力しているもの |
| <p>I 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 02 住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を (3) 県の生活再建住宅支援事業費補助、バリアフリー・県産材活用への補助制度の周知徹底をはかり、積極的な活用を推進すること。被災者の要望がある限り事業を継続すること。</p> | <p>バリアフリーや県産材活用補助など生活再建住宅支援事業の周知については、事業者向け制度説明会、被災者向け相談会、建築士向け講習会等において周知を図っているところですが今後もあらゆる機会をとおして周知を図り、制度の活用を推進していきます。 なお、事業期間については、被災者の住宅再建の状況を踏まえて、延伸する方向で調整しています。</p> | 県土整備部 | 建築住宅課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|--------------|--------------|----------------------|
| <p>I 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 02 住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を (4) 地元業者と県産材活用による岩手県地域型復興住宅(9月末現在、390戸)の普及をはかり、地元業者の取り組みを支援すること。住宅建設の需要拡大に対応する供給体制の確立に取り組むこと。</p> | <p>県では、民間団体や行政等からなる岩手県地域型復興住宅推進協議会を通じた取組や、住宅再建に関する相談会及び展示相談会の開催などにより、地域型復興住宅の普及を図るとともに、建設を促進しています。</p> | <p>県土整備部</p> | <p>建築住宅課</p> | <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> |
| <p>I 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 02 住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を (5) 希望者が全員入居できる災害公営住宅の早期建設に取り組むこと。木造戸建て・長屋方式の公営住宅の建設を重視し、集落とコミュニティを維持した公営住宅の建設を行うこと。集合住宅についてもできるだけ県産材を活用すること。</p> | <p>災害公営住宅は、県と市町村が連携して整備しており、必要戸数についても被災者の意向調査を基に十分に考慮し、市町村と協議しながら計画しています。 また、整備に当たっては、地域の実情等に応じた多様な住宅の供給を推進する方針としており、立地特性等に応じて、長屋や木造での整備を検討しています。</p> | <p>県土整備部</p> | <p>建築住宅課</p> | <p>B 実現に努力しているもの</p> |
| <p>I 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 02 住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を (6) 自力で住宅の確保が困難な高齢者や障害者のためにグループホーム型公営住宅の整備を進めること。</p> | <p>福祉対応型の住宅については、意向調査等により地域のニーズを的確に把握したうえで、整備の主体や手法等について市町村と十分に協議しながら、計画を検討していきます。</p> | <p>県土整備部</p> | <p>建築住宅課</p> | <p>B 実現に努力しているもの</p> |
| <p>I 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 02 住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を (7) 「個人版私的整理ガイドライン」の改善と普及に取り組み、相談・申請の3分の2が排除されている住宅の二重ローンの解消(相談件数974件、債務整理成立件数192件、申し出件数116件、合計308件、12月13日現在)に積極的に取り組むこと。弁護士等による相談活動を強化すること。金融庁・東北財務事務所の金融機関に対する通知(12月10日付)を徹底し、ガイドラインの活用をはかること。原則730万円の収入基準の見直しを求めること。</p> | <p>県ではこれまで、ガイドラインの活用促進に向け、県政広報の活用などにより、様々な機会を捉え、繰り返し被災者への周知に努めてきたところです。 また、沿岸4地区に設置した被災者相談支援センターに弁護士を配置し、継続的に相談対応を行ってきたほか、弁護士会やガイドライン運営委員会等関係機関と連携した無料相談会を各地で順次開催しており、金融機関にも、債務者に直接相談会への案内を行ってもらうなどの協力を求めてきたところです。 なお、被災者の債務整理を確実に促進するためには、制度の運用の見直しはもとより、法整備を含む新たな仕組みの構築が重要であり、これまでに引き続き、あらゆる機会を捉え、国に対し繰り返し、個人の二重債務解消に向けた支援を要望していきます。</p> | <p>復興局</p> | <p>復興局</p> | <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|---------|-------|---------------|
| <p>I 被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 02 住宅確保にさらなる抜本的な支援を—県独自に200万円以上の支援を (8) 仮設住宅の空き室については、Uターンしてきた家族等も活用できるように柔軟な対応を国に求めるとともに、県としても対応すること。</p> | <p>Uターン希望者等の応急仮設住宅の一時入居については、復興庁及び内閣府から、一定の条件のもと、地方自治法に基づく目的外使用許可により、設置主体である県の判断で行うことができるとの回答があり、現在関係市町村から意見を聞きながら、具体的な運用方法を検討しているところです。</p> | 復興局 | 復興局 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>II 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること 01 再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を (1) グループ補助事業については、申請を希望するすべての事業者が対象となるよう大幅に拡充すること。事業者グループや小規模事業者グループも申請し、採択されるよう具体的な支援を強化すること。前払いなどの措置を徹底すること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。来年度以降も継続実施するよう国に強く求めること。</p> | <p>グループ補助事業については、商工団体において復興事業計画の作成や計画の熟度を高めるための支援を行い、できるだけ多くの事業者が補助金を活用できるよう取り組んでいます。交付決定事業者については、部分的に補助金を受領できる概算払いにきめ細かく対応しています。平成26年度も引き続き事業実施することとしており、県では当初予算に計上しています。補助を受けた事業者が直面する経営課題については、商工団体などと連携しながら、専門家による指導助言などにより支援しています。</p> | 商工労働観光部 | 経営支援課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>II 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること 01 再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を (2) グループ補助に準じた小規模事業者に対する支援策を講じること。</p> | <p>県では、沿岸市町村と連携して、被災した事業用資産の復旧に要する経費に対する補助事業を実施しています。また、グループ補助事業の要件になじまない小規模事業者を対象とした新たな補助制度の創設を国に対して要望しています。</p> | 商工労働観光部 | 経営支援課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>II 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること 01 再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を (3) 1,772区画となる仮設店舗・工場については、実態調査を行い、経営支援策を強化すること。本設への抜本的な支援策を講じること。仮設店舗等の解体費用について国が責任を持って対応するように求めること。</p> | <p>仮設店舗の実態について抽出によるヒアリング調査を実施してきたところですが、今後、さらにニーズ把握を強化し、専門家派遣による販売促進や経営力の向上を支援していきます。 また、本設再開に向けて、職員や専門家の派遣による事業計画策定支援により、本設再開に向けた、グループ補助金等の活用を促していきます。 中小企業基盤整備機構で整備された仮設施設については、26年度の国の当初予算において、中小企業基盤整備機構運営交付金に、仮設施設等の有効活用支援(移設、撤去)の費用が要求されたところです。被災市町村の過重負担とならないよう、今後、内容の詳細について情報収集を行っていきます。</p> | 商工労働観光部 | 経営支援課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|---------|----------|---------------|
| <p>Ⅱ 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>01 再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>(4) 県の中小企業被災資産復旧費補助については、内陸の被災事業者も対象に拡充し、継続実施すること。</p> | <p>中小企業被災資産復旧事業費補助は、東日本大震災津波により地域の産業が甚大な被害を受けた沿岸市町村においては、早急に地域経済の再生を促進することが必要であることから、対象地域を沿岸市町村としているものです。</p> <p>なお、中小企業被災資産復旧事業費補助の継続については、平成26年度も引き続き事業実施することとしており、平成27年度以降については、地域におけるまちづくりの進捗状況などを勘案しながら、需要が見込まれる当面の期間は継続ができるよう検討していくこととしております。</p> | 商工労働観光部 | 経営支援課 | S その他 |
| <p>Ⅱ 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>01 再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>(5) 被災者の生活支援に関わる緊急雇用事業を継続すること。事業復興型雇用創出事業費補助は、すでに被災者を再雇用した場合も遡及して対象とすること。新規採用を条件にしないよう改善を国に求めること。被災者の生活を支援し、事業の再生に結びつく安定した雇用の創出に取り組むこと。</p> | <p>緊急雇用創出事業については、平成25年度国補正予算において、震災等緊急雇用対応事業の事業実施期間が1年延長されたところであり、引き続き被災者支援に必要な事業等に活用します。</p> <p>また、事業復興型雇用創出事業については、再雇用の制限及び雇用時期の要件の緩和と事業期間の延長等を国に要望してきたところです。平成25年度国補正予算において事業期間が1年延長されたところですが、要件緩和については、改正は行われていない状況です。</p> | 商工労働観光部 | 雇用対策・労働室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>Ⅱ 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>01 再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>(6) 県は復興事業を推進するためにも、正規職員の大幅な増員をはかること。復興に必要な職員の確保に取り組み、任期付き職員、全国からの応援職員の確保に努めること。応援職員の健康と心のケア対策を強化すること。</p> | <p>本格復興の推進に向け、体制の強化を図ることとしており、平成26年度の職員採用は、平成25年度に比べ35人増の143人を採用する予定としています。</p> <p>また、任期付職員は、被災市町村に派遣する分を含め320人程度の採用を予定しており、平成26年1月1日から順次前倒しで配置しています。</p> <p>更に、全国からの応援職員の確保については、平成25年11月26日に174人の派遣要請を全国知事会等を通じ行っており、平成26年2月末日現在で165人程度の応諾状況となっています。</p> <p>応援職員の健康と心のケア対策については、これまでも応援職員を含めた全職員を対象としたストレスチェックや健康相談、各種研修会などを実施しているところであり、引き続き健康管理及びメタルヘルス対策の強化を図っていきます。</p> | 総務部 | 人事課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------------|-----------|-------------------------------|
| <p>Ⅱ 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>02 二重ローン問題の解決に全力を挙げること。</p> <p>(1) 二重ローンを抱えるすべての事業者を対象に、相談活動を強化し、迅速に債権の買い取りを進めること。既存債務を凍結・減免し、新規融資を早急に行うこと。金融機関に返済猶予の延長を求めること。</p> | <p>岩手県産業復興相談センターにおいて、仮設店舗・工場等本設再開に至っていない事業所等を個別訪問するなど現地での相談活動を行っております。</p> <p>債権買取については、迅速に支援決定できるよう、相談センターが金融機関等債権者と協議を進めており、平成26年2月末現在で93件を支援決定したところです。</p> <p>また、国が設立した東日本大震災事業者再生支援機構でも、98件(平成26年2月末現在)を支援決定しており、県としても、相談センター、機構と連携し、多くの事業者が支援決定を受けられるよう努めていきます。</p> <p>相談センターでは、事業者が長期返済猶予や新規融資を受けられるよう、金融期間と協議・調整しております。買取支援にこれらの支援を加えた件数は、平成26年2月末現在147件となっており、これらについても、引き続き対応していきます。</p> | 商工労働 観光部 | 経営支援 課 | B 実 現に努 力して いるも の |
| <p>Ⅱ 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>02 二重ローン問題の解決に全力を挙げること。</p> <p>(2) 岩手県産業復興相談センターの機能を拡充し、被災事業者の立場に立った支援を強化すること。岩手県産業復興機構は事業者を選別することなく、91件(12月9日現在)にとどまっている債権の買い取りの対策を抜本的に強化すること。</p> | <p>岩手県産業復興相談センターでは、税理士、中小企業診断士等の専門家や金融機関から派遣されている職員が常駐し、被災事業者からの相談に応じるとともに、債権買取などが迅速に行えるよう、事業者の再生計画の策定支援から債権者との調整まできめ細かに対応しております。</p> <p>債権買取などこれら支援策は、地震、津波で直接被害があった事業者は基より、風評被害等間接的な被害があった事業者も対象としており、多くの事業者を支援できるよう取組を進めているところです。</p> | 商工労働 観光部 | 経営支援 課 | B 実 現に努 力して いるも の |
| <p>Ⅱ 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>02 二重ローン問題の解決に全力を挙げること。</p> <p>(3) 東日本大震災事業者再生支援機構の債権買い取りも84件(12月3日現在)にとどまっており、債権買い取りの取り組みを抜本的に強化すること。</p> | <p>東日本大震災事業者再生支援機構では、宮古市、大船渡に現地事務所を設置するとともに、沿岸被災地でも相談対応しているところです。</p> <p>また、岩手県産業復興相談センターに相談があった案件でも、営業拠点が広域にある事業者などは再生支援機構に引き継ぐこととしており、同機構と産業復興相談センターとで相互に連携・補完し、二重ローン問題の解決がさらに進むよう取り組んでいるところです。</p> | 商工労働 観光部 | 経営金融 課 | B 実 現に努 力して いるも の |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|-------|---------------|
| <p>Ⅱ 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>03 被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を (1) 漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の再建整備と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進めること。</p> | <p>水産業の復興に向けては、漁業と流通・加工業の一体的な再生に取り組んできたところであり、その結果、各地でワカメ等の養殖業が再開し、被災した水産加工事業所の8割が事業を再開するなど、本格的な水産業の復興に向けて、一定の基盤が整ってきたところです。</p> <p>今後は、引き続き、漁船等の生産基盤や流通・加工関連施設の復旧・整備を支援するとともに、復旧した漁船や養殖施設等を有効に活用して、一層の漁業生産の回復を図るほか、漁獲から流通・加工までの一貫した高度衛生品質管理体制の構築等に取り組み、水産物の販路の開拓・拡大を図っていきます。</p> | 農林水産部 | 水産振興課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>Ⅱ 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>03 被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を (2) 漁船の確保(10月末で整備6,107隻)を急ぎ、復興実施計画の目標(被災隻数の5割、6800隻)を見直し、被災した8割の漁船の確保に取り組むこと。漁船確保への補助を継続実施するよう国にも求めること。</p> | <p>漁船の確保に関しては、平成25年度末に、補助事業による新規登録漁船数は6,400隻余が見込まれ、これに被災を免れた漁船と自力復旧など補助事業によらない新規登録漁船数を合わせた使用可能な漁船数は10,300隻余となり、被災漁船数(13,271隻)の約8割が確保される見通しとなっています。</p> <p>なお、今後も引き続き、漁協等の要望を踏まえながら漁船の確保に向けた支援に取り組んでいきます。</p> | 農林水産部 | 水産振興課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>Ⅱ 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>03 被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を (3) 養殖施設の整備(10月末で17,082台)については、19,885台の整備目標(13年度末)の早期達成をめざすこと。</p> | <p>養殖施設の整備に関しては、平成25年度末に、補助事業により17,300台の整備が見込まれるところであり、今後も引き続き、漁協等の要望を踏まえながら支援に取り組んでいくほか、各漁協による地域再生営漁計画の策定・実行の支援を通じて、経営規模の拡大や漁協自営養殖などにより、生産量の回復と漁場の有効利用が図られるよう取り組んでいきます。</p> | 農林水産部 | 水産振興課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>Ⅱ 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>03 被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を (4) がんばる漁業・養殖復興支援事業(10月末、39件の計画認定)の取り組みを推進すること。申請の簡素化をはかること。漁民の所得確保対策を講じること。</p> | <p>がんばる養殖復興支援事業については、事業計画の策定段階から地域の実状に応じてきめ細やかな助言や指導に当たるなど、事業導入の支援に取り組むとともに、事業の実施段階においても、適切なフォロー等に努めているところです。</p> <p>漁業者の所得確保対策に関しては、各漁協による地域再生営漁計画の策定・実行を支援し、経営の規模拡大や効率化、生産物の付加価値向上などを図ることにより、生産性・収益性の高い漁業経営体の育成に向けて取り組んでいきます。</p> | 農林水産部 | 水産振興課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------|-------------|---------------|
| <p>Ⅱ 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>03 被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を (5) サケふ化場(20のうち19の整備完了)の再建とともに放流事業の改善に取り組むこと。アワビ・ウニの種苗生産施設の再建整備に取り組むこと。</p> | <p>サケふ化場に関しては、復旧予定の20ふ化場の整備は平成26年度で完了する見込みで、平成27年春には県内のサケ稚魚放流数は概ね震災前の水準まで回復が見込まれます。また、サケ資源の回復に向けて、国等の研究機関と連携した調査・研究、ふ化場における適正な飼育管理の徹底や親魚確保対策等に取り組んでいるところです。</p> <p>アワビ等種苗生産施設に関しては、平成25年度内に県有2施設、漁協所有3施設の復旧・整備が完了することにより、アワビは27年、ウニは26年から震災前を上回る種苗放流数が確保される見込みです。</p> | 農林水産部 | 水産振興課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>Ⅱ 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>03 被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を (6) 固定資産税の減免など漁協に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けに反対すること。</p> | <p>固定資産税の減免については、沿岸被災12市町村に対し、漁協が組合員の代わりに取得した漁船、漁具・漁網、養殖施設について、被災代替資産取得特例と同等の減免措置を講ずるよう助言し、各市町村において措置されたところです。</p> <p>また、各漁協が補助事業や負債整理資金の活用などを内容として策定した復興再生計画について、計画が着実に実行されるよう関係団体と連携しながら、進捗管理や現地指導を通じた支援を行っているところです。</p> <p>水産業復興特区(漁業権の免許に関する特別措置)に関しては、本県水産業が沿岸地域の集落を形成し、地域コミュニティの中心となって発展してきたことから、地域コミュニティの再生のためにも、水産業の中核をなし、漁業権の管理主体でもある漁協を核として、漁業、養殖業の復興に取り組んでいく考えです。</p> | 農林水産部 | 団体指導課、水産復興課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>Ⅱ 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>03 被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を (7) 被災した108漁港の早期再建整備に取り組むこと。</p> | <p>本県水産業は、生産の場としての漁港と生活の場である漁村が一体的な関係を保ちながら成り立っていることから、漁港の早急な復旧・整備が重要と認識しています。</p> <p>こうしたことから、本県では、水産業の復興や地域づくりの方向性と整合を図りつつ、漁協等関係団体や市町村と十分協議しながら、被災した108漁港の早期再建整備に取り組んでいきます。</p> | 農林水産部 | 漁港漁村課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------|-------|---------------|
| <p>Ⅱ 働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>03 被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を (8) 被災農地、沿岸717ha(当面着工可能な311haのうち252ha完了)の早期復旧と整備に取り組むこと。内陸473haは復旧完了。</p> | <p>沿岸部の津波により被災した農地や農業用施設については、県が被災市町村からの要請を受け、事業主体となって復旧を進めています。復旧対象農地717haのうち他の整備計画等との関連で工事着手できない267haを除いた450haについて、26年1月までに253ha(56%)の復旧が完了し、26年春の作付時期までに累計405ha(90%)の復旧を予定しています。</p> <p>また、沿岸地域には、区画が小さく農道や水路が未整備な農地が多いことから、農業生産基盤の復旧・整備に当たっては、地元要望を踏まえつつ、復興交付金事業の導入によりほ場整備と農地の利用集積を一体的に進めることとし、より生産性・収益性の高い農業の実現を支援していきます。</p> | 農林水産部 | 農村建設課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>Ⅲ 被災した県立病院を早期に再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>(1) 被災した県立高田病院、大槌病院、山田病院を早期に再建整備すること。用地の確保に当たっては安全の確保とともに町づくりの中心的施設としての位置付けを明確にして決めること。病院の規模・機能については病院関係者と地域住民の要望を踏まえ決めること。</p> | <p>被災した県立高田病院、大槌病院、山田病院が立地する地域は高齢化率が高く、高齢者を中心とした地域医療を提供する必要があることから、入院機能の確保を最優先として、病院の立地場所や規模・機能の検討を進めてきたところであり、各市町から推薦いただいた場所に再建するなどの整備方針を決定したところです。</p> <p>なお、これらの再建方針は、整備にあたっての基本的な事項を定めたものであり、具体的な機能等については、今後、地域における医療ニーズの把握に努めながら、適切な医療の提供に向けた取組みの中で固めていきます。被災した3病院の再建にあたっては、今後とも各市町と緊密に連携しながら早期再建に向け取組みを進めていきます。</p> | 医療局 | 経営管理課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>Ⅲ 被災した県立病院を早期に再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>(2) 県立大東病院の早期再建整備をはかること。</p> | <p>大東病院の整備については、この地域に一定程度の病床が必要であるとの判断のもと、医師不足などの厳しい状況でありながらも、病床を維持していくことを最優先に、医師への負担を少しでも軽減し、新たな医師を確保しやすい環境をつくる観点から、病床数は40床程度とする、診療時間内の一次救急に対応する、回復期リハビリは千厩病院に集約するなどの整備方針を決定したところであり、現在、平成26年4月の入院再開に向け、準備を進めています。</p> | 医療局 | 経営管理課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|-------------|---------------|
| <p>Ⅲ 被災した県立病院を早期に再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>(3)被災した民間医療機関への支援を強化し、薬局を含め地域医療体制を確立すること。</p> | <p>被災した医療機関の再建支援について、県では、被災地における医療提供機能の早期回復を図るため、国の補助事業による災害復旧や仮設診療所の整備に取り組むとともに、国の補助の対象とならない被災医療機関については、地域医療再生基金を活用して、既存施設の修繕や医療機器の再取得などの応急的な診療再開に要した経費に対する補助のほか、早期の移転新築に対する支援も行ってきたところです。</p> <p>平成24年度からは、地域におけるまちづくりや住民ニーズに対応した医療機関の移転・新築を支援しており、引き続き地域における医療提供体制の復興を支援していきます。</p> <p>薬局については、被災薬局のうち支援を希望する32薬局全てに、被災地薬局機能確保事業により、再建に要する経費を補助したところです。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室、健康国保課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>Ⅲ 被災した県立病院を早期に再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>(4)被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備をはかるとともに、介護職員など人材の確保に努めること。</p> | <p>被災した介護施設は、平成24年度に再建用地を確保し国庫補助事業等を活用し復旧を進めており、平成25年2月時点において、未再開の施設は4施設となっているところです。4施設とも施設復旧の目途はついたところですが、被災地においては介護職員等の確保が厳しく、段階的な開設を検討している施設もあることから、県では、平成26年度、介護職員の住居の確保等被災地特有の課題に対する支援を行うなど介護人材の確保に努めていきます。</p> | 保健福祉部 | 保健福祉部長寿社会課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>Ⅲ 被災した県立病院を早期に再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>(5)被災した障害者と就労支援事業所等の職員確保と生産活動等への支援を強化すること。</p> | <p>本県では、被災により自主生産製品の販売経路喪失や請負業務の打ち切りなどの影響を受けた就労支援事業所等を支援するため、被災失業者を雇用し事業所における創作活動や生産活動等を支援する事業を、平成25年度から実施しております。</p> | 保健福祉部 | 障がい保健福祉課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>Ⅳ 高台移転や土地区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>(1) 防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業などのまちづくりに当たっては、徹底した住民の協議と合意づくりを大原則に進めること。専門家・アドバイザーを派遣して住民が主体のまちづくりを進めること。</p> | <p>現在、被災市町村では、早期住宅再建に向けて、住民との合意形成を図りながら、防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業を進めているところです。</p> <p>また、県では、まちづくり協議会等の住民団体からの要請に基づき、専門家をアドバイザーとして派遣する「復興まちづくり活動等支援事業」を創設するなど、住民主体のまちづくり活動を支援しています。</p> | 県土整備部 | 都市計画課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|-------|---------------|
| <p>IV 高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>(1) 漁業集落防災機能強化事業などのまちづくりに当たっては、徹底した住民の協議と合意づくりを大原則に進めること。専門家・アドバイザーを派遣して住民が主体のまちづくりを進めること。</p> | <p>漁業集落防災機能強化事業の事業主体である市町村では、専門的な知識を有するコンサルタント等とともに地域住民との懇談会などで出された意見・要望を聞き取り、合意形成を図りながらまちづくりを推進してきております。</p> <p>県といたしましても、国等と協力しながら、まちづくり事業に関する協議会等において助言等を行ってきており、今後とも、市町村と緊密な連携を図り、漁業集落の高台移転等が円滑に進むよう支援していきます。</p> | 農林水産部 | 漁港漁村課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>IV 高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>(2) 高台集団移転等に当たっては、集落・コミュニティの維持を基本に、持ち家の再建と災害・公営住宅をセットで整備すること。</p> | <p>災害公営住宅の整備にあたっては、早期の建設を目指すとともに、コミュニティ維持のほか、多様なニーズや地域性に配慮した住まいづくりを進めていきます。</p> <p>また、持家と公営住宅のセットでの整備については、市町村のまちづくりと連携して進めていきます。</p> | 県土整備部 | 建築住宅課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>IV 高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>(3) 津波で浸水した市街地やまちの再建は、二度と住民の命が損なわれないように、津波災害だけでなく、大雨洪水や土砂災害の危険なども総合的に検討し、ハード、ソフトの両面を組み合わせ安全なまちづくりを、住民合意で進めること。</p> | <p>津波等の専門家から構成された岩手県津波防災技術専門委員会の意見等を踏まえ、「比較的発生頻度の高い津波(数十年から百数十年)」に対しては、施設整備により人命・財産や種々の産業・経済活動などを守ることとし、「最大クラスの津波」に対しては、住民の避難を軸に土地利用・避難施設の整備などハード・ソフトを総動員する多重防御の考え方で減災することとしています。</p> <p>なお、洪水や土砂災害の危険性も考慮しながら市町村が行うまちづくりと調整を図るとともに、施設の整備に当たっては、地域住民、市町村、国と話し合いながら進めているところです。</p> | 県土整備部 | 河川課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>IV 高台移転や都市再生区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>(4)-1 地盤のかさ上げや防災集団移転事業は、全額国庫負担とすること。</p> | <p>東日本大震災に係る復興交付金事業として土地区画整理事業や防災集団移転促進事業を実施する場合、通常時の補助に加え、地方負担分の1/2は追加的に国庫補助され、残りの1/2は震災復興特別交付税により手当てされることから、基本的に地方の負担は生じないこととなっています。</p> | 県土整備部 | 都市計画課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>IV 高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>(4)-2 被災宅地の買い上げは、被災者が住宅再建できるように震災前の価格を基本とすること。</p> | <p>防災集団移転促進事業の実施にあたり、移転促進区域内の宅地等を買取る際の価格の評価については、一般の公共事業により用地を取得する場合と同様に、契約締結時における適正な価格により算定することとされています。</p> | 県土整備部 | 都市計画課 | D 実現が極めて困難なもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|----------|---------|---------------|
| <p>IV 高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>(4)-3 まちづくりの事業によって被災者に対する支援に格差が生じないように制度の改善を求めるとともに、県としても独自の支援策を講じること。</p> | <p>まちづくり事業については、それぞれの目的を持って事業が創設されたものであり、実施メニューが異なるとともに、被災者向けの支援内容が必ずしも同様となっていないため、市町村では、震災復興特別交付税を活用した独自の支援を行っています。</p> <p>また、県及び市町村では、被災者が住宅の新築、補修又は改修及び宅地復旧を行う場合に、費用の一部を補助する独自の支援を行っています。</p> | 県土整備部 | 都市計画課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>IV 高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>(5) 復興にかかる埋蔵文化財調査の体制を強化し、専門職員の確保に努め発掘調査の効率化をはかること。</p> | <p>復興事業に係る埋蔵文化財調査に対応するため、平成25年度下半期には県と市町村に全国及び内陸市から25名、県埋文センターには県外法人から3名、県全体で計28名の専門職員が派遣されたところですが、復興事業に係る発掘調査がピークを迎える平成26年度は、県でも専門職を1名新規採用した他、県と市町村に全国及び内陸市から28名、県埋文センターには県外法人から6名、県全体で34名の専門職員が派遣予定となるなど、更なる調査体制の強化を図ることとしています。</p> | 教育委員会事務局 | 生涯学習文化課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>IV 高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>(6) 防潮堤の整備については、地域住民の十分な協議と多面的な検討を行い、住民合意を大前提に、必要なら見直しを行うこと。</p> | <p>計画から工事着手まで、市町村が行う復興計画等の説明会や市町村と連携しながらの事業説明会等において地域の理解を得ながら進めてきたところです。市町村からは、復興まちづくりが進んでおり、その安全確保の観点からも防潮堤を一刻も早く完成して欲しいとの考えが伝えられていることから、防潮堤の早期復旧・整備に取り組んでいくこととしています。</p> <p>なお、防潮堤の高さは、まちづくりと密接に関連するものなので、今後はまちづくり計画(かさ上げの高さを変えるとか)の大幅な変更がない限り、見直す予定はありません。</p> | 県土整備部 | 河川課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>IV 高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>(6) 防潮堤の整備については、地域住民の十分な協議と多面的な検討を行い、住民合意を大前提に、必要なら見直しを行うこと。</p> | <p>防潮堤の整備については、関係市町村と連携を図りながら、住民合意に基づく高さや線形により、復旧・整備に取り組んできています。</p> <p>今後とも、安全・安心なまちづくりに資するため、防潮堤の早期復旧を進めていきます。</p> | 農林水産部 | 漁港漁村課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|-------|---------------|
| <p>V JR大船渡線・山田線の早期復旧を (1) JR大船渡線・山田線の早期復旧をJRと政府に強く求めること。JR大船渡線については、気仙沼駅・陸前矢作駅間の鉄路での運行再開を求めること。</p> | <p>これまで鉄道の早期復旧に向け、沿線市町と協力してJR東日本から提示されたまちづくりとの整合性や利用促進策の検討などの課題の解決に取り組んできたところです。 また、平成26年1月31日にJR東日本から、JR山田線の三陸鉄道による運営がなされましたが、沿線首長は選択肢の一つとして検討する意向を示していることから、県としては、これを尊重して、沿岸市町村及び三陸鉄道と協議しながら取り組んでいきます。JR大船渡線の気仙沼駅から陸前矢作駅間について、JR東日本は、利用者が少ないことから部分的な再開は考えておらず、復旧させる場合は、全線一括で行いたいとの考えを示しています。 県では、これまでも早期運行再開を求めてきましたが、今後も引き続き、沿線市と連携しながらJR東日本に対し働きかけていきます。</p> | 政策地域部 | 地域振興室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>V JR大船渡線・山田線の早期復旧を (2) かさ上げやルート変更による経費については、国の責任で経費の負担措置を行うこと。</p> | <p>これまで、県は、沿線市町や宮城県、福島県と連携し、JR山田線復旧のための財政支援措置の要請を国に繰り返し行い、まちづくりに伴う鉄道の嵩上げなどのかかり増し費用約70億円については、概ね目途がつきつつあると認識しています。 今後、財政支援の対象とならない箇所が発生する場合は、国に対し財政支援の働きかけを行っていきます。</p> | 政策地域部 | 地域振興室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>V JR大船渡線・山田線の早期復旧を (3) 代替の交通確保にJRは責任を持ち、早朝、夜を含めた必要な便数を確保すること。大船渡線でのBRTの運行はあくまで鉄路復旧までの間の代替交通であり、きめ細かいルートとすること。</p> | <p>JR山田線の代替交通については、路線バスの振替輸送により、一定程度確保されている状況にありますが、更なる利便性向上に向け、今後も引き続き関係市町、バス事業者及びJR東日本との協議を継続していきます。 JR大船渡線の代替交通については、BRT仮復旧により確保されていますが、復興まちづくりの進捗よくに合わせて、その地域に適したルートとなるよう、引き続き協議を継続していきます。</p> | 政策地域部 | 地域振興室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>V JR大船渡線・山田線の早期復旧を (4) JR岩泉線の廃線にあたっては、JR東日本の責任を明確にして、地域住民の利便性の確保を前提に行うこと。</p> | <p>JR岩泉線について、平成24年11月の同線の代替交通確保に係る関係者間の合意時に、県からJR東日本に対し、公共交通を担う役割を再認識し、今後は鉄道からバスに変わるものの、引き続き公共交通の維持・確保に努めるよう要請したところです。 県としては、沿線の宮古市及び岩泉町の意向を踏まえ、バス路線となる国道340号の難所である押角峠の道路改良に取り組み、地域住民の利便性の確保に努めていきます。</p> | 政策地域部 | 地域振興室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|-------|---------------|
| <p>VI 防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること</p> <p>(1) 防潮堤の高さや水門の整備については、安全の確保とともにまちづくりの計画、漁業や観光、環境との共生など総合的な検討を行い、地域住民との協議と合意に基づいて進めること(19ヶ所22地区で防潮堤の高さを見直し)。</p> | <p>計画から工事着手まで、市町村が行う復興計画等の説明会や市町村と連携しながらの事業説明会等において、地域の理解を得ながら進めてきたところです。市町村からは、復興まちづくりが進んでおり、その安全確保の観点からも防潮堤を一刻も早く完成してほしいとの考えが伝えられていることから、防潮堤の早期復旧・整備に取り組んでいくこととしています。</p> <p>なお、防潮堤の高さについては、まちづくり計画策定の過程で、頻度の高い津波に対する安全度が確保されるなどの場合には、地域の意向や他地区への影響を確認したうえで、防潮堤の高さを最大値より低い高さとした箇所もあります。</p> | 県土整備部 | 河川課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>VI 防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること</p> <p>(2) 大船渡・釜石の湾口防波堤については、津波による被災状況の検証を行い、漁業への影響なども含め、地域住民に情報を公開し、住民の協議と合意を踏まえて今後のあり方を決めること。</p> | <p>湾口防波堤の防災効果等については、国において「港湾における総合的な津波対策のあり方(中間取りまとめ)の中で「東日本大震災による被害状況と津波防災施設の役割の評価」に係る検証が行われ、「防波堤には、①津波高を低減、②港内の水位上昇を遅延させて避難時間を確保、③流速を弱め破壊力を低減させる効果がある。」といった報告がされています。</p> <p>また、国、県、地元市や港湾利用者などにより策定された復旧・復興方針では、大船渡・釜石の湾口防波堤について5年以内の復旧を目標としていることから、地域住民の理解を得ながら湾口防波堤の早期復旧について、国に対して強く要請していきます。</p> | 県土整備部 | 港湾課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>VI 防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること</p> <p>(3) 総事業費1兆1400億円余に及ぶ復興道路については、その必要性、緊急性を精査し、見直しを含め計画的に進めること。あくまでも生活再建と生業の再生を最優先に優先順位を定め復興事業を進めること。</p> | <p>三陸沿岸地域の早期復興のためには、高規格幹線道路や地域高規格道路による三陸沿岸の縦貫軸及び内陸と沿岸を結ぶ横断軸で構成される道路ネットワークの構築が必要不可欠と考えています。県ではこれらの復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興基本方針」に沿って着実に整備を進めるとともに、県の復興計画期間である平成30年度までに全線開通することを国に対し要望しています。</p> <p>平成25年度には、「普代道路」「尾肝要道路」「高田道路」が全線開通するなど、着実に整備が進められており、県としては、引き続き、関係市町村と連携を図りながら、復興道路の早期整備、予算の確保について、国に対し強く働きかけていきます。</p> <p>なお、道路事業については、復興道路を補完する復興支援道路、復興関連道路の整備のほか、沿岸市町村のまちづくりと一体となった「まちづくり連携道路整備事業」についても最優先で整備を進めています。</p> | 県土整備部 | 道路建設課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|----------|-------|---------------|
| <p>Ⅶ 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>(1) 県として子どもの医療費助成を小学校卒業まで拡充すること。</p> | <p>乳幼児医療費助成制度において、ご要望のありました施策の実施に要する県負担額について、粗い試算ですが、小学校卒業まで対象を拡大した場合は、約4億円の増が見込まれます。</p> <p>このような多額の経費が見込まれる拡大は、県単独施策における県立病院等事業会計負担金が多額となっていることなどから、直ちに実施することは難しいと考えております。</p> <p>しかしながら、医療費助成制度は市町村と共同で運営していることから、引き続き、市町村の意見等を伺いながら、制度のあり方について検討していきます。</p> | 保健福祉部 | 健康国保課 | C 当面は実現できないもの |
| <p>Ⅶ 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>(2) 全壊した県立高田高校の再建整備をできるだけ早期に行うこと。</p> | <p>県立高田高等学校の整備については、陸前高田市高田町字長砂地内の県立高田高等学校第2グラウンド北側を建設地とし、平成26年1月に第一体育館が完成しました。現在、校舎等の建築工事を行っており、平成26年度末までの完成を目指して取り組んでいます。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>Ⅶ 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>(3) 仮設校舎(9校)、他校を間借り(3校)、他施設を使用(5校)の小中学校の早期の再建整備を進めること。当面、仮グラウンドや体育館などの確保に努めること。</p> | <p>平成26年2月末現在、7市町17校について、関係市町において復旧整備に向けた取組みが進められているところであり、早期再建並びに学校設置者が計画する整備内容が実現されるよう、引き続き全面的な財政支援措置等について、国に対し働きかけるとともに、関係市町教育委員会に対する適切な指導助言等に努めていきます。</p> <p>校庭に仮設住宅等が建設されている小中学校は平成26年2月末現在38校であり、関係市町において仮設グラウンド整備等の対応が進められてきたところです。平成26年2月末現在、24校において仮設グラウンドを整備済み又は整備中となっており、そのほかの学校でも校地内の空きスペースの活用や他校・他施設のグラウンドの利用など、学校の状況等に応じて適切に対応していると伺っています。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|----------|------------------|---------------|
| <p>Ⅶ 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>(4) 放課後の学習室の確保と学習支援の取り組みを進めること。小中一貫校や統廃合計画については、地域住民による十分な協議と合意を踏まえて行うこと。</p> | <p>【小中一貫教育・統廃合】 小中一貫教育の導入や小中学校の統廃合については、児童生徒の健やかな成長を促し、豊かな人間性を育むうえで必要な教育環境の整備や教育向上の観点から、地域住民の意見を十分に聞きながら進めることが重要と考えており、被災地の学校においても設置者である市町村が策定する復興計画等に基づき、地域住民の意見を聞きながら進められるものと考えています。</p> <p>【放課後の学習支援】 国庫委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用し、小学生の放課後の居場所「放課後子ども教室」を26市町村において117教室開設するほか、市町村単独で13教室が開設されており、多くの教室で宿題等に取り組む学習活動を取り入れています。また、同事業を活用した中高生の放課後及び週末の学習支援については、6市町村19か所において取り組まれています。両事業共に実践事例を紹介しつつ、取組市町村の拡充に引き続き努めているところです。</p> | 教育委員会事務局 | 学校教育室、生涯学習文化課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>Ⅶ 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>(5) 被災地への教員の加配措置(今年度、小中で200人、高校で37人)を継続し、スクールカウンセラーの配置を強化し、児童生徒の心のケアの取り組みを強化すること。教員等の宿舎の確保に努めること。</p> | <p>【教員の加配措置】 被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の加配について、学校要望を踏まえて国に要望し、要望どおり加配が認められています。教職員の中・長期的な加配措置の継続について、これまでも国に対して要望しており、今後も引き続き要望していきます。</p> <p>【スクールカウンセラー配置】 通常のスクールカウンセラーの配置に加え、被災地域の教育事務所に巡回型カウンセラーを配置するなど、重層的な体制を整えています。内陸部についても、緊急事案に柔軟に対応できる体制を整備しています。</p> <p>【教員等の宿舎の確保】 被災した教職員用公舎の復旧整備については、整備用地の確保など、被災市町村のまちづくりの状況を踏まえる必要があることから、当面、未利用公舎の改修などにより、住居の確保に努めます。</p> | 教育委員会事務局 | 教職員課・学校教育室・教育企画室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>Ⅶ 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>(6)-1 被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金奨学金給付事業」(今年度516人)の拡充をはかること。</p> | <p>震災で被災したことにより親を亡くした又は行方不明となった児童生徒等を支援するため、平成25年度から定期金、一時金とも給付額を増額しています。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------------|----------|---------------|
| <p>VII 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>(6)-2 被災高校生を対象とした奨学金制度(実質給付制、今年度174人)の活用をはかること。</p> | <p>県内の各高等学校等を通じて周知しているところですが、今後とも同制度が活用されるよう周知を行います。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>VII 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>(6)-3 被災児童就学援助制度の継続を求めること。</p> | <p>被災児童生徒就学援助事業については、国の「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を活用し、震災により経済的理由から就学困難となった小中学校の児童生徒に対する市町村の就学援助事業の経費の補助を実施しています。(補助率10/10) 国の臨時特例交付金は、平成26年度まで予算措置されているところですが、就学援助を必要とする児童生徒が解消されるまで継続措置するよう、引き続き国に対して要望していきます。</p> | 14 教育委員会事務局 | 教育企画室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>VII 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>(7) 震災孤児・遺児に対する支援を強化すること。児童福祉司を大幅に増員し、養育里親への支援を強化すること。</p> | <p>被災孤児・遺児に対する支援については、児童相談所の職員や、沿岸広域振興局に配置している「遺児家庭支援専門員」が家庭訪問等により、各種支援制度の周知やきめ細かな相談支援を行うとともに、必要に応じて、子どものこころのケアに努めています。</p> <p>また、児童福祉司については、平成25年度に2名を増員し、被災孤児を養育する親族里親等への相談支援の拡充に努めているところであり、今後においても、引き続き支援に努めていきます。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>VIII 災害廃棄物の処理について</p> <p>(1) 災害廃棄物(525万トン、処理量434.28万トン・82.7%、10月末)の今年度末までの期限内処理に全力を上げて取り組むこと。</p> | <p>東日本大震災津波により、岩手県内で発生した災害廃棄物の処理については、一日でも早く完了することが、復興への第一歩と認識しており、国や市町村と連携し、全力で取り組んできたところ、3月末までには概ね完了できる目処が立ちました。</p> | 環境生活部 | 廃棄物特別対策室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>VIII 災害廃棄物の処理について</p> <p>(2) 県内処理に最大限取り組むとともに、再生利用に積極的に取り組むこと。</p> | <p>災害廃棄物の処理に当たっては、沿岸地区はもとより、内陸市町村等の受入可能な全ての焼却施設に加え仮設焼却炉を2基設置し、民間の処理施設も最大限活用して処理を行ったところです。</p> <p>また、木くずのボード化やセメント原料、復興資材化などにより、処理量の8割程度を再生利用しています。</p> | 環境生活部 | 廃棄物特別対策室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>VIII 災害廃棄物の処理について</p> <p>(3) 災害廃棄物の処理状況、再生利用の状況、放射線量の測定状況などの情報を積極的に明らかにすること。</p> | <p>現在、環境省の作成している広域処理のホームページにより一元的なデータの提供を行っているが、県独自の情報を提供する必要がある場合は、提供する方法を検討していきます。</p> | 環境生活部 | 廃棄物特別対策室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|---------------------|----------------------|----------------------|
| <p>Ⅱ 山田町の緊急雇用創出事業(山田町災害復興支援事業)の破たん問題の徹底した検証を (1) 6億7000万円の不適正支出と返還が求められた山田町災害復興支援事業について、県の指導・監督、完了検査について、徹底した検証を行うこと。</p> | <p>県では、山田町災害復興支援事業等検証委員会を設置し、補助事業者としての県の対応を検証するとともに、事業の適切な執行管理の在り方を検討したところです。</p> | <p>商工労働 観光部</p> | <p>雇用対策・ 労働室</p> | <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> |
| <p>Ⅱ 山田町の緊急雇用創出事業(山田町災害復興支援事業)の破たん問題の徹底した検証を (2) 乱脈な事業を行ったNPO法人「大雪りばあねっと」の責任とともに、事業主体であった山田町の責任の所在を明らかにし、県の関わりと責任を明らかにすること。</p> | <p>県では、山田町災害復興支援事業等検証委員会を設置し、補助事業者としての県の対応を検証するとともに、事業の適切な執行管理の在り方を検討し、報告書に取りまとめましたが、その中で県の関わりと責任を明らかにしたところです。</p> | <p>商工労働 観光部</p> | <p>雇用対策・ 労働室</p> | <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> |
| <p>Ⅲ 復興予算の流用許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を (1) 復興予算の被災地以外での流用を許さず、返還を求めること。流用に道を開いた復興基本法の改正を求めること。</p> | <p>復興予算の使い方については、東日本大震災からの復興の基本方針の中で、「国の総力を挙げて、『東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興』へと取組みを進めていかなければならない」とされており、こうした復興の基本方針を大前提として、予算が計上されることが必要と考えています。</p> <p>そこで、復旧・復興が実現するまでの間、まずは、復興交付金やグループ補助金をはじめとする被災地で必要とされている事業予算が確実に確保されるべきであり、県では、復興予算の使途に関する被災地の疑念を払拭するとともに、一日も早い迅速な復興に向けて、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策を講じていただくよう、平成24年10月に財務省及び復興庁に対し復興予算の使途に関する要望を行いました。その結果、国においても問題意識の共有が図られ、平成25年1月29日に開催された国の復興推進会議における今後の復旧・復興事業の規模と財源に関する決定の中でも、①毎年度の予算編成において、被災地の復旧・復興に必要な施策・事業を見直したうえで、そのための財源の検討を行い、必要な予算を確保する。②また、復興関連予算について、不適切使用等の批判を招くことがないように、使途の厳格化を行う。ことが明記されたところです。この使途の厳格化の徹底の結果、復興関連予算で造成された「全国向け事業に係る基金」について、今年度1,054億円が返還される見込みとなっており、平成25年度補正で予算措置されたところです。</p> <p>今後とも一日も早い復興の実現に向け、復興が完了するまでの間の確実な財源と、被災地が創意工夫できる自由度の高い財源について、国に対し、引き続き要望していきます。</p> | <p>復興局</p> | <p>総務企画 課</p> | <p>B 実現に努力しているもの</p> |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|----------|---------|---------------|
| <p>X 復興予算の流用許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を</p> <p>(2) 県・市町村が自由に使える復興基金の大幅な増額を国に求めるとともに、5省庁40事業に限られている復興交付金の改善を求め、使い勝手の良いものにする。</p> | <p>基幹事業が制度創設時から5省40事業に限定されており、今後の復興まちづくりの進展に応じて取組の加速化が見込まれる産業や観光振興等のなりわいの再生の分野で十分活用できないなど、復興状況に応じて柔軟に対応できないことが課題と考えています。</p> <p>このことから、国に対して、機会を捉えて、基幹事業の追加など、地方の創意工夫を発揮するための復興交付金の柔軟な運用、取崩し型復興基金の増額等について要望を行ってきたところであり、今後とも、引き続き、国に対し要望していきます。</p> | 復興局 | 総務企画課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>X 復興予算の流用許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を</p> <p>(3) 復興特別法人税(8000億円)の廃止に反対し、必要な復興財源を確保するよう国に求めること。</p> | <p>平成25年度東日本大震災復興特別会計補正予算により、復興特別法人税の前倒し廃止に伴う財源が補填されたところです。</p> | 復興局 | 総務企画課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>XI 原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>(1)-1 学校など子どもが近づくすべての場所で、徹底した放射線量の測定・調査を行い、速やかな除染を行うこと。</p> | <p>平成23年度に、県内全ての県立学校校地内の空間線量率を測定し、局所的に高い値を測定した10の県立学校の除染を実施しました。</p> <p>また、平成24年度は、汚染状況重点調査地域内の4つの県立学校の校庭等の除染を実施しました。</p> <p>今後も定期的に(月1回程度)空間線量率を測定し公表するとともに、その状況に応じて適切に対応していきます。</p> | 教育委員会事務局 | スポーツ健康課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>XI 原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>(1)-2 公園など子どもが近づくすべての場所で、徹底した放射線量の測定・調査を行い、速やかな除染を行うこと。</p> | <p>県立都市公園については、定期的に空間線量率を測定しています。なお、これまでの測定結果では、国が示している低減措置を実施する目安(1時間当たり0.23マイクロシーベルトに相当)を下回っています。</p> | 県土整備部 | 都市計画課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>XI 原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>(1)-3 希望する子どもに健康調査を継続実施すること。</p> | <p>県では、汚染重点調査地域に指定されている県南3市町に対し、希望者への内部被ばく検査実施に要する費用の補助を行っており、引き続き支援していくこととしています。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|----------|---------|---------------|
| <p>XI 原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を (1)-4 住民の希望にこたえる検査・測定の体制と機器の配備を行うこと。</p> | <p>県所有の環境中等の放射性物質を測定する機器類は、原発事故発生前には、モニタリングポストが1台、ゲルマニウム半導体検出器が1台、サーベイメータが2台でしたが、その後測定機器の整備を進め、平成24年度末までにそれぞれ10台、4台(うち1台は農業研究センターに設置)、13台の体制となっています。 これらの機器を活用して必要な検査・測定を行うとともに、得られたデータは速やかに公表しています。</p> | 環境生活部 | 環境保全課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>XI 原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を (2)-1 農林水産物の放射能検査体制を抜本的に強化すること。</p> | <p>県では、平成23年6月から農林水産物の放射性物質濃度検査計画に基づき、県内で生産される農林水産物を対象に放射性物質濃度検査を実施しており、平成24年には、食品中の放射性物質の新たな基準値が施行されたことから、検査対象品目や検体採取市町村を拡大するとともに、農業研究センターへのゲルマニウム半導体検出器の配備や簡易分析機の増設など、検査の充実・強化を図ったところです。なお、平成25年12月末現在における県産農林水産物の検査件数は、前年同期とほぼ同数の約13,600件となっています。</p> | 農林水産部 | 農林水産企画室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>XI 原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を (2)-2 食品、とりわけ学校給の食放射線量の検査を徹底すること。</p> | <p>自校で学校給食を調理している11の県立学校全てにおいて、測定機器を整備し、流通の場を通じない地場産物などの食材及び提供後の給食について、放射性物質濃度測定を実施するとともに、県内の地域バランスを考慮の上、4市町と県立学校1校を対象に、提供後の学校給食一食分についてモニタリング検査を実施し、学校給食の安全安心の確保に努めています。</p> | 教育委員会事務局 | スポーツ健康課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>XI 原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を (2)-3 食品、とりわけ保育園給食の放射線量の検査を徹底すること。</p> | <p>県では、「県産食材の安全確保方針」に基づき、県産食材等を中心とした放射線量の検査の実施や検査結果の速やかな公表など安全な県産食材の供給に向けた取組を積極的に実施しており、これらの取組により保育所等の給食の安全性の確保に努めてきたところです。 更に、給食のより一層の安全安心を確保する観点から、既存の流通段階における検査体制に加え、市町村や関係各部と連携のうえ、給食等で使用する食材の検査体制の整備に努めているところです。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|---------------|---------------|
| <p>XI 原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を (3) 汚染された稲わらや堆肥、牧草の一時保管と処理を国の責任で、県も市町村任せにせず行うこと。牧草の除染については、風評被害対策を含め出来るだけ早期に完了すること。</p> | <p>(一時保管と牧草の除染の風評被害対策) 汚染された牧草、稲わら及び牛ふん堆肥(以下「汚染牧草等」)については、各農家や地区ごとにパイプハウスの施設で一時保管されており、引き続き適切な管理が確実にされるよう支援していきます。 牧草の除染については、放射性物質被害畜産総合対策事業を創設し、国の暫定許容値及び酪農における基準値(以下「国の暫定許容値等」)を超過した場合には「牧草地再生対策事業」により、国の暫定許容値等以下については「いわて型牧草地再生対策事業」により除染が計画的に進められるよう引き続き支援していきます。</p> | 農林水産部 | 畜産課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>XI 原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を (4) 汚染された原木シイタケ処理とほだ場の除染に取り組むとともに、シイタケ栽培の再生にあらゆる対策を講じること。</p> | <p>県では、これまで生産物とほだ木の全戸検査、経営緊急支援資金の交付や安全な原木の供給、指標値を超過したほだ木の処理、落葉層除去等のほだ場環境整備、栽培方法転換のための簡易ハウス導入支援など、市町村・関係団体と連携しながら、産地再生と経営再建に向けた取組を実施してきたところです。 今後も、これらの取組を継続するとともに、新たに原木購入に要する経費を支援していくほか、一刻も早い原木しいたけの出荷制限の解除に向けて国と協議を進めるなど、引き続き産地再生への取組を強化していきます。</p> | 農林水産部 | 林業振興課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>XI 原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を (5)農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと。</p> | <p>農用地については、平成23年度に農林水産省技術会議と連携して、県内160地点の農地土壌中の放射性セシウムの精密調査を行い、文部科学省が実施した「航空機モニタリング結果」と併せて「岩手県 農地土壌の放射性物質濃度分布図」を県ホームページ等で県民に公開しました。 さらに、農業研究センター及び農業改良普及センターでは、土壌から農作物への吸収・移行等に関する調査研究を行い、得られた知見に基づき「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」(平成24年2月策定)を作成し、生産者の不安の払拭と安全な農産物の生産に供するとともに、新たに得られた知見に基づき、随時改訂しています。 森林については、平成23年度に文部科学省から「航空機モニタリング結果」のデータ提供を受け、森林基本図と重ねて確認できるデータとして各市町村に配布しました。 また、生活圏に隣接する森林の除染が行われる際は、市町村に対し、国等が行っている除染、試験研究等で得られた知見・情報等の提供や森林作業の具体的な手順等について、技術的な指導・助言を行うこととしています。</p> | 農林水産部 | 農業普及技術課、森林整備課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------|---------|---------------|
| <p>XI 原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を (6) 原発災害による農林漁業者や業者、県・市町村の損害について、早期に全面賠償を行うよう強く東京電力と国に求めること(農林水産物の賠償請求額247億円余に対し支払額は207億円・84%、9月末現在)。賠償は毎月の支払いとすること。賠償金については非課税扱いとするよう国に求めること。賠償請求の手続きを簡素化させること。</p> | <p>原発事故による被害については、事故の原因者である東京電力が一義的にその責任を負うべきものであり、県ではこれまで、東京電力に対し、風評被害を含む全ての損害について、速やかに賠償を行うよう強く求めるとともに、国に対しても、東京電力への指導など必要な措置を講じるよう求めてきました。 なお、賠償金への課税については、生命・身体的損害に対するものについては非課税、営業損害等に対するものについては課税対象とする旨、国税庁から示されており、県としては、まずは東京電力が広く責任を認め、被害の実態に即した十分な賠償を行うよう引き続き強く求めています。</p> | 総務部 | 総務室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>XI 原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を (7)「即時原発ゼロ」の実現をめざし、原発の再稼働に反対すること。</p> | <p>原発事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、昨年度のエネルギー政策を巡る国民的議論においても、エネルギーに対する国民の問題意識や、再生可能エネルギーへの新たな意欲の高まりが表れており、こうした意識の変化を踏まえたエネルギー政策が求められているものと考えます。 本県としては、再生可能エネルギーは地産地消のエネルギー自給率の向上はもとより、地球温暖化防止や防災のまちづくり、地域振興など多面的な効果をもたらすものと認識しており、再生可能エネルギーによる電力自給率を倍増する目標の達成に向けて力強く導入を推進しているところです。</p> | 環境生活部 | 環境生活企画室 | S その他 |
| <p>XI 原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を (8) 再生可能エネルギーの最大限の普及に取り組むこと。発送電の分離など電力体制の改革を求め、地域密着型の新産業の構築をめざすこと。住宅の断熱リフォームなど低エネルギー社会への取り組みを強化すること</p> | <p>県では、平成24年3月に策定した「岩手県地球温暖化対策実行計画」において、再生可能エネルギーによる電力自給率を、平成32年度までに倍増する計画を立て、市町村と連携した太陽光発電立地のマッチングや低利融資制度による支援のほか、防災拠点施設や被災住宅等への導入支援を進めています。 こうした取組等により、再生可能エネルギーの導入が進展しつつある一方、今後の立地拡大にあたっては、送電網の接続制約が隘路となる懸念があり、県においては、これまで国に対し、送電線増強支援などの接続容量の拡大や発送電分離など電力システム改革の要望を行っているところです。 今後も、機会を捉えて、国に対し要望を行うとともに、各種セミナーの開催による機運醸成や、事業者等との意見交換を進めながら、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入拡大に向け取組を進めていきます。 併せて、省エネ対策のモデル事例の普及・啓発や、省エネ設備の導入支援を行いながら、将来にわたって持続可能な低炭素社会の実現を目指していきます。</p> | 環境生活部 | 環境生活企画室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|-------|---------------|
| XI -1 復興に逆行する消費税の増税の中止を求めること。 | <p>消費税増税は地域経済に大きな影響を与え、震災復興の阻害要因となるおそれがあることから、県としては、政府に対して、被災地の経済実態を的確に把握したうえで慎重に判断するよう求めてきたところです。</p> <p>今後においても、政府に対し、消費税増税によって、経済的に弱い立場にある方々が困窮しないようにするとともに、農林水産業をはじめ地方に根ざした産業に十分配慮し、地方経済の落ち込みや復興の遅れを招かぬよう、しっかりとした対策を行うことを求めていきます。</p> | 総務部 | 税務課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| XI -2 復興に逆行するTPP参加の撤退を求めること | <p>TPP協定は、本県の基幹産業である農林水産業のみならず、投資、医療、労働、政府調達など、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。</p> <p>そのため、交渉を行う政府は、拙速に走ることなく、十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くしたうえで、慎重に判断し、地方の経済活動や国民生活に影響が生じると見込まれる場合には、交渉からの撤退も含め、断固たる姿勢で臨んでもらいたいと考えています。特に、TPP協定が、東日本大震災津波からの復興の途上にある被災地域の活力を損なうことが決してあってはならないと考えています。</p> <p>政府に対しては、これまでも機会があるごとに本県の考えを要望してきたところですが、今後ともあらゆる機会を捉えて要望等を行っていきます。</p> | 政策地域部 | 政策推進室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>01 「税と社会保障の一体改革」の名のもとに、年金・医療・介護・保育など社会保障の大改悪と消費税の増税を進めようとしていることに反対し、消費税の8%、8兆円の史上空前となる増税の来年4月実施の中止を求めること。社会保障解体法というべき社会保障プログラム法の具体化に反対し、社会保障の拡充を求めること。</p> | <p>平成25年12月8日に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づき、国の審議会等で社会保障制度改革に関する審議が進められることとなっておりますが、その内容によっては、住民をはじめ、県・市町村の財政や役割にも多大な影響があると考えられます。</p> <p>このため、国と地方が十分協議する機会を設け、地方の意見を踏まえ、具体的な制度を設計していくよう、全国知事会などの関係団体等と連携して働きかけていきます。</p> | 保健福祉部 | 保健福祉部 | S その他 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|-------|---------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>02 高すぎる国保税は引き下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>(1)高すぎる国保税の引き下げを実現すること。そのために国庫負担の復元を求めるとともに、県の独自補助を実現し、市町村の繰り入れも行うようにすること。国保の広域化に反対すること。</p> | <p>県民の収入が伸びない経済状況の中、国保税の負担感が増していると考えており、県として、国の公費負担割合を拡大し、負担軽減を図るよう国に要望しています。</p> <p>国保税については、市町村が給付費の状況や収納率等に応じて責任を持って設定すべきものであることから、県が独自補助を行うことや法定外繰入による国保税の引き下げを行うよう助言することは、適当でないと考えており、県としては、国民健康保険法に基づき財政負担を着実にを行うとともに、市町村からの求めに応じて助言等を行うことにより、適切な国保税が設定されるよう支援していきます。</p> <p>また、国保の広域化については、平成25年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、国保が抱える財政上の構造的な問題を解決することとした上で、都道府県が財政運営を担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村との適切な役割分担について検討し、必要な措置を講ずることとされています。今後国では、地方団体と十分に協議を行うこととしており、県としては、全国知事会等を通じて、十分意見を述べていくこととしています。</p> | 保健福祉部 | 健康国保課 | C 当面は実現できないもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|-------|---------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>02 高すぎる国保税は引き下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>(2) 窓口全額負担となる資格証明書の発行はやめ、短期保険証の「溜めおき」は直ちに是正すること。短期保険証の発行も見直すこと。滞納者への資産の差し押さえを見直すこと。</p> | <p>国民健康保険制度では、被保険者間の負担の公平を図る観点から、災害や病気などの特別な事情がないにもかかわらず1年以上の国保税滞納者に対し、被保険者証の返還及び資格証明書の交付措置を講ずるよう義務付けています。</p> <p>県としては、交付に際しては一律に交付することなく、滞納者個々の事情に十分配慮するとともに、資格証明書を交付した者に対しては、分納指導などきめ細かな相談対応によって短期被保険者証への移行を促進するなど、制度の適正な運用について、これまで同様、市町村に対し助言していきます。</p> <p>短期被保険者証の交付については、国の通知を受け、保険税を滞納している世帯に対し、市町村の窓口において納付相談をすることができる旨を周知するとともに、納付相談に来ない等を理由に窓口における溜めおきを放置することなく、電話連絡や家庭訪問等で接触を試み、できるだけ速やかに手元に届けるよう、市町村に対し通知しているほか、会議等の場で適切に運用するよう要請しているところであり、今後も必要な助言を行っていきます。</p> <p>滞納処分は、税負担に関する公平性や安定した国保財政を確保するため、担税能力がありながら納付していただけない方に対して、市町村において、地方税法、国税徴収法等の法令に基づき、十分な調査を行ったうえで実施されているものと認識しています。</p> | 保健福祉部 | 健康国保課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|-------|---------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>02 高すぎる国保税は引き下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>(3) 市町村が減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取り組みを徹底させること。</p> | <p>国保税については、医療費の動向等をもとに市町村保険者において判断すべき事項であり、また、国保税の減免については、県内の全市町村において減免条例を定め、個々の生活実態等を踏まえて減免の決定を行っています。</p> <p>また、一部負担金の減免については、平成22年9月の国からの一部負担金減免等の取扱いに関する通知を受け、県では、市町村が本通知等の趣旨を踏まえ、地域の実情、被保険者個々の生活実態を考慮しながら減免措置を適切に行うための基準の整備等について要請し、必要な助言を行っています。</p> <p>県としては、今後も国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう適切に助言していきます。</p> | 保健福祉部 | 健康国保課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|-------|--------------------------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 03子どもの医療費助成は、当面小学校卒業まで拡充し、中学校卒業までの拡充をめざすこと。</p> <p>(1) 子どもの医療費助成は、当面、小学校卒業まで拡充すること。県単独医療費助成の一部負担(通院、医療機関ごと月1500円、入院月5000円、年間約10億円の負担増)を見直し無料化を復活すること。所得制限を撤廃すること。現物給付に戻すこと。国の現物給付に対するペナルティーの廃止を強く求めること。</p> | <p>1 乳幼児医療費助成制度の対象拡大並びに一部負担及び所得制限の撤廃について</p> <p>乳幼児医療費助成制度について、ご要望のありました施策の実施に要する県費負担額について、粗い試算ですが、①小学校卒業まで拡大した場合は、約4億円の増、②小学校卒業まで対象を拡大したうえで、所得制限を撤廃した場合は、約2億9千万円の増、さらに、③一部負担を撤廃した場合は約6億6千万円の増となり、①、②、③のすべてを実施した場合、合計で約13億5千万円の増が見込まれます。</p> <p>このような多額の経費が見込まれる対象の拡大は、県単独政策における県立病院等事業会計負担金が多額となっていることなどから、直ちに実施することは難しいと考えています。</p> <p>しかしながら、医療費助成制度は、市町村と共同で運営していることから、引き続き市町村の意見等を伺いながら、制度のあり方について検討しています。</p> <p>また、一部負担及び所得制限については、限られた財源の中で増大する福祉サービスに対応し、社会的公平を図るため、受益者がその能力に応じて負担するという考え方から設けられているものです。(C)</p> <p>2 医療費助成制度の現物給付化について</p> <p>現物給付化を採用した場合、国において市町村の国民健康保険に対する国庫支出金を減額することとなっており、市町村や関係団体と協議のうえ、平成7年度から償還払い方式としています。</p> <p>すべての医療費助成制度に現物給付方式を採用した場合、市町村国保への影響は、粗い試算ですが、約6億3千万円の減額と見込まれます。</p> <p>平成25年7月に、各市町村に対して、現物給付化に対する考え方を調査したところ、「現物給付は望ましいが、減額措置が存続されている状況では、厳しい財政環境の下、現物給付化は慎重に考える必要がある」との意見が大勢であり、現物給付化した場合に国庫支出金を減額する国の考え方に変更がないことから、県としては、引き続き国に対して減額措置の撤廃を要望していきます。(B)</p> | 保健福祉部 | 健康国保課 | C 当面は実現できないもの B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|-------|---------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>03 子どもの医療費助成は、当面小学校卒業まで拡充し、中学校卒業までの拡充をめざすこと。</p> <p>(2) 在宅酸素療法患者の負担軽減をはかるため、障害者医療費助成制度の対象を3級まで拡大すること。</p> | <p>重度心身障がい者医療費助成制度において、ご要望のありました身体障害者手帳3級まで対象を拡大した場合の県費負担額について、粗く試算しますと、約3億4千万円の増が見込まれます。</p> <p>このような多額の経費が見込まれる対象の拡大は、県単独政策における県立病院等事業会計負担金等が多額になっていることなどから、直ちにこれを実施することは、難しいと考えています。</p> <p>なお、重度心身障がい者医療費助成制度の対象とならない在宅酸素療法患者の方々に対しては、平成16年から酸素濃縮器の使用電気料金の一部を助成しています。</p> | 保健福祉部 | 健康国保課 | C 当面は実現できないもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>03 子どもの医療費助成は、当面小学校卒業まで拡充し、中学校卒業までの拡充をめざすこと。</p> <p>(3) □高額医療費の償還払いについて、新潟県のように市町村、国保連と協力して、窓口負担の軽減をはかる措置を講ずること。</p> | <p>高額療養費の医療機関窓口での支払いについては、平成24年4月から自己負担限度額に留めることができるようになっていきます。</p> | 保健福祉部 | 健康国保課 | S その他 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>03 子どもの医療費助成は、当面小学校卒業まで拡充し、中学校卒業までの拡充をめざすこと。</p> <p>(4) □難病医療費助成の新制度について、対象疾患が増加することは評価できるが、市町村民税非課税世帯も新たな負担増となるなど重大な問題点があり、抜本的な見直しを求めること。</p> | <p>難病医療費助成の新制度(案)では、「制度として確立された医療の社会保障給付とすること」、「対象疾患の拡大」、「対象患者の認定基準の見直し」、「類似制度との均衡を考慮した自己負担の見直し」などを行うこととされています。</p> <p>県としては、新制度に係る法律案が現在国会に提出されているため、その審議状況など国の動向を注視しながら、必要な対応を行うこととしています。</p> | 保健福祉部 | 健康国保課 | S その他 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>04 安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。</p> <p>(1) □きつづき産婦人科、小児科をはじめとした医師確保と養成にとりくむこと。</p> | <p>本県は、全国的にみても医師不足が著しく、医師確保対策は県政の最重要課題であると認識しています。このため県では、医師確保対策アクションプランに基づき、医師養成のための奨学金制度を拡充してきたほか、高校生を対象とした進学セミナーの開催や臨床研修体制の充実などにより、医学部進学者数の拡大や卒業生の県内定着に取り組むとともに、即戦力医師の招聘などの取組を進めているところです。</p> <p>しかし、医師の養成には一定の期間を要することなどから、大学医学部の定数増の恒久化や医師の地域偏在、特定診療科の偏在を解消する施策を充実させるよう国に対して要望を行っているところです。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|-------------|---------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>04 安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。 (2) 助産師外来とともに院内助産院システムの導入を関係者の理解と協力のもとで円滑に進めること。</p> | <p>本県では、県医師会が設置した「産科医療対策検討会」を中心として、医師会や看護関係団体、助産師養成機関、医療機関、行政などが連携し、助産師外来の拡大に向けた取組を行ってきたところであり、現在では13医療機関において助産師外来が行われています。</p> <p>また、院内助産システムについては、平成19年度に県立釜石病院で導入され、現在は県立宮古病院や県立久慈病院まで拡大しています。</p> <p>県としては、助産師がその専門性を生かし、医師と協働で安全で安心できるお産の提供ができるよう、必要な知識・技術の習得や実践能力の向上を図ることを目的とした助産師研修会を開催し、助産師外来や院内助産システムの導入拡大に向けて取り組んでいます。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>04 安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。 (3) 安心して妊婦検診が受けられるよう14回の公費助成を継続すること。妊婦・お産の救急医療体制を確立すること。</p> | <p>妊婦健康診査に要する経費については、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回)の妊婦健康診査が受けられるよう、平成25年4月から地方財政措置が拡充され、恒常的な仕組みに移行したところです。</p> <p>周産期医療における救急体制については、総合周産期母子医療センターである岩手医科大学附属病院を中核とし、各圏域の地域周産期母子医療センター等との機能分担と連携による周産期医療体制を整備し、患者の状況に応じた必要な医療の提供に努めています。</p> <p>妊産婦や新生児の救急搬送に当たっては、「周産期医療情報ネットワークシステム」を活用し、受入医療機関への迅速かつ必要な医療情報の提供を行っているほか、平成23年度から、周産期救急搬送コーディネーターを総合周産期母子医療センターに配置し、搬送時の適切な受入先の選定と確保を迅速に行う体制を整備しています。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課、医療政策室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>04 安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。 (4) 開業助産院への嘱託医師配置に県と医師会が責任を持ち、多様で選択できるお産の環境を整備すること。助産師の役割と活用を抜本的に強化すること。</p> | <p>現在、県内において分娩を取り扱う助産所はありませんが、産婦人科医師が少ない本県の現状において、院内助産システムの導入や助産外来の開設等、地域における医療資源を有効に活用した産科医療体制の整備は重要であると考えております。</p> <p>県内でも、遠野市助産院「ねっと・ゆりかご」や院内助産システム、助産外来など、助産師を活用した取組が行われているところであり、県としては、これらの取組に対する支援をしていきます。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | C 当面は実現できないもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|-------------|--------------------------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>04 安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。 (5) 妊婦治療費助成を拡充するとともに、不妊専門相談の実施と不妊症看護認定看護師を養成すること。</p> | <p>不妊治療費のうち、特定不妊治療費助成については、1年度あたりの助成回数の拡大や所得制限額の引上げを行うなど、これまで国の助成制度の拡充に沿って対応してきたところですが、県独自の取組みは困難です。(C)</p> <p>また、不妊専門相談センター(岩手医大に委託)における不妊に関する医学的・専門的な相談等による知識の普及啓発や相談支援の充実に継続して努めるとともに、医療機関が行う認定看護師の育成に対し補助を行っています。(B)</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課、医療政策室 | C 当面は実現できないもの B 実現に努力しているもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>05 小児救急医療体制の強化をはかるよう国に求めるとともに、県独自に医療圏ごとの体制の強化をはかること。地域医師会の協力を得て救急医療体制の確立を目指すこと。小児科医師の確保について国に強くもとめること。</p> | <p>小児救急医療体制の強化については、国に対して財政支援の拡充や各種施策の充実を要望しています。</p> <p>また、県の取組として、比較的体制が整備されている盛岡保健医療圏において、他圏域からの救急搬送を受け入れる体制の整備や「小児救急医療遠隔支援システム」「小児救急電話相談」等の取組を通じて、体制強化に努めています。</p> <p>小児科医の確保については、「医師確保対策アクションプラン」に基づく医師養成のための奨学金貸付対象者の拡大や県外からの医師招聘に取り組んでいるところですが、国に対しても小児科医の養成・確保のための実効性ある対策について、引き続き強く要望していきます。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>06 リハビリ医療の制限、療養病床の一方的切捨てに反対し抜本的な見直しを求めること。</p> | <p>リハビリ医療については、平成20年の診療報酬改定において、疾病別リハビリテーションの標準的実施日数を超えてリハビリテーションを継続する必要がある場合は、一月13単位まで算定可能とされ、現在もこの扱いが続けられているところです。</p> <p>療養病床の再編については、平成24年3月末とされていた介護療養病床の廃止時期が、平成23年の法改正により6年延期されたことから、県では、引き続き、国の動向を注視しながら、市町村や関係医療機関、入院されている患者やその家族等へ適宜情報提供を行い、病床の廃止等の不安の解消に努めていきます。</p> | 保健福祉部 | 健康国保課・長寿社会課 | C 当面は実現できないもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|------------|---------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>07 だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>(1) 「持続可能性の確保」の名のもとに、要支援の訪問・通所介護の切り捨て、特養ホーム入所は要介護3以上、一定以上の所得(年金収入280万円以上、65歳条の20%)のある人は利用者負担を1割から2割に引き上げ、低所得でも一定の預貯金があれば施設の居住費・食費を補助しないなどの介護保険制度の改悪は、介護サービスの大幅な抑制と利用者負担増を進めるものであり反対すること。国庫負担割合を10%引き上げ、負担軽減とサービスの充実をはかるよう国に求めること。保険料・利用料の減免を拡充し、だれもが必要な介護サービスを受けられる制度に改善をはかること。</p> | <p>今回の制度改正は、地域包括ケアシステムの構築と保険制度の持続可能性の確保から行われており、利用者負担の見直しや保険給付の重点化等制度創設以来の大きな改正となっていますが、改正の方向性については、概ね賛同するところです。</p> <p>しかし、今般の改正は、被保険者及び保険者へ与える影響が小さくないことから、具体的取り扱い等詳細についての検討状況を注視しており、必要に応じて国に要望していきます。</p> <p>なお、現在の枠組みでは介護給付費の増大に伴い、地方公共団体の介護保険財政が圧迫されることが懸念されるため、公費負担割合の見直しや財政調整のための交付金制度の創設など、地方公共団体や被保険者の負担が過大にならない支援策を国に要望しているところです。併せて、誰もが必要な介護サービスを必要に応じて適切に利用できるよう、保険料や利用者負担の軽減など、低所得者対策の拡充も要望しているところです。</p> | 保健福祉部 | 保健福祉部長寿社会課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>07 だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>(2) 特別養護老人ホームの緊急増設に取り組み、待機者(6,226人、在宅2,134人、早期入所が必要1,164人)の解消をはかること。小規模特養に偏重することなく低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態を調査し、特別の対策を講じること。</p> | <p>県では、特別養護老人ホームの待機者の解消のため、施設整備に対する補助の拡充に加え、平成21年度に創設した「介護サービス施設整備等臨時特例基金」を活用して施設整備を進めてきたところであり、それにより待機者への一定の対応が可能となるものと考えています。</p> <p>平成24年度～平成26年度の第5期計画期間においても、居宅サービスの充実とともに特別養護老人ホームの整備に際し、多床室も地域の実情に応じて補助対象としているところです。</p> <p>また、低所得の入所者に対しては、食費、居住費の補足給付により負担軽減が図られており、この制度の活用について市町村等へ助言をおこなっているところですが、保険料や利用者負担の軽減など、低所得者対策の拡充について、引き続き国に要望していきます。</p> | 保健福祉部 | 保健福祉部長寿社会課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|------------|---------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>07 だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>(3) 介護老人保健施設、グループホームの整備、ご近所介護ステーションなどの増設に積極的にとりくむこと。療養病床の廃止・削減に反対すること。</p> | <p>平成24年度から平成26年度までの第5期計画期間中に、老人保健施設は58床、認知症高齢者グループホームは543床、小規模多機能型居宅介護事業所は150床の整備が見込まれており、平成21年度に創設した「介護サービス施設整備等臨時特例基金」等の活用により、施設整備を支援しているところです。今後も、住み慣れた地域において家庭的な環境の下、介護サービスを受けながら暮らすことのできる認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所などの拠点づくりを促進していきます。</p> <p>なお、ご近所介護ステーションについては、通所、宿泊、訪問サービスを一体的に提供する「小規模多機能型居宅介護」サービスが制度化されたことから、平成20年度をもって当該ステーションに対する補助を終了したところです。今後は、小規模多機能型居宅介護事業所の整備に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また、療養病床については、平成24年3月末とされていた介護療養病床の廃止時期が6年延期されたことから、引き続き、国の動向を注視しながら、必要に応じて国に要望していきます。</p> | 保健福祉部 | 保健福祉部長寿社会課 | S その他 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>07 だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>(4) 訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引き下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求めること。</p> | <p>平成24年度の報酬改定により訪問介護における生活援助の時間区分の見直しが行われたところですが、その影響等について、県には直接的な意見は寄せられていないところであるが、国の調査、分析等の動向を見守りながら、県内事業者の意見や利用者からの相談等を参考に、課題を把握し、必要に応じて制度の見直しを国に要望していきます。</p> <p>また、平成24年度に導入された介護予防・日常生活支援総合事業は、今回の介護保険制度改革の中で発展的な見直しが行われ、平成29年4月までに全市町村で実施することとされたところです。そのため、国によるガイドラインが提示される予定であり、県ではその内容等を注視し、必要に応じて国に要望していきます。</p> | 保健福祉部 | 保健福祉部長寿社会課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------|------------|---------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>07 だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>(5) 要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求めること。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取り上げ」をやめること。</p> | <p>社会保険方式を採用している介護保険制度において、必要な方に適切なサービスを利用していただくことができるよう、要介護認定制度や利用限度額のような取扱いは必要と考えられます。</p> <p>また、軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについては、国の通知により、専門家の意見を踏まえて必要な福祉用具貸与が利用できるよう改められているところであり、今後も適切なサービスが行われるよう、市町村及び事業者には指導等を行っていきます。</p> | 保健福祉部 | 保健福祉部長寿社会課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>07 だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>(6) 全国最低の居宅サービス利用料となっている実態と課題を検証し対策を講じること。介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者の実態調査を行うとともに、在宅介護者訪問相談員の取り組みを広げること。</p> | <p>居宅サービスの利用が本県で低調な要因としては、山間地が多く、サービス事業者、サービス利用者共に、訪問や通所に係る移動コストがかかるなどの地理的要因や、他人を家に入れたくないという意識的な問題が考えられていることから、今後とも居宅サービスの利用促進等に取り組んでいきます。</p> <p>具体的には、地域包括支援センターの機能を強化し、地域包括ケアを推進することにより居宅サービスの利用を促進するほか、訪問・通い・泊りのサービスを一体的に提供できる小規模多機能型居宅サービス拠点等の整備を促進し、身近な地域で利用できる介護サービス基盤の充実を図ることとしています。</p> <p>また、在宅介護者への支援については、先進事例の情報提供をするなど、市町村が地域支援事業等を活用し、地域の実情に応じた取組が行われるよう支援していきます。</p> | 保健福祉部 | 保健福祉部長寿社会課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>07 だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>(7) 認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、介護、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。</p> | <p>岩手県保健医療計画において、認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、認知症疾患医療センターを中核とした安心の認知症医療体制の構築と、必用な介護サービス基盤の整備の推進に取り組むこととしています。</p> | 保健福祉部 | 長寿社会課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|------------|---------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>07 だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>(8) 地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。</p> | <p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防など、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を担う中核機関であり、市町村はその設置主体としての責務があります。</p> <p>県では、市町村がセンターに対し、実施方針(運営方針)の策定・提示を行うよう促すとともに、医療や介護などの多職種が参加し個別事案や地域課題等を話し合う「地域ケア会議」の運営を支援するなど、地域包括ケアシステムの構築に向け市町村への支援をしていくこととしています。</p> | 保健福祉部 | 長寿社会課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>07 だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>(9) 介護労働者の深刻な実態をふまえ、労働条件の改善に取り組むこと。介護報酬の引き上げを求めること。</p> | <p>介護職員の処遇改善については、平成21年度に介護職員処遇改善交付金制度が創設され、本県でも介護職員一人当たり月額約15000円の交付金が支給され、一定の処遇改善が図られてきたところです。平成24年度の報酬改定により、同交付金が報酬に組み込まれたところですが、本県においては、介護に直接従事する職員のみならず、介護従事者全般に対する処遇改善が図られるよう、適切な水準の介護報酬の設定を国に要望しているところです。</p> | 保健福祉部 | 保健福祉部長寿社会課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>08 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>(1) 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>① 応能負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。</p> | <p>利用料については、平成22年の制度改正において、高額障害福祉サービス費について補装具費と合算し負担軽減が図られたほか、所得に応じた負担としつつ月額の上限額が定められております。無料化については困難ですが、利用者の負担を軽減した制度となっていることから、要望等については現段階では考えていません。</p> | 保健福祉部 | 障がい保健福祉課 | S その他 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>08 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>(1) 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>② 障害者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものすること。</p> | <p>障害者総合支援法に基づき障がい福祉サービスの支給決定をする際には、市町村の認定調査員による聴き取り調査や主治医の診断書等により障がいの状態や特性を把握するとともに、サービスの利用に関する本人の希望を確認し、支給決定が行われます。</p> <p>なお、精神障がい者や知的障がい者の障がい特性が障害支援区分の認定に反映されやすいよう、国において認定方法の見直しが行われ、平成26年4月から施行されることから、要望等は考えていません。</p> | 保健福祉部 | 障がい保健福祉課 | S その他 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------|----------|---------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>08 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>(1) 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>③ グループホームとケアホームの一元化については、安心して暮らせる場にふさわしい体制と条件整備を求めること。</p> | <p>平成26年4月から施行されるグループホームとケアホームの一元化については、一元化後のグループホームにおける介護の提供方法や職員配置基準などが国から示されており、本県においても説明会の開催等により事業者へ制度の周知を図るとともに、関係する県の条例・規則を改正しているところです。介護が必要な利用者もグループホームで安心して生活できるよう、今後も事業者への指導・助言を行ってまいります。</p> | 保健福祉部 | 障がい保健福祉課 | S その他 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>08 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>(1) 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>④ 「新体系」を見直し、就労保障とともに日常生活の支援も拡充すること。小規模作業所と地域活動支援センターに対する補助金を、実態に見合った水準に引き上げること。</p> | <p>障がい者の就労支援も含めた障害福祉サービスのあり方については、障害者総合支援法の附則において、施行後3年を目途に検討を加えその結果に基づき所要の措置を講ずることとされていますので、国の動向を注視していきます。</p> <p>また、市町村が地域活動支援センターで創作活動や生産活動を行う経費については地方交付税措置とされておりますが、これに加えて相談支援事業や機能訓練等を実施する分については地域生活支援事業(総合補助金)で行うこととされており、当該補助金の額の引き上げについては従前から国に要望しているところです。</p> | 保健福祉部 | 障がい保健福祉課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>08 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>(1) 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>⑤ 地域生活支援事業の予算を抜本的に拡充し、地域間格差をなくすこと。移動支援事業、意思疎通支援事業などの利用料は無料化すること。</p> | <p>地域生活支援事業については、市町村事業の実施に必要な予算が確保されるよう十分な財源措置をすること、及び移動支援事業を全国共通のサービスとして個別給付化することを、国に対し要望しております。</p> <p>また、地域生活支援事業に係る利用者負担については、障害福祉サービスと同様に応能負担とするよう国から要請されており、本県ではすべての市町村で低所得者の利用者負担を無料としています。</p> | 保健福祉部 | 障がい保健福祉課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|----------|----------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>08 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>(1) 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>⑥ 日額払いを月額払いにすること。</p> | <p>報酬単価については、国において概ね3年ごとに見直しをしておりますので、その動向を注視していきます。</p> | 保健福祉部 | 障がい保健福祉課 | S その他 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>08 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>(1) 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>⑦ 発達障がい者の特性を踏まえた支援を拡充すること。</p> | <p>県では県立療育センター内に「岩手県発達障がい者支援センター」を設置して発達障がいの特性に精通した専門職員による支援を行うとともに、「岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会」を設置し、関係機関と連携しながら発達障がい者の特性を踏まえた支援体制の整備を進めているほか、発達障がい者に関する地域センター(仮称)の設置について国に要望しています。</p> | 保健福祉部 | 障がい保健福祉課 | 選択してください |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>08 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>(2) 地域で豊かな生活を保障すること。障がい者の住まいの保障、障がい者年金の引き上げ、法定雇用率の引き上げと厳守、教育の保障など地域で豊かな生活を保障すること。</p> | <p>障害者総合支援法では、平成26年度からグループホームとケアホームが一元化され、グループホームに入居後に高齢等により介護が必要となった場合にも対応できるような制度改正がされています。年金や法定雇用率の引き上げ、教育の保障については、国において別途検討されており、今後も国の動向を注視していきます。</p> | 保健福祉部 | 障がい保健福祉課 | S その他 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|-------------------|---------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>08 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援</p> <p>(3) 障がい者の医療の拡充 障がい者や難病の医療費は、優先して無料化をめざすこと。自立支援医療の無料化を求めること。重度心身障がい者(自)医療費助成制度を、国の制度として確立するよう求めること。</p> | <p>難病医療助成の新制度(案)では、「制度として確立された医療の社会保障給付とすること」、「対象疾患の拡大」、「対象患者の認定基準の見直し」、「類似制度との均衡を考慮した自己負担の見直し」などを行うこととされています。</p> <p>県としては、新制度に係る法律案が現在国会に提出されているため、その審議状況など国の動向を注視しながら、必要な対応を行うこととしています。</p> <p>また、重度心身障がい者医療費助成制度を、国の制度として確立するよう求めることについて、本制度の重要性や必要性を鑑み、今後の要望等について検討していきます。</p> <p>なお、自立支援医療については、世帯の所得に応じた区分により負担上限が定められ、利用者負担の軽減が図られており、無料化については、国の動向を注視していきます。</p> | 保健福祉部 | 健康国保課 障がい保健福祉課 | S その他 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>08 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援</p> <p>(4) 高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにすること。</p> | <p>障害福祉サービスと介護保険との適用関係については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第7条の規定により介護保険の利用を優先することとされておりますが、市町村においてサービス利用の意向を聴き取りにより把握したうえで、申請者が必要なサービスを介護保険サービスにより受けることが可能かどうかを適切に判断することとされています。また、同行援護、行動援護、就労移行支援などサービス内容や機能から障害福祉サービス固有のものと認められるものについては、障害福祉サービスを利用することとされています。</p> | 保健福祉部 | 障がい保健福祉課 | S その他 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>08 「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援</p> <p>(5) 障がい者の交通、参政権、情報の保障に取り組むこと。当面、精神障がい者のバス運賃割引を実現すること。</p> | <p>県では、これまで精神障がい者へのバス運賃割引について、県バス協会に対する要請を行ってきましたが、今後とも、バス運賃割引の実現に向け、県バス協会への要請に加えて新たに、バス事業者に対する要請を検討していきます。</p> <p>障がい者の参政権に関しては、平成25年に公職選挙法一部改正により成年後見制度で後見人が選任された知的障がい者にも選挙権が付与されています。障がい者の情報支援に関しては、聴覚障がい者の意志疎通支援に係る地域生活支援事業が追加されるなどの制度改正がされています。</p> | 保健福祉部 | 障がい保健福祉課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------|----------|---------------|
| 01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 09 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定をふまえ、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。 | 本県では、障がい者に対する不利益な取扱いに関する相談窓口を市町村社会福祉協議会に設置し、ここで受け付けた相談については広域振興局の保健福祉環境部(保健福祉環境センター)が引き継ぎ、事案を調査して必要な調整等を行うこととしています。 | 保健福祉部 | 障がい保健福祉課 | B 実現に努力しているもの |
| 01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10 難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を (1)新しい難病医療制度は難病患者すべてを対象とするよう求めること | 難病医療費助成の新制度(案)では、「制度として確立された医療の社会保障給付とすること」、「対象疾患の拡大」、「対象患者の認定基準の見直し」、「類似制度との均衡を考慮した自己負担の見直し」などを行うこととされています。 県としては、新制度に係る法律案が現在国会に提出されているため、その審議状況など国の動向を注視しながら、必要な対応を行うこととしています。 | 保健福祉部 | 健康国保課 | S その他 |
| 01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10 難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を (2)軽症者も引き続き医療費助成の対象とするよう求めること。重症者への自己負担は導入しないこと。 | 難病医療費助成の新制度(案)では、「制度として確立された医療の社会保障給付とすること」、「対象疾患の拡大」、「対象患者の認定基準の見直し」、「類似制度との均衡を考慮した見直し」などを行うこととされています。 県としては、新制度に係る法律案が現在国会に提出されているため、その審議状況など国の動向を注視しながら、必要な対応を行うこととしています。 | 保健福祉部 | 健康国保課 | S その他 |
| 01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10 難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を (3)難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的対策を強化すること。 | 県ではこれまで、難病相談・支援センターの充実のため、就労支援員の増員や、地域での研修会や説明会開催予算の増額などを行っております。県としては、現在国会に提出されている難病対策に係る法律案において、難病相談・支援センターの充実が位置付けられていることなどを踏まえ、今後、相談体制のさらなる充実について検討して参ります。 | 保健福祉部 | 健康国保課 | B 実現に努力しているもの |
| 01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11 必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を (1)格差と貧困の広がりのもとで、生活保護受給者が増加しています。しかし、全国的な捕捉率は約2割となっており、生活保護が必要な人が受けられる制度に改善をはかること。 | 生活保護制度では、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方を維持しつつ、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行うよう、引き続き、各福祉事務所への指導に努めていきます。 | 保健福祉部 | 地域福祉課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------|-------|---------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>11 必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を (2) 「水際作戦」の合法化を許さず、国民の受給権を守ること—「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできるようにすること。窮迫した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。</p> | <p>相談窓口において、生活保護の制度について理解されるよう十分説明し、生活保護の申請意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう、各福祉事務所に指導を行ってきたところであり、今後も引き続き指導に努めていきます。</p> | 保健福祉部 | 地域福祉課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>11 必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を (3) 生活保護の基準引き下げに反対し、給付の抜本的改善を求めること。</p> | <p>生活保護基準については、国において、平成25年8月から見直しを行い、平成27年度までの3年かけて段階的に実施されます。 基準額は、国が定めるものであることから、国に対して保護基準の引き下げを行わないよう働きかけること等は予定していないところです。</p> | 保健福祉部 | 地域福祉課 | D 実現が極めて困難なもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>11 必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を (4) 「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なバッシングを許さないこと。</p> | <p>生活保護制度においては、保護開始直後から、自立に向けた集中的かつ切れ目のない就労支援を行っています。ハローワークとの連携の下、被保護者の状況に応じた伴走型の就職支援を行うとともに、福祉事務所に配置した就労支援相談員等がきめ細やかな相談支援を行っていますが、今後とも、被保護者の意向に沿った就労支援が実施されるよう、引き続き福祉事務所の指導に努めていきます。</p> | 保健福祉部 | 地域福祉課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>12 感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチン、子宮頸がん対策を強化すること。 (1) 新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレパンデミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取り組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。</p> | <p>医療機関における新型インフルエンザに対する体制の強化を図るため、これまで医療機関が行う人工呼吸器や簡易ベッド、院内感染防止設備、個人防護具などの設備整備を支援してきたところであり、引き続き支援を行っていくこととしています。 また、水際検疫体制やワクチン製造システムの確立など、国が担う業務については、今後も十分な対策を行うよう要望していきます。 さらに、新型インフルエンザワクチンの取扱いについては、国への登録について、医療関係者を中心に優先接種対象者の登録を開始しているところであり、それ以外の対象者の登録についても順次進めていくこととされており、県としても必要な協力をしていきます。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------|-------|---------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>12 感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチン、子宮頸がん対策を強化すること。</p> <p>(2) ①しか対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。</p> | <p>はしか(麻しん)対策については、予防接種法の対象疾病に位置付けられ、積極的に接種勧奨等を行うとともに、国においては、平成20年に麻しんに関する特定感染症予防指針を策定し、予防接種の対象者を時限的に拡大するなどの施策を推進してきたところであり、麻しん排除という目的を達成する目までできています。</p> <p>麻しん排除のための最も有効な対策は、発生の予防であることから、国では、引き続き生後12月から24月及び小学校入学前1年の者に対し定期の予防接種を行い、それぞれの接種率が95%以上になることを目標として積極的な接種を勧奨しています。</p> <p>県では、市町村が実施する予防接種に対する経費について、十分な財政措置が講じられるよう国に要望してきたところであり、平成25年度からは経費の9割が交付税措置されています。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>12 感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチン、子宮頸がん対策を強化すること。</p> <p>(3) ②ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンは、今年度から公費接種事業が実現しました。接種による副反応の検証など、安全性の確保・向上を</p> | <p>ワクチンの接種については、予防接種の効果とその副反応のリスクに関する正しい知識を持つことが重要であり、専門家による科学的な評価や知見など、国から提供される情報について、引き続き市町村や医療機関等と連携しながら、適切な情報提供に努めていきます。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>12 感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチン、子宮頸がん対策を強化すること。</p> <p>(4) ③ノロウイルス対策を強化すること。</p> | <p>ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、冬季を中心に流行し、社会福祉施設等での集団感染のおそれがあることから、医療機関からの報告に基づく県内の流行状況をホームページ等で情報提供するとともに、社会福祉施設等の職員を対象に研修会を開催し、手洗いの徹底や糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発を行っています。</p> <p>また、社会福祉施設等で集団感染が発生した場合は、調査を行い感染拡大の防止のため、指導を行っています。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|---------|---------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>12 感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチン、子宮頸がん対策を強化すること。</p> <p>(5) 保健所の体制を強化すること。</p> | <p>新型インフルエンザへの対策については、今年度新たに策定した新型インフルエンザ等対策行動計画や新型インフルエンザ等対策ガイドラインに基づき、各保健所が主体となって、地域の関係機関と連携を図りながら、各圏域において体制を整備し、訓練や研修を実施しているところです。</p> <p>なお、ヒブワクチンの接種や子宮頸がん対策に係る予防接種については、市町村において実施しているものですが、県としても接種について県民に周知する等市町村を支援していきます。</p> | 保健福祉部 | 保健福祉企画室 | 選択してください |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>13 「がん対策推進条例」を制定し、総合的ながん対策を推進すること。</p> <p>(1) 「がん対策推進条例」を制定し、総合的ながん対策を推進すること。</p> | <p>県議会議員の発議により、平成26年2月議会定例会に岩手県がん対策推進条例案が提案されており、平成26年4月1日から施行されることから、県としては、この新しい条例及び岩手県がん対策推進計画に基づき、限りある医療資源を有効に活用しながら、がん医療の高度化と均てん化を図っていきます。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>13 「がん対策推進条例」を制定し、総合的ながん対策を推進すること。</p> <p>(2) 岩手町の取り組みに学び、がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下(成人20%未満)の具体的な取り組みを強化すること。</p> | <p>市町村が行うがん検診の受診率向上に向けて、県では、市町村や検診実施機関、医療関係団体などによる検討会の開催や受診勧奨に係る普及啓発等を行っています。岩手町などのがん検診受診率の高い市町村の取組について検討会で情報提供するなどし、市町村のがん検診体制の充実を支援しています。</p> <p>また、来年度を始期とする「健康いわて21プラン(第2次)」において、成人の喫煙率の減少を目標に掲げているところであり、禁煙希望者への禁煙支援や公共的な空間での受動喫煙防止対策などの取組を今後も推進していきます。</p> | 保健福祉部 | 健康国保課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>13 「がん対策推進条例」を制定し、総合的ながん対策を推進すること。</p> <p>(3) 県にも必要な治療・検査が受けられる医療体制の整備に取り組むこと。</p> | <p>県では、岩手県がん対策推進計画に基づき、限りある医療資源を有効活用しながら、がん医療の高度化と均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院の整備や拠点病院と地域のがん診療を担う医療機関との役割分担及び連携体制の整備を進めています。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|-------|---------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13 「がん対策推進条例」を制定し、総合的ながん対策を推進すること。 (4) 緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。</p> | <p>緩和ケア病棟については、県内に5か所設置されているほか、県内全ての二次医療圏において緩和ケア外来、緩和ケアチームが設置されるなど、緩和ケアの普及が着実に進んでいます。 また、地域の医療機関においても緩和ケアが提供されるよう、がん診療連携拠点病院において緩和ケア医療従事者研修が実施されています。県としては、拠点病院と地域の医療機関との役割分担や連携により、がん患者がその居住する地域に関わらず、等しく質の高いがん医療やがんと診断された時からの緩和ケアを受けられる体制の構築を進めることとしており、引き続き、拠点病院の機能強化や在宅ケアを含む地域連携の取組を支援していきます。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13 「がん対策推進条例」を制定し、総合的ながん対策を推進すること。 (5)-1 受動喫煙防止対策を徹底し、官公庁・公的施設は全面禁煙とすること。</p> | <p>受動喫煙防止対策については、本県における県立施設の受動喫煙防止対策を進めるため、平成23年3月に「県立施設における受動喫煙防止対策に関する指針」を策定し、屋内施設は施設内禁煙又は敷地内禁煙としているところであり、この指針に基づき受動喫煙防止対策を一層推進していきます。</p> | 保健福祉部 | 健康国保課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13 「がん対策推進条例」を制定し、総合的ながん対策を推進すること。 (5)-2 議会棟も全面禁煙とすること。</p> | <p>県議会として、引き続き、議員間で検討していくものと考えます。</p> | 議会事務局 | | S その他 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------|-------|-------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 14 被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について (1) 窓極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業については、被災者等に対する丁寧な説明と包括的合意を大前提に進めること。</p> | <p>東北メディカル・メガバンク事業については、被災地における継続的な健康調査が行われることによる地域住民の健康不安の解消や、医師をはじめとする医療人材の派遣による地域医療への貢献が期待されているところです。 調査の実施に当たっては、事業の実施主体である東北メディカル・メガバンク機構において、事業の趣旨等について地元自治体に事前に説明を行うとともに、事業に参加される住民の方々に対しては、事業の意義や目的、個人情報の保護、提供された試料の保管、健康診断結果の提供などの利益、あるいは採血の際に生じる体調不良などの不利益を詳細に説明した上で同意書をいただくなど、事業実施主体において、丁寧な説明が行われていると聞いています。 県としては、機構が地元に対して引き続き丁寧な説明を行いながら、地元との信頼関係のもとで事業が適切に進められるよう、機構と市町村、関係機関との連携体制の構築に当たり、必要な協力を行っていきたくと考えています。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | S その他 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 14 被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について (2) 遺伝子情報の保護と活用については、岩手医科大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりした協定を締結して進めること。</p> | <p>東北メディカル・メガバンクの実施主体である岩手医科大学においては、遺伝子情報の保護は最優先事項であるとの認識のもと、昨年7月以降、順次関係市町村と秘密情報の取扱い等に係る覚書を取り交わすとともに、住民に対しても、事業の目的や実施内容を丁寧に説明し、同意された方のみ参加いただくなど、厳格な運用をしていると聞いています。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | S その他 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 14 被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について (3) 遺伝子情報の調査分析については、以上の対策が講じられるまで中止するよう対応すること。</p> | <p>個人情報の取扱いについては、生命倫理による専門家等による国の審査を経て実施しており、また、大学では、各界の専門家や地域代表による外部委員会を設置するなど、厳格な運用を行っていると考えています。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | S その他 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|-------------|---------------|
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>14 被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について</p> <p>(4) 沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等の取り組みは積極的に取り組むよう求めること。</p> | <p>東北メディカル・メガバンク事業においては、沿岸被災地の県立病院に延べ8人の医師が派遣され、地域医療に従事しているほか、これまで約9千人の健康調査を実施するなど、地域医療の復興に寄与することが期待されています。</p> <p>また、同事業は、健康調査のほか、健康相談の対応、病気予防のアドバイスなどを行うこととしており、地域の健康意識の向上と住民の健康保全に寄与することが期待されています。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室、健康国保課 | S その他 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>15 県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。</p> <p>(1) 〆こに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。</p> | <p>県では、市町村の相談窓口整備の支援及び県民生活センターの機能を強化するため、国の地方消費者行政活性化交付金等による基金を造成し、これを活用して市町村における消費生活相談窓口の整備への補助や相談員のレベルアップに資する事業に取り組んできました。</p> <p>平成25年度には市町村単独又は複数市町村共同での窓口設置により、全市町村において相談体制が整備されたことから、県の消費者相談は県民生活センターに集約したところであり、今後は、県と市町村の連携を一層強化し、県民からの相談に対する解決支援が適切に行われるよう努めていきます。</p> | 環境生活部 | 県民くらしの安全課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>15 県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。</p> <p>(2) 盛岡市消費生活センターの取り組みに学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。</p> | <p>相談者は、消費生活問題のほかにも様々な問題を抱えている場合があるため、他の関係機関や市町村と連携して、消費生活問題及び抱えている問題の解決に努めています。</p> <p>特に多重債務者問題の解決については、多重債務者の早期把握や潜在化している多重債務者の掘り起しを行うことによって早期に相談機関につなげることが重要であり、このため庁内各部局や関係機関との情報共有を密にするため連絡会議を開催するなど連携の強化を図っています。</p> | 環境生活部 | 県民くらしの安全課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>01 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>15 県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。</p> <p>(3) 専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化をはかること。</p> | <p>消費生活相談員の待遇については、報酬や執務環境の改善、能力向上の機会の拡充などに努めています。</p> <p>正規職員化については、組織管理上の観点から難しい状況です。</p> | 環境生活部 | 県民くらしの安全課 | C 当面は実現できないもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|---------|---------------|
| <p>02 医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること (1)被災した県立高田・大槌・山田病院の早期再建整備を進めること。県立大東病院の再建整備を進めること。</p> | <p>被災した高田・大槌・山田病院が立地する地域は高齢化率が高く、高齢者を中心とした地域医療を提供する必要があることから、入院機能の確保を最優先として、病院の立地場所や規模・機能の検討を進めてきたところであり、各市町から推薦いただいた場所に再建するなどの整備方針を決定したところです。被災した3病院の再建にあたっては、今後とも各市町と緊密に連携しながら早期再建に向けた取組みを進めていきます。 大東病院の整備については、この地域に一定程度の病床が必要であるとの判断のもと、医師不足などの厳しい状況にありながらも、病床を維持していくことを最優先に、医師への負担を少しでも軽減し、新たな医師を確保しやすい環境をつくる観点から、病床数は40床程度とする、診療時間内の一次救急に対応する、回復期リハビリは千厩病院に集約するなどの整備方針を決定したところであり、現在、平成26年4月の入院再開に向け、準備を進めています。</p> | 医療局 | 経営管理課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>02 医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること (2)被災した民間医療機関の再建に抜本的な支援を強化すること。</p> | <p>被災した医療機関の再建支援について、県では、被災地における医療提供機能の早期回復を図るため、国の補助事業による災害復旧や仮設診療所の整備に取り組むとともに、国の補助事業の対象とならない被災医療機関については、地域医療再生基金を活用して、既存施設の修繕や医療機器の再取得などの応急的な診療再開に要した経費に対する補助のほか、早期の移転新築に対する支援も行ってきたところです。 平成24年度からは、地域におけるまちづくりや住民ニーズに対応した医療機関の移転・新築に対する支援しており、引き続き地域における医療提供体制の復興を支援していきます。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>02 医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること (3) 医師確保対策として、医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。 ① 奨学生の確保、臨床研修医・後期研修医の確保、医師の待遇改善などに積極的に取り組むこと。</p> | <p>奨学生の確保については、岩手医科大学をはじめとする医学部入学を目指す学生に対して、ホームページ、パンフレット及び広聴広報課を通じたPR活動等により、医師奨学生の募集を積極的に行っています。また、臨床研修医の確保については、県内12の臨床研修病院すべてが協力病院として連携し、互いの強みを生かすなど、魅力ある臨床研修環境となるよう取り組んでいます。後期研修医の確保については、各専門医を目指す医師をはじめ、地域病院で勤務する総合診療医を育成するための環境整備に努めています。医師の待遇改善については、県立病院に勤務する医師から直接意見を聴取するなど、幅広くその把握に努めており、実施可能なものから随時実施していきます。</p> | 医療局 | 医師支援推進室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|-------|---------------|
| <p>02 医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>(3) 医師確保対策として、医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。</p> <p>② 医師を支える医療クラークを大幅に増員するとともに、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの大幅な増員を図ること。</p> | <p>県立病院における医療クラークについては、平成24年度当初の246人から266人に定数を増員して、医師の業務負担軽減に努めています。また、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの職員配置については、業務量等に応じた適正な配置をしており、今後も病院の実情等にも十分配慮しながら取り組んでいきます。</p> | 医療局 | 職員課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>02 医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>(3) 医師確保対策として、医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。</p> <p>③ 地元医師会、開業医との連携を強化し、初期救急・夜間救急の確立や宮古市・宮古市医師会の取り組みを参考に広域基幹病院等への応援などにも取り組むようにすること。</p> | <p>圏域の中核病院に対する郡市医師会の協力による診療応援については、宮古市のほか、釜石市、一関市及び遠野市で実施されているところであり、県としては、勤務医の負担を軽減させてその定着を図るため、引き続きこうした取り組みを支援していきます。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>02 医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>(3) 医師確保対策として、医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。</p> <p>④ 地域医療・高齢者医療を担う総合医の養成と配置に取り組むこと。</p> | <p>地域医療を担う公立病院勤務医の不足が深刻な状況にある中、地域病院の担い手として、総合的な診療能力のある医師を育成し、県内への定着を図るため、平成22年度から本県独自の取組として「いわてイーハートヴ総合診療医育成プログラム」を策定し、育成医師の募集を行っています。今後は国における総合診療医に関する議論も踏まえながら、引き続き総合診療医の育成に向けた取組を進めていきます。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>02 医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>(4) 看護師の大幅増員を実現すること。月8日夜勤の厳守、夜勤専任看護師の見直し、出産・育児等による看護師の補充、年次有給休暇が取得できる労働条件の抜本的な改善をはかること。</p> | <p>看護師については、「岩手県立病院等の経営計画《2014-2018》」において、平成26年度から平成30年度までの5か年間で、被災病院の再建及び医療の質の向上を図ることなどを目的に、130名の増員を行うこととしており、適正な職員の配置に努めています。</p> <p>年次休暇が取得しやすい環境の整備に向けて、各病院に対して看護体制上の必要数を配置するとともに、事前に把握している産前産後休暇や育児休業等の取得者に係る代替職員についても正規職員で補充することとしています。</p> <p>また、育児支援制度の充実等に伴って不足する夜勤要員を確保するとともに、多様な勤務形態を導入することで、より働きやすい職場環境とするため、正規及び時間制看護師の夜勤専従を行っています。</p> | 医療局 | 職員課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|-------|---------------|
| <p>02 医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>(5)-1 民間移管による有床診療所の運営が破たんした花泉診療所については、県と県医療局が責任を持って地域医療の確保と信頼回復に努めること。有床診療所復活に向けて慎重に取り組むこと。県立沼宮内診療センターの民間移管に当たっては、花泉診療所の教訓を生かし、県医療局と岩手町の責任が果たされるよう再検討すること。無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、医師確保の見通しを含め入院ベットの回復についても検討すること。</p> | <p>花泉地域診療センターは、危機的な医師不足の中、限られた医療資源のもとで良質な医療を提供するために、民間移管前の無床診療所に戻すこととしたものですが、こうした状況については現在も変わらないものと認識しています。</p> <p>岩手町では、沼宮内地域診療センターの民間移管の実現に向けた取り組みを行っているところであり、医療局では町と連携し、医師情報の提供など必要な支援を行っていきます。</p> <p>地域診療センターについては、危機的な医師不足の中、限られた医療資源のもとで良質な医療を提供するために病床を休止したところですが、こうした状況については現在も変わらないものと認識しており、病床を確保することは難しい状況です。</p> <p>「岩手県立病院等の経営計画《2014-2018》」においては、医師不足や患者数の減少等の地域の実情により経営環境が厳しい病院についても、地域における医療提供体制を維持し、公的医療機関の役割を果たしていく必要があることから、現行の体制において、県立病院群全体で効率的な運営を行うこととしています。</p> | 医療局 | 経営管理課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>02 医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>(5)-2 無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、県が責任を持って地域住民が求める地域医療の確保のための話し合いと対策を講じること。</p> | <p>地域医療の確保に向けては、保健所等に設置する圏域医療連携会議等の場における検討状況も踏まえながら、地域医療センターをはじめとした地域住民に身近な医療を提供する地域の医療機関と、二次救急、高度・専門医療等の生命に関わる医療を担う中核的な病院等の機能の分担と連携を図り、患者の視点に立って、急性期から回復期を経て自宅に戻るまで、可能な限り住み慣れた生活の場において必要な医療サービスを受けられる体制を構築していきたいと考えています。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|-------|---------------|
| <p>02 医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>(6) 国保藤沢病院や奥州市立まごころ病院などの取り組みに学び、地域医療の確保と高齢者医療の取り組みを強化すること。市町村立病院への支援と連携を強化をすること。沢内病院への医師派遣を検討すること。</p> | <p>現下の厳しい医療環境や高齢化の進行にあつては、医療機関相互の役割分担と連携のみならず、保健、介護、福祉等との連携を促し、疾病予防や急性期医療から在宅に至るまで切れ目のないサービスを提供することが極めて重要であると認識しています。</p> <p>このため、各保健医療圏において地域連携クリティカルパスの導入等の取組を進めるとともに、地域包括支援センターが担う医療、介護等関係機関のネットワークづくりなどの包括的、継続的ケアマネジメント支援機能の向上や、急性期から維持期における脳卒中患者情報を県内の医療、介護関係機関が共有できる取組を進めているところです。</p> <p>今後とも、各圏域・市町村の実情に応じた医療・介護・福祉サービスの提供体制の整備や在宅医療を中心とした連携の仕組みづくりを一層支援していくため、小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの地域密着型施設の整備を促進するなど、市町村による入所待機者の解消や在宅サービスの拡充の取組を積極的に推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護、福祉と一体となった医療提供体制の確保に取り組んでいきます。</p> <p>医師派遣について、県では、「自治医科大学医師養成事業」及び「市町村医師養成事業」で養成した医師を医師不足地域の医療機関へ計画的に配置しているほか、医師確保対策アクションプランに基づき、医師確保のための各種事業を実施し、医師不足地域の解消に努めているところです。</p> <p>しかし、県内の医師不足は深刻であり、地域の中核的な医療機関である県立病院の機能を維持することが困難となるなど、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望に対して全て応えることは難しい状況にあります。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>02 医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>(7) 国に対し、地域の医師確保、診療報酬の引き上げ、地方交付税措置の拡充を強く求めること。</p> | <p>地域医療提供体制の確保に向けた施策の充実については、県単独の要望のほか知事会等、他の都道府県とも連携を図りながら継続して国に要望しているところです。</p> <p>地方病院においては、経営の収入増加のみで地域医療の窮状が解決できる状況になく、診療報酬と医療政策の両面で総合的に対策を講ずる必要があることから、医療提供体制の確保にかかる実行ある施策の充実について、引き続き国に対して要望していきます。</p> | 保健福祉部 | 医療政策室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|----------------|---------------|
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>01 東日本大震災で被災した被災孤児、被災遺児、養育里親等に対する親身な支援を強化するとともに、 保育所、放課後児童クラブ、児童デイサービス事業の再建整備に取り組むこと。</p> | <p>被災孤児については、里親制度の活用により適切な養育環境を確保するとともに、児童相談所職員が訪問等を行い、相談支援に努めています。また、被災遺児については、沿岸広域振興局に遺児家庭支援専門員を配置し、各種支援制度の周知や相談支援に努めています。 保育所及び放課後児童クラブについては、施設の復旧及び事業再開への支援を行ってきたところであり、平成26年度においても引き続き施設の復旧を支援していきます。</p> <p>なお、被災した児童デイサービス事業所については、すでに復旧し事業を再開しております。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課、障がい保健福祉課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を 02 「子育てするなら岩手県」をめざし、総合的な子育て支援策と本格的な少子化対策を講じて、合計特殊出生率を向上させる積極的な目標を持ち、経済的な負担の軽減や仕事と子育てが両立できる人間らしい働き方などを含めた対策を講じること。</p> | <p>本県の合計特殊出生率は、平成24年は前年より0.03ポイント増加し、1.44となりましたが、出生数は依然として減少傾向にあり、厳しい状況にあります。このような状況を踏まえ、県では、次世代育成支援対策推進法に基づく「いわて子どもプラン」(計画期間：平成22年度～26年度)を策定し、「男女がともに家庭や子育てに夢をもち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり」という基本方針のもと、「若者が家庭や子育てに夢を持てる環境の整備」「子育て環境の支援」「子どもの健全育成の支援」を推進しています。平成26年度以降は子ども・子育て支援事業支援計画策定と併せて計画策定をし、引き続き、仕事と子育ての両立ができるよう支援に向けて取り組んでいくこととしています。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>03 「子ども子育て支援新制度」に反対し、認可保育所や学童保育の整備・拡充に取り組む。</p> <p>(1)認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>① 認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子ども(約2000人)を含め待機児童を解消する計画を立て、保育所の新增設を思い切って進めること。</p> | <p>待機児童が発生している市町村については、新たな保育所の設置や既存施設の定員見直し等により待機児童の解消を目指す計画の提出を求めているところです。また、平成20年度に造成した「子育て支援対策臨時特例基金」を活用し、民間保育所の整備などの取組を、集中的・重点的に支援しているところです。なお、「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月施行予定)に向けて、各市町村において、認可外保育施設も含めた保育ニーズの把握に努めているところであり、今後、保育ニーズに対応したサービス提供体制についての計画を策定することとしています。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|-------|---------------|
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>03 「子ども子育て支援新制度」に反対し、認可保育所や学童保育の整備・拡充に取り組む。</p> <p>(1) 認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>(2) 延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。保育料の軽減・第三子保育料の無料化を実施し負担軽減にとりくむこと。</p> | <p>延長保育など多様な保育サービスの拡充に向けては、保育対策等促進事業費補助金等により市町村の取組を財政的に支援しています。また、保育料については、国が全国一律に定めている基準額を基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて独自に設定していますが、本県においては、全ての市町村が国で定める基準額を下回る保育料を設定し、保護者の負担軽減を図っています。県としては、保護者負担の一層の軽減を図るため、引き続き国に対して基準額の引き下げを要望していきます。なお、国においては、これまでの要望等を受けて、平成21年度から保育所同時入所の第3子以降の保育料を全国一律で無料化しているところです。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>03 「子ども子育て支援新制度」に反対し、認可保育所や学童保育の整備・拡充に取り組む。</p> <p>(1) 認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>(3) 民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。</p> | <p>保育所の民営化については、市町村がその地域の実情に応じて、地域住民の理解を得ながら進められているものと考えています。</p> <p>県としては、民営化以降も保育所の最低基準が遵守され、また適正な保育サービスが提供されるよう、保育所の運営状況等について、児童福祉法の規定に基づく年1回の指導監査等により適切に指導していきます。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課 | S その他 |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>03 「子ども子育て支援新制度」に反対し、認可保育所や学童保育の整備・拡充に取り組む。</p> <p>(1) 認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>(4) 保育所の人員や面積要件を緩和する保育制度の改悪に反対すること。</p> | <p>保育所の設備及び運営に関する基準については、地域主権改革に関する第1次一括法により、都道府県条例に委任することとされ、このうち、職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準については、国が定める基準を下回ることができないとされる「従うべき基準」とされたところです。本県においては、保育所の職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準について国が定める基準を遵守した条例を策定し、平成25年4月から施行しているところです。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課 | S その他 |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>03 「子ども子育て支援新制度」に反対し、認可保育所や学童保育の整備・拡充に取り組む。</p> <p>(2) 保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の中止を求めること。</p> <p>(1) 保育時間は子どもの状況を基準にし、短時間保育の押し付けはやめること。</p> | <p>新制度においては、保育が必要とされる事由について、フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労や求職活動、就学等が該当することとされ、また、保育の必要量として、新たに短時間保育の区分が設けられることとされています。</p> <p>これにより、多様な保育ニーズに対応した保育の実施が可能となり、利用者にとって保育サービスが受けやすくなる仕組みとなると考えています。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課 | S その他 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|-------|-------|
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>03 「子ども子育て支援新制度」に反対し、認可保育所や学童保育の整備・拡充に取り組む。</p> <p>(2) 保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の中止を求めること。</p> <p>② 保育料の負担を抑え無償化をめざすこと。</p> | <p>保育料については、国が全国一律に定めている基準額を基本とし、各市町村が地域の実情に応じて独自に設定するものですが、生活保護世帯や母子世帯等の低所得者世帯に対しては、国の基準額において保育料が軽減・無料化されているところです。</p> <p>また、保育所同時入所の子どもに係る保育料についても、国の基準額において、第2子が半額、第3子以降が無料とされているところです。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課 | S その他 |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>03 「子ども子育て支援新制度」に反対し、認可保育所や学童保育の整備・拡充に取り組む。</p> <p>(2) 保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の中止を求めること。</p> <p>③ 市町村は児童福祉法第24条第1項に基づき、待機児童の状況を把握し、保育の責任を果たすようにすること。認可保育所の建設や改修への補助金の廃止に反対し、補助金の存続を求めること。</p> | <p>新制度においても、市町村は児童福祉法第24条第1項に規定された保育の実施義務を担うこととされており、さらに、認定こども園や小規模保育など必要な保育の確保のための措置を図ることや、利用者に対する施設・事業者の情報提供や相談対応、優先利用に係る利用調整等の関与を行うこととされ、市町村の責任が後退することはないと考えています。</p> <p>また、保育所整備に係る補助金については、現行の「子育て支援対策臨時特例基金」を活用した補助メニューが来年度も継続することとされたところです。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課 | S その他 |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>03 「子ども子育て支援新制度」に反対し、認可保育所や学童保育の整備・拡充に取り組む。</p> <p>(2) 保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の中止を求めること。</p> <p>④ 株式会社の参入については、全国的に問題が生じており慎重に対応すること。</p> | <p>現在においても、株式会社による保育所の運営は可能ですが、新制度においては、社会福祉法人及び学校法人以外が保育所を設置する場合は、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことが求められます。</p> <p>県としては、株式会社による保育所の設置認可にあたっては、これらの基準や要件への適合状況を十分に審査するとともに、施設の職員や保育計画等の情報開示を徹底し、利用者に対する施設の運営状況の透明化に努めていきます。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課 | S その他 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|---------|----------|---------------|
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>03 「子ども子育て支援新制度」に反対し、認可保育所や学童保育の整備・拡充に取り組む。</p> <p>(4) 学童保育を拡充すること。「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設と指導員の待遇の改善をはかること。大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行うこと。</p> | <p>放課後児童クラブについては、毎年度、市町村と協議しながら設置促進を図っているが、平成25年度は293クラブ(運営場所の変更等による前年度比2クラブ減)となっています。</p> <p>「設置基準」については、平成24年8月公布の児童福祉法の一部改正に伴い、国が省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされたことから、条例の策定にあたっては、必要な支援を行っていきます。</p> <p>また、施設の設置と指導員の待遇の改善については、補助基準額の増額等財政措置の拡充について、従前から国に要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えています。</p> <p>大規模クラブへの対応については、国において、平成19年度から定員70名を超える大規模クラブは複数のクラブに分割し、概ね40人規模のクラブへ移行させることを促進しており、分割のための施設整備費や既存施設の改修費及び分割後のそれぞれのクラブの運営費を補助事業の対象としています。</p> <p>なお、従前の大規模クラブは、平成26年度においても運営費の補助の対象とされていることから、県では所要の経費を計上し、引き続き支援していきます。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>04 非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。</p> <p>(1) 当面、年間労働時間1800時間の達成をめざし、長時間労働の是正を図ること。サービス残業の根絶に取り組むこと。</p> | <p>労働時間の適正化やサービス残業の解消については、国では毎年「労働時間適正化キャンペーン」を実施しているほか、労働基準監督署においては長時間労働の抑制について重点的に指導監督を実施しています。</p> <p>長時間労働等の解消を図り、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスが実現できるように、県としては企業に対して情報提供するなど、今後も働きやすい労働環境の整備を促進していきます。</p> | 商工労働観光部 | 雇用対策・労働室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>04 非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。</p> <p>(2) 育児休業制度の改善、妊娠・出産に伴う不当な解雇や退職勧奨、不利益な扱いをなくすこと。</p> | <p>妊娠又は出産したこと、産前産後休業又は育児休業等の申出をしたこと又は取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律で禁止されていることを事業主等へ周知、啓発を図っていきます。</p> <p>また、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いがあった場合には、労働局長による紛争解決援助制度等を活用できることについても周知、啓発を図っていきます。</p> | 商工労働観光部 | 雇用対策・労働室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-----------------|-----------------|----------------------|
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>04 非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。</p> <p>(3) 子育てができる賃金・労働時間を保障すること。正規雇用の拡大と派遣・請負の見直し・正社員化で、若者に安定した雇用・仕事を確保すること。</p> | <p>事業主が、仕事と育児の両立、子育てしやすい環境の整備を図ることを経営戦略の一つとして位置づけ、育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度など柔軟な労働時間の設定や労働者のニーズ、会社の実情に応じた育児支援措置など具体的な取組が推進されるよう周知、啓発を図っていきます。</p> | <p>商工労働観光部</p> | <p>雇用対策・労働室</p> | <p>B 実現に努力しているもの</p> |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>04 非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。</p> <p>05 「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>(1) 「子どもの貧困」の実態調査を行い、総合的な対策を講じること。</p> | <p>国では、国民生活基礎調査を基に、子どもの貧困率等を公表しているところですが、県において国と同様の調査を行うことは困難と考えています。</p> <p>県では、いわて子どもプランに基づき、子育て家庭への支援のひとつとして「経済的負担の軽減」を掲げ、乳幼児や妊産婦を対象とした医療費助成や保育所同時入所第3子以降の無料化、児童手当や児童扶養手当の適切な支給などに取り組んでいます。</p> <p>今後、国が定める大綱を踏まえ、県としての子どもの貧困対策に関する計画の策定を進めながら、子どもの貧困対策に取り組んでいきます。</p> | <p>保健福祉部</p> | <p>児童家庭課</p> | <p>B 実現に努力しているもの</p> |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>05 「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>(2) 児童福祉司を大幅に増員し、児童虐待対策を強化すること。被虐待児が増えている児童養護施設への人員配置を行うこと。</p> | <p>児童虐待の防止を図るため、児童福祉司について、平成25年度に2名増員し、児童相談所の体制の強化を図ったところであり、また、市町村等との緊密な連携による児童相談体制の充実に努めているところです。</p> <p>児童養護施設の人員配置については、平成24年度から国の配置基準が見直され、被虐待児のケアのため個別対応職員の配置が義務化されるとともに、児童指導員及び保育士の配置基準が改善されているところです。</p> | <p>保健福祉部</p> | <p>児童家庭課</p> | <p>B 実現に努力しているもの</p> |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>05 「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>(3)-1 高校授業料の無償化を実現すること。現在授業料が免除されている世帯が増税とならないよう対策を求めること。</p> | <p>国において高校授業料無償化制度に所得制限を導入する改正法案が成立したところであり、県としては改正後の法律に則り、4月からの所得制限の導入による就学支援金制度が円滑に実施できるよう周知するとともに、条例改正や事務処理体制の整備等に努めて参ります。</p> <p>なお、特別な事由により授業料を徴収している生徒については、生徒が経済的理由で修学困難とならないよう、授業料減免制度により、授業料の全額又は半額免除を実施しているほか、奨学金制度により修学の支援をしています。</p> | <p>教育委員会事務局</p> | <p>教育企画室</p> | <p>C 当面は実現できないもの</p> |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|----------|-------|---------------|
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>05 「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。 (3)-2 私学を含め高校授業料の無償化を実現すること。現在授業料が免除されている世帯が増税とならないよう対策を求めること。</p> | <p>私立高等学校に通う生徒に対しては、国の就学支援金の他、本県独自の授業料等減免補助事業を実施しており、これら制度の併用により低所得世帯の負担軽減措置を講じています。</p> <p>平成26年度からの就学支援金制度の改正に伴い、低所得世帯等の就学支援金加算額が増額される他、高校生の教育費負担軽減策の拡充も見込まれており、これら制度と併せて引き続き修学支援に努めていきます。</p> | 総務部 | 法務学事課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>05 「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。 (4) 就学援助の周知・徹底を図り制度の改善を図ること。小中高の教育費負担の軽減に取り組むこと。</p> | <p>【就学援助制度、小中学校教育費負担軽減】 経済的な理由により就学困難な児童生徒に対する就学援助事業は、教育の機会均等を図るための重要な制度であると認識しています。各市町村において、就学援助事業が適切に実施されるよう、就学援助事業の充実、適切な運用や保護者への制度の周知などについて、市町村教育委員会に対し毎年度働きかけているところであり、今後も引き続き取り組んでいきます。</p> <p>【高校の教育費負担軽減】 国において高校授業料無償化制度に所得制限を導入する改正法案が成立したところであり、平成26年4月からの新入生については、新制度である高等学校等就学支援金制度による授業料の支援が始まります。なお、平成25年度までに県立高校に在学している生徒については、旧制度(授業料不徴収制度)が引き続き適用されます。</p> <p>そのほか、特別な事由により授業料を徴収している生徒については、生徒が経済的理由で修学困難とならないよう、授業料減免制度により、授業料の全額又は半額免除を実施しているほか、奨学金制度により修学の支援をしています。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>05 「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。 (5) 給付制の奨学金を創設し、奨学金はすべて無利子とするよう改善すること。東日本大震災によって国の奨学金が返せなくなった場合、返還免除が可能となることを周知徹底すること。</p> | <p>震災で被災したことにより親を亡くした又は行方不明となった児童生徒等を対象とした返還不要の給付型奨学金制度及び被災世帯の高校生を対象とした特例採用奨学金制度を平成23年度に創設しました。</p> <p>給付制の奨学金の創設については、国において平成26年度予算に盛り込んでいくところです。</p> <p>また、財団法人岩手育英奨学会で実施している高等学校等の生徒を対象とした奨学金は、全て無利子です。</p> <p>なお、国の奨学金制度を実施している日本学生支援機構による奨学金制度の周知については、同機構からの依頼に基づき、県内の各高等学校等を通じて周知しているところであり、今後とも同機構と連携を図りながら制度の周知を行います。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|-------|---------------|
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>05 「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。 (6) 県立大学の授業料の減額・免除を拡充し、必要な助成を行うこと。交付金の削減は行わないこと。</p> | <p>県立大学においては、公立大学法人の自主的な運営のもとで、経済的な理由により授業料の納付が困難な学生や震災で被災した学生に対し授業料等の減免を行っており、県では大学に、法人に対する経営努力を促しつつ、所要額を適正に算定し、運営費交付金を交付しています。</p> | 総務部 | 総務室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>06 子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。 (1) 児童虐待対策を抜本的に強化すること。 ① 大震災津波に対応して、児童福祉司・児童心理司は大幅に増員し、広域振興局に対応した児童相談所の体制を抜本的に強化すること。</p> | <p>児童福祉司については、平成25年度に2名増員し、児童相談所の体制強化を図ったところです。 また、被災地における児童虐待の防止、要保護児童等への適切な対応を図るため、市町村や広域振興局に配置している遺児家庭支援専門員等と緊密な連携を図るなど、今後とも、児童相談体制の強化に努めていきます。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>06 子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。 (1) 児童虐待対策を抜本的に強化すること。 ② 満員状態の児童養護施設の整備と定員増を進め、児童養護施設の人員配置を改善し、親への指導と支援を強化すること。小規模ホーム、グループケアの増設をはかること。</p> | <p>児童養護施設の定員については、入所児童数の状況を勘案しながら、施設と協議し、必要に応じた見直しを行っており、現在は必要な定員が確保されているところです。 また、児童養護施設の人員配置については、平成24年度から児童指導員等の配置基準が改善されたほか、施設と家庭との調整を担う家庭支援専門相談員を配置して、親等への支援の充実を図っているところです。 国においては、児童養護施設について、より家庭的な養育環境を確保するため、養育単位の小規模化の方針を示しています。県としても、今後とも、施設と協議しながら小規模グループケアの増設について検討していきたいと考えています。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>06 子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。 (1) 児童虐待対策を抜本的に強化すること。 ③ 重度の虐待児や医療の必要な児童が半数以上を占めているみちのくみどり学園の看護師配置や児童心理司に対する補助を継続するように国に働きかけるとともに、県としても対策を講じること。</p> | <p>みちのくみどり学園には、国の補助を受けて看護師及び心理療法担当職員が配置されているところであり、県としては、今後も国の補助が継続され、充実した職員体制が維持されるよう、必要に応じて国への要望に努めていきます。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|----------|-------------|---------------|
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>06 子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。 (2) 相談が急増しているDVへの対応を強化し、緊急一時保護施設の整備と支援、被害者への自立支援を強めること。</p> | <p>県では、市町村や警察等の関係機関と協力のうえ、DV防止に関する周知啓発や情報交換を行うとともに、相談員等を対象とした研修を実施する等、DV被害者に対する適切な相談対応・支援等に向けた取組を行っています。</p> <p>また、DV被害者の緊急避難場所の提供や、一時保護後の自立支援のため生活資金補助等を実施しています。</p> <p>緊急一時保護施設の整備・支援については、加害者等からの秘匿や24時間対応といった施設の生活上、その設置等には相当な配慮が必要と考えているところです。</p> <p>今後とも関係機関と連携し、被害者の支援を行います。</p> | 環境生活部 | 青少年・男女共同参画課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>06 子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。 (3) アレルギー・アトピー、化学物質過敏症対策を総合的に強化し、実態調査と相談窓口の設置を行うこと。医療費と食品の購入助成を行うこと。必要な教育が受けられるよう特別の対策を講じること。</p> | <p>アレルギー・アトピー等に関するご相談は、市町村が実施する乳幼児健康診査(集団健診、医療機関委託検診)のほか、保健所等の保健指導のなかで相談対応をしています。</p> <p>食品購入費への助成は困難ですが、医療費について、就学前の乳幼児を対象に医療費助成を実施しています。</p> | 保健福祉部 | 児童家庭課、健康国保課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>03 安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>06 子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。 (4) 子どもの通学路の安全対策を地域の協力のもと講じること。</p> | <p>各小学校では、地域のボランティアを活用して、通学路の点検、児童の登下校中の見守り活動等を行うスクールガードを組織し、安全対策を講じています。</p> <p>県教育委員会としては、市町村への補助事業として「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を実施し、学校と地域における自主的な防犯活動との連携、協調を図り、通学路の安全対策を支援していきます。</p> | 教育委員会事務局 | 教育委員会学校教育室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>01 被災者の雇用確保に全力を上げ、被災した事業者の再建への支援を抜本的に強化すること。</p> | <p>これまで、雇用・就業機会の創出提供等のため、緊急雇用創出事業等により雇用対策を講じてきています。今後も、事業復興型雇用創出事業をはじめとする緊急雇用創出事業を通じて、安定的な雇用創出に取り組んでいきます。</p> <p>また、グループ補助金や中小企業被災資産復旧事業等を実施し、被災事業者に対する再建支援・経営支援を行っています。</p> | 商工労働観光部 | 商工企画室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>02 働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 (1) 政府として経済界に「内部留保の活用で賃上げを」と正面から提起するよう求めること。</p> | <p>県は、「いわて県民計画」に掲げた『産業創造県いわて』の実現に向け、各種産業振興施策に取り組んでいます。これら施策を通じ、賃金面も含めた雇用の拡大や、中小企業の経営改善を図っています。</p> | 商工労働観光部 | 商工企画室 | S その他 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------------|--------------|-------------------------------|
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 02 働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 (2) 雇用のルールを強化し、非正規社員の正社員化をはかり、人間らしい雇用を保障すること。派遣労働の無制限の拡大をはじめ、雇用のルール破壊に厳しく反対すること。</p> | <p>派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため、平成24年の労働者派遣法の改正により派遣会社や派遣先に対し、労働者の待遇に関する事項として有期雇用派遣労働者の希望に応じた無期雇用への転換推進措置や均等待遇の確保等について新たな義務が課されることとなりました。県としては、関係機関と連携を図りながら、関係法令が遵守されるよう周知、啓発に努めていきます。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | B 実 現に努 力して いるも の |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 02 働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 (3) 労働者派遣法の抜本改正、均等待遇のルールの確立によって、正社員化の流れを促進すること。</p> | <p>派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため、労働者派遣法では派遣会社及び派遣先における均等待遇に向けた配慮が義務化されています。県としては、関係機関と連携を図りながら、関係法令が遵守されるよう周知・啓発に努めていきますが、労働者派遣法の改正については、国会の審議等を注視していきたいと考えます。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | B 実 現に努 力して いるも の |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 02 働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 (4) ブラック企業を規制し、無法人リストラ・解雇を規制するルールを作ること。</p> | <p>若者の使い捨てが疑われる、いわゆる「ブラック企業」対策として、国は平成25年9月に、重点監督を実施し是正指導を行いました。また、通報があった場合は、その都度しっかり対応していくとしています。また、相談体制や労働関係法令の周知にも取り組んでいくとしています。県でも、県内の地域ジョブカフェ等に常設の労働相談窓口を置いているほか、労働委員会では、フリーダイヤルの「労働相談なんでもダイヤル」を設置し様々な労働相談に対応しています。相談内容によって、岩手労働局や労働基準監督署など監督指導権限を持つ部署へつなぐなどの連携した取り組みを行っています。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | S そ の 他 |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 02 働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 (5) 最低賃金を時給1000円以上に大幅な引き上げを実現すること。そのために中小企業への支援を抜本的に強化すること。</p> | <p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定しなければならないとされています。最低賃金の引き上げは、当県における東日本大震災からの復興及び被災地における生活再建の観点からも重要であると考えており、県としては、国に対して、本県労働者の生計費や賃金の実情等を十分に考慮し決定をしていただくよう働きかけています。なお、国や県が、最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援策を強化していくことが大切であると考えており、県では商工団体による経営支援や被災中小企業の再建のための補助等による支援を行っています。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | B 実 現に努 力して いるも の |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------------|--------------|-------------------------------|
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 02 働く人の所得を増やす経済改革一賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 (6) 「官製ワーキングプア」をなくす公契約条例の早期制定を行うこと。</p> | <p>公共工事をはじめとする公共サービスの履行にあたっては、従事する労働者の賃金について、適正な水準が確保されることは重要と認識しています。</p> <p>県では、昨年5月、庁内に検討チームを設置し、論点整理や条例制定済み自治体からの聴き取り調査を行うとともに、県内の労使関係団体や岩手労働局との意見交換を行ってきたところです。</p> <p>今後は、条例制定済み自治体における条例制定の効果や影響等についての調査のほか、引き続き、労使関係団体等と意見交換を重ねていくとともに、来年の2月県議会定例会での提案を一つの目途として、条例の制定に向けて準備を進めていきたいと考えています。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | B 実 現に努 力して いるも の |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 02 働く人の所得を増やす経済改革一賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 (7) 県職員の賃金引き下げは中止すること。</p> | <p>本年7月から実施している職員給与の減額措置は、今年度の地方財政対策において地方公務員給与の臨時特例により給与関係経費が大幅に削減されことに伴い、これに対応しつつ、県民サービスを安定的に継続していくための財源確保の一環として行っているものです。</p> <p>なお、来年度の地方財政対策では今年度のような給与関係費の削減措置が講じられていないことなどから、この職員給与の減額措置については、当初の予定どおり、本年3月で終了することとしています。</p> | 総務部 | 人事課 | A 提言 の趣旨 に沿っ て措置 |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 03 消費税増税に反対し、税財政と経済の民主的改革で財源を賄うこと。 (1) 消費税8%への増税は、8兆円の増税、社会保障の負担増を合わせれば10兆円の史上空前の負担増となり、国民のくらしも経済も財政も共倒れの破たんになり、来年4月からの実施に反対すること。</p> | <p>消費税増税は地域経済に大きな影響を与え、震災復興の阻害要因となるおそれがあることから、県としては、政府に対して、被災地の経済実態を的確に把握したうえで慎重に判断するよう求めてきたところです。</p> <p>今後においても、政府に対し、消費税増税によって、経済的に弱い立場にある方々が困窮しないようにするとともに、農林水産業をはじめ地方に根ざした産業に十分配慮し、地方経済の落ち込みや復興の遅れを招かぬよう、しっかりとした対策を行うことを求めていきます。</p> | 政策地域 部 | 政策推進 室 | B 実 現に努 力して いるも の |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 03 消費税増税に反対し、税財政と経済の民主的改革で財源を賄うこと。 (2) 浪費の一掃と応能負担の原則に立った税制改革で財源を確保し、国民の所得を増やす経済改革で日本経済を健全な成長の軌道に乗せ増収増税をはかる—この二つの柱の同時進行を進め、社会保障充実と財政危機打開の道を開くことを求めること。</p> | <p>社会保障を充実させながら財政危機を打開していくためには、国において、内需拡大型の経済構造改革を進めることによって、強い地方経済に支えられた強い日本経済を実現し、国民の所得を増やしていくことが必要であると考えています。</p> <p>政府に対しては、これまでもこうした本県の考えを要望してきたところですが、今後とも機会を捉えて要望等を行っていきます。</p> | 政策地域 部 | 政策推進 室 | B 実 現に努 力して いるも の |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------------|--------------|-------------------------------|
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>04 高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>(1) 岩手労働局と連携し、就職支援員の取り組みと体制を強化して求人の確保に全力をあげること。県内就職率の向上に積極的に取り組むこと。大学と企業との就職協定の締結を求めること。</p> | <p>新規学卒者の就職支援については、就業支援員が地域のハローワークのジョブサポーター等と連携して求人開拓を行っており、復興に伴う経済活動の活発化もあり、求人数、県内就職内定率とも過去10年で最高となっています。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | B 実 現に努 力して いるも の |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>04 高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>(2) 新卒3年を超えた青年の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。</p> | <p>新卒3年を超えた青年の就職対策については、ジョブカフェ等による就職相談、各種セミナー等による支援サービスの提供など就職に向けた支援に取り組んでいきます。</p> <p>また中小企業に対しては、事業復興型雇用創出助成金の活用や国の助成金制度について周知等を図っていきます。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | B 実 現に努 力して いるも の |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>04 高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>(3) 就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するととも</p> | <p>県では、新卒者の早期離職状況を把握し、ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェを中心に、高校・大学等の新規学卒者の早期離職防止等に取り組んでいきます。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | B 実 現に努 力して いるも の |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>04 高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>(4) ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェの拡充をはかること。</p> | <p>ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェでは、就職支援に係る課題の変化に対応して取組の重点化により支援を行っていきます。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | A 提言 の趣旨 に沿っ て措置 |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>04 高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>(5) フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。</p> | <p>日本版デュアルシステム訓練は、企業実習の必要な求職者全般を対象としており、フリーター等も対象として訓練を実施しています。</p> <p>また、国は、求職者支援制度により、雇用保険が受けられない方に対し、職業訓練や訓練受講中の生活を支援するための給付を制度化しています。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | A 提言 の趣旨 に沿っ て措置 |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>04 高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>(6) キャリア教育では、労働基本法など労働者の権利を身につけること徹底すること。</p> | <p>高校・大学等の新規学卒者の早期離職防止等のためにも、労働基準関係法令の基礎知識を身につけることは大変重要であり、県では、ジョブカフェ等の就業支援員が若年者に対し就職相談やセミナー等を通じて支援するほか、働くルールを学ぶことができるガイドブックを作成し、高校生を中心に配布しています。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | B 実 現に努 力して いるも の |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------------|--------------|-------------------------------|
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 05 誘致大企業の一方的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。そのためにリストラアセスメントの制度をつくるとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。離職に際しては、「本人同意」を原則に、再就職のあっせん、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。また、県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化し、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強くもとめること。</p> | <p>解雇等に関する基準については、労働関係法令等で規定・確立されていることから、県としては、岩手労働局と連携しながら、法令等の基準が遵守されるよう周知に努めていきます。 また、誘致企業に対しては、市町村と連携しながら日常的なフォローアップ訪問に努めており、さまざまな機会を捉えて雇用の維持・確保などについて要請しています。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | S 其 他 |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 06 県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 (1) ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。</p> | <p>ワンストップ・サービスについては、国、県、市町村等が連携した総合的な相談窓口として、ワンストップ・サービス・デイを実施しています。 今後も、状況に応じて、関係機関と連携して実施していきます。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | B 実 現に努 力して いるも の |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 06 県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 (2) 失業者の生活援助・住宅援助制度をつくり、雇用促進住宅や県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。</p> | <p>県は、いわて求職者個別支援モデル事業により、生活困窮者の生活の立て直しから就労まで、個別的・継続的に支援を行っています。 また、東日本大震災津波の被災者の方々などへの支援策として、国との連携により、雇用促進住宅を含む公営住宅の活用が図られています。 なお、県では、離職者対策資金貸付制度を引き続き運用し、失業者に対する支援を行っています。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | B 実 現に努 力して いるも の |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 06 県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 (3) 生活保護の適用を含め首切り・失業によるホームレス等を絶対つぐらないこと。</p> | <p>失業等により生活に困窮した者に対しては、福祉事務所やハローワーク、社会福祉協議会などが連携して相談に応じ、生活保護制度の適用や住宅支援給付及び生活福祉資金貸付制度の活用の助言などを行い、適切に対応しています。 住宅支援給付は、福祉事務所を窓口として、住居を喪失した又は喪失するおそれのある離職者を対象として、一定の要件の下、就職が決まるまでの家賃相当額を支給する制度であり、この間、生活費等が不足する場合には、社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付を受けることも可能になっています。 これら住宅支援給付等の制度が利用できない者については、最後のセーフティネットとしての生活保護の利用が考えられ、福祉事務所等において随時、相談を受け付けています。</p> | 保健福祉 部 | 地域福祉 課 | B 実 現に努 力して いるも の |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|----------|------------|---------------|
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 07 県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 (1)-1 35人学級の小学校全学年への拡充(小4~6年で120学級増、120人教員増)など実効ある対策を講じること。</p> | <p>本県においては、35人以下学級について、平成18年度から小学校1年生、平成19年度から小学校2年生、平成24年度からは中学校1年生まで拡充して実施しているところ。さらに、平成25年度からは小学校3年生まで拡充し、平成26年度には小学校4年生まで拡充して実施する予定です。これを他の学年に拡充していくためには、国の中・長期的な定数改善計画の策定が必要不可欠であり、定数改善計画の策定について、国に対して引き続き要望していきます。</p> | 教育委員会事務局 | 教職員課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 07 県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 (1)-2 特養ホームの待機者解消(在宅2300人、50人定員で46か所、1380人増)を図るなど介護施設の整備など実効ある対策を講じること。</p> | <p>本県においても高齢者の増加に伴い、特別養護老人ホームの待機者も増えているところですが、この解消には、介護サービス拠点等の整備と合わせて介護人材の確保・育成が重要と認識しているところ。県では、国の雇用対策基金を活用して「働きながら資格を取る」事業を実施しており、平成21年度~24年度の「介護雇用プログラム」により114人、平成25年度の「介護職員育成定着・促進事業」により35人(見込み)の雇用と人材育成を図ってきたところ。平成26年度は、新たに介護人材就業促進事業を創設し、介護人材の雇用確保を図っていくところ。</p> | 保健福祉部 | 保健福祉部長寿社会課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 07 県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 (1)-3 充足率が66%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(1061人)など実効ある対策を講じること。</p> | <p>消防職員数は、国により整備指針が示されているものの、これを参照しつつ、消防団の体制や自主防災組織の活動状況、建造物の配置や構造など、地域の様々な要因を踏まえ、それぞれの市町村や組合の判断に基づき配備を行っています。県では、このような市町村や組合の判断を受け止めつつ、消防力の充実強化に資するよう、今後も必要な対策の実施を働きかけていきます。</p> | 総務部 | 総合防災室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 07 県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 (1)-4 老朽校舎の耐震改修など実効ある対策を講じること。</p> | <p>学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるなど重要な役割を担っており、県教育委員会でも学校施設の耐震化は喫緊の課題と捉えています。県立学校については、岩手県耐震改修促進計画に基づき、引き続き計画的に耐震化を進めます。市町村立学校については、学校設置者に対し、早期の耐震化について様々な機会を通じて引き続き働きかけるとともに、国庫補助制度の活用に応じた助言等、必要な支援を行っていきます。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|----------------|-----------------|----------------------|
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 07 県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 (1)-5 住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。</p> | <p>住宅の耐震改修助成制度については、平成20年度から実施しており、事業主体である市町村や関係団体と協力し制度の活用を促しているところです。住宅改修補助については、被災住宅の補修・改修に対する補助制度を平成23年度から実施しており、説明会や相談会等で周知活用促進を図っています。</p> | <p>県土整備部</p> | <p>建築住宅課</p> | <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 08 最低賃金を時給1000円以上に引き上げ、公契約条例の制定でワーキングプアをなくすこと。 (1) 公契約条例の制定で県発注の事業については時給1000円以上とし、「働く貧困層」をなくすこと。</p> | <p>公共工事をはじめとする公共サービスの履行にあたっては、従事する労働者の賃金について、適正な水準が確保されることは重要と認識しています。 県では、昨年5月、庁内に検討チームを設置し、論点整理や条例制定済み自治体からの聴き取り調査を行うとともに、県内の労使関係団体や岩手労働局との意見交換を行ってきたところです。 今後は、条例制定済み自治体における条例制定の効果や影響等についての調査のほか、引き続き、労使関係団体等と意見交換を重ねていくとともに、来年の2月県議会定例会での提案を一つの目途として、条例の制定に向けて準備を進めていきたいと考えています。</p> | <p>商工労働観光部</p> | <p>雇用対策・労働室</p> | <p>B 実現に努力しているもの</p> |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 08 最低賃金を時給1000円以上に引き上げ、公契約条例の制定でワーキングプアをなくすこと。 (2) サービス残業の根絶(平成20年度100万円以上のサービス残業の是正、県内で30企業3345人に2億1820万円支払い、8年間で152企業、11228人、7億6634万円)、長時間残業の解消(1800時間達成で約3万人の雇用)、有給休暇の完全取得ができるよう、県としても岩手労働局と連携し積極的に取り組み雇用拡大をはかること。</p> | <p>サービス残業の解消や労働時間の適正化や有給休暇の取得促進については、国では毎年「労働時間適正化キャンペーン」を実施しているほか、地域における休暇取得促進の働きかけを行う「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を実施しました。 なお、労働基準・監督行政は国の所管となっていることから、県としては岩手労働局と連携しながら、賃金不払残業の解消、所定外労働の削減、有給休暇の取得促進に向けた啓発に努めていきます。</p> | <p>商工労働観光部</p> | <p>雇用対策・労働室</p> | <p>S その他</p> |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 08 最低賃金を時給1000円以上に引き上げ、公契約条例の制定でワーキングプアをなくすこと。 (3) 厚生労働省の通知を踏まえ、県職員の始業時間、就業時間を記録しサービス残業を根絶すること。</p> | <p>職員の始業は、管理・監督の立場にある職員が出勤簿により確認しており、一方、終業は、管理職員自ら確認できる場合はその確認により、また、超過勤務を命じた場合は、その記録簿等により確認しているものであり、必要に応じて行わせた超過勤務に対しては、その実績に応じて適正な手当を支給しています。</p> | <p>総務部</p> | <p>人事課</p> | <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|---------------------|---------------------|--|
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 09 金融円滑化法の復活を求め、さらに使い勝手の良い制度とするよう求めること。中小企業の機械設備のリース代の支払い猶予についても、経産省の通達(2012年11月1日)の趣旨を生かして活用を進め、遅延損害金を求めないこと。遅延があってもリース物件を引き上げないこと。銀行による貸し渋り・貸しはがしをやめさせること。</p> | <p>震災後、金融機関は中小企業金融円滑化法等に基づき、条件緩和や返済猶予等に加え、新規融資にも柔軟に応じるなど、被災事業者に寄り添った対応をしてきています。円滑化法の期限到来後も、経産省等から、円滑な資金供給に努めるよう要請されているところであり、これに加えて、今後の資金重要に的確に対応し、円滑な資金供給に努めることとされています。その他、中小企業を支援する施策については、国や関係機関あて働きかけていきます。</p> | <p>商工労働 観光部</p> | <p>商工企画 室</p> | <p>S その 他</p> |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 10 大企業・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など下請けいじめをやめさせる取り組みを国と連携して強化すること。</p> | <p>県では、いわて産業振興センターが、国の「下請かけこみ寺事業」により相談窓口を設置し、中小企業の取引上の悩み相談を受け付けているほか、県内下請け中小企業と親企業との取引条件等の実態調査を行っています。今後もこれらの取組を通じ、国と連携しながら、下請け取引の適正化に努めていきます。</p> | <p>商工労働 観光部</p> | <p>経営支援 課</p> | <p>B 実 現に努 力して いるも の</p> |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 11 住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 (1) 県として住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。</p> | <p>県では、東日本大震災津波の被災者に対する独自支援策として、既住及び新規ローンに対する利子補給補助制度や住宅の補修及び改修に対する補助制度を実施しています。 なお、一般の住宅リフォームに対する助成制度等の創設については、今後の需要等を踏まえ検討を行っていきます。</p> | <p>県土整備 部</p> | <p>建築住宅 課</p> | <p>B 実 現に努 力して いるも の</p> |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 11 住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 (2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を80.9%(11決算、1295億円)から90%まで引き上げる具体的対策を講じること(10%高めれば約160億円の仕事を増やすことができる)。</p> | <p>中小企業者の受注機会増大を図るため、地元中小企業者への優先発注や官公需適格組合の積極的活用、分離・分割発注の推進などについて、県各部局のみならず県内各市町村に対して要請するとともに、岩手県中小企業団体中央会を通じた発注情報提供、官公需に関する協議会を通じた県の取組などの周知により、中小企業向けの発注率が向上するよう努めています。</p> | <p>商工労働 観光部</p> | <p>経営支援 課</p> | <p>B 実 現に努 力して いるも の</p> |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 11 住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 (3) 「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。</p> | <p>「小規模工事希望者登録制度」については、都道府県レベルの取組として、鳥取県において県庁舎等小規模修繕の随意契約に係る業者選定に当り、競争入札参加資格者名簿の下位等級者の受注機会の確保に配慮していると聞いています。本県でも、県営建設工事の発注に当たっては、発注金額に応じた等級区分を定めて入札参加資格者名簿を作成するとともに、入札執行を担当する総務部においても発注金額に応じた地域要件を運用するなど、地域の建設企業の受注機会の確保に配慮した発注を行っていますが、引き続き、他県の取組みも参考に、地域の建設企業の振興に配慮した制度運用に努めていきます。</p> | <p>県土整備 部</p> | <p>建設技術 振興課</p> | <p>C 当面 は実現 できないもの</p> |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|---------------------|-------------------|-------------------------------------|
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 12 中小企業対策費を抜本的に強化拡充すること。「中小企業振興条例」を制定し、中小企業・地場産業の実態調査に取り組み、「岩手経済再生会議」(仮称)を設置し、中小企業、専門家、行政の英知を結集して岩手経済の立て直しと総合的な中小企業振興策を確立すること。</p> | <p>中小企業対策については、厳しい県財政の中、より一層の選択と集中により、必要な予算の確保と効果的な支援に努めていきます。本県の産業振興施策の推進については、必ずしも条例の制定や新たな協議会の設置による取組みのかたちにとられず、産業支援機関等と連携を図りながら、「いわて県民計画」による産業創造県いわての実現に向けて取り組んでいます。また、中小企業の振興に関する条例については、幅広い観点から条例を制定している他県の状況も参考にしながら検討していきます。</p> | <p>商工労働 観光部</p> | <p>経営支援 課</p> | <p>C 当面 は実現 できないもの</p> |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 13 100%保証の緊急保証制度が、最大限活用されるように周知徹底を図るとともに、審査の迅速化、簡素化を図ること。中小企業庁長官名の通達を踏まえ「赤字や債務超過があっても形式的に判断するのではなく、実態や特性を十分に踏まえて判断するよう」徹底すること。全業種が対象となるよう国に求めること。部分保証制度は撤回すること。</p> | <p>本県では、震災後に国が新たに創設した100%保証制度を利用した制度融資「中小企業東日本大震災復興資金」を創設し、各種支援説明会やメディア媒体を通じてその利用促進に努めています。 この制度は、震災で直接被害があった事業者は基より、風評被害など間接被害者にも幅広く対応し、他の資金と比較して長期(貸付期間:15年以内)、低利(1.5%以内)となっていることから、事業者にとって利用しやすい制度となっております。 引き続き、当該制度の周知を図るとともに、金融機関と連携してこれら制度が有効に活用され、被災事業者が必要な資金を調達できるよう、努めていきます。 そもそも、信用保証制度は、中小企業の資金繰り支援を目的に金融機関の融資を補完するものであり、災害など特別な事情を除いて金融機関の責務として自ら一定のリスクを抱えることが前提と聞いております。したがって、国の方針しだいではありますが、通常保証制度については部分保証の撤廃は困難であると考えております。</p> | <p>商工労働 観光部</p> | <p>経営支援 課</p> | <p>B 実現に 努力して いるもの</p> |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 14 「特定大規模集客施設の立地誘導等に関する条例」を適切に運用し、大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法(商調法)にもとづく県の調査・調整を活用し商店街を守る対策を強化すること。</p> | <p>床面積が6,000平方メートルを超える特定大規模集客施設の立地に関しては、都市構造に与える影響などを勘案し、広域的な見地からの適地への誘導など適正な制度運用に努めています。 また、「まちづくり」の推進については、中心市街地活性化法における多様な主体による協議会活動に参画、助言するなど市町村、商工団体等との連携を進めるほか、中心市街地や商店街の活性化に向けての革新的な取組への助成などを通じて商店街等を支援しています。 小売商業調整特別措置法は、小売商業の事業活動の機会の適正な確保等を目的とし、中小小売業に関わる紛争解決のための措置を定めており、法に基づく調査の申し出があった場合には、適切に対応することとしています。</p> | <p>商工労働 観光部</p> | <p>経営支援 課</p> | <p>A 提言 の趣旨 に沿って 措置</p> |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|---------|-----------|---------------|
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 15 悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。多重債務者の相談と解決に各部局が連携して取り組むこと。県としても全国的にも先進的な取り組みとして評価されている消費者救済資金貸付制度に出資し拡充をはかること。</p> | <p>被害者救済については、県民生活センターにおいて、消費者からの相談に応じているほか、消費者110番などの特別相談会を実施し、相談機会の確保に努めています。</p> <p>また、多重債務問題に対しては、庁内関係部局や、岩手弁護士会、岩手県司法書士会などとの連絡会議を開催するほか、多重債務弁護士無料相談を県内各地で実施するなど関係機関との連携に努めています。</p> <p>消費者救済資金貸付制度は、多重債務者への融資に充てるため市町村が資金預託していますが、県としては、市町村では対応が難しい専門的な相談への対応や、消費者被害の未然防止のための普及啓発事業などの実施を通じて、多重債務者対策の充実に努めており、現在、資金を預託することは考えていません。</p> | 環境生活部 | 県民くらしの安全課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>04 雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 16 平泉の世界遺産登録と三陸復興国立公園、三陸ジオパークの認定を生かし、全県的な観光振興対策を強化すること。NHKの朝の連続ドラマ「あまちゃん」の効果を生かし、復興支援ツアーや震災教育旅行など沿岸県北の観光対策を抜本的に強化すること。</p> | <p>県では、世界遺産平泉とあまちゃんのロケ地である久慈地域を情報発信の柱とし、三陸復興国立、三陸ジオパーク、三陸鉄道など、県北・沿岸地域の特色ある誘客要素を組み合わせた旅行商品の造成を促進し、内陸から沿岸への観光周遊ルートの定着に取り組んでいます。</p> <p>また、復興支援ツアーや震災学習を目的とした教育旅行を沿岸地域の観光の柱とするため、震災ガイドのネットワーク化やスキルアップなど受入態勢の整備を進めるとともに、各種情報発信などにより誘客促進に取り組んでいるところであり、今後とも、引き続き、これらの取組みを強化していきます。</p> | 商工労働観光部 | 観光課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|---------------|-------|
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>01 TPP交渉参加からの即時撤退を強く求めること。そのためのあらゆる取り組みを強化すること。各国の食料主権を尊重する貿易ルールを確立すること。農業に打撃を与える日豪EPA（経済連携協定）には反対すること。ミニマムアクセス米の輸入は中止し、廃止を求めること。</p> | <p>TPP交渉については、拙速に走ることなく、十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くしたうえで、慎重に判断し、地方の経済活動や国民生活に影響が生じると見込まれる場合には、交渉からの撤退も含め、断固たる姿勢で臨んでもらいたいと考えており、国に対して、本県がこれまで要請してきた考えを、今後ともあらゆる機会を捉えて要請していきます。</p> <p>国際交渉に当たっては、食の安全や安定供給、国内農業・農村の振興を損なうことがないように行われるべきものと考えています。県では、これまで、WTO交渉や日豪EPA交渉において、米など主要農産物の関税撤廃や、関税の大幅な引き下げを行わないことで、各国の実情に即した「多様な農業の共存」が可能な貿易ルールが確立されるよう、機会あるごとに国に提案してきたところであり、今後も交渉の動向を注視し、国内農林水産業に悪影響を与えないよう国に提案していきます。</p> <p>ミニマムアクセス米の輸入は、WTOルールに基づくものであり、国において需要動向等を踏まえ、適切に対応すべきものと考えており、県としては、国に対してミニマムアクセス米の主食用流通相当分が、主食用米の国内需給に影響を及ぼさないよう応分の国産米を援助用米等として流通から隔離するなど、国として対策を取るよう要望を行っています。</p> | 農林水産部 | 農林水産企画室、農産園芸課 | S その他 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------|-----------|---------------|
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>02 生産費を償う水準で、主要な農産物の価格保障・所得補償に踏み出すこと。備蓄用のコメとして、米価の下支えに有効な価格で直ちに買い入れるようにすること。引き続き燃油・肥料・飼料価格の高騰対策を強化すること。価格転嫁が難しい施設園芸や畜産などについては、直接補てんを実施するなど特別の対策を講じること。</p> | <p>農産物の価格補償・所得補償について、国は、26年度から全ての作目を対象とした「収入保険制度」の導入について調査・検討を進めることとしており、国の動向を注視し、必要な提案・要望を行なっています。</p> <p>備蓄用米については、国の関連施策の実施状況や米の販売状況、さらには、米穀安定供給確保支援機構における基金を活用した買い入れの検討状況を注視しながら、必要に応じて国に提案・要望を行っていきます。</p> <p>現在、燃油価格高騰の影響を強く受ける施設園芸については、燃油価格高騰緊急対策(国の平成24年年度補正予算)により、燃油価格が一定の額を上回った場合に補てん金が交付される仕組みが実施されております(平成27年4月まで)。</p> <p>飼料について、国では、飼料価格の高騰が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度の見直しを行い、農家と飼料メーカーが積み立てた通常補填分の財源枯渇を避けるため、国と飼料メーカーで拠出する異常補填を発動しやすくするよう発動基準の特例を新設し26年度から運用を開始することとしております。</p> <p>また、配合飼料価格高騰の価格転嫁が難しい畜産に対しては、平均粗収益が生産コストを下回った場合の補てん制度や販売価格が基準価格等を下回った場合について価格補てんにより経営の安定化を支援しています(肉用牛肥育経営安定特別対策事業、養豚経営安定対策事業、ブロイラー価格安定制度、鶏卵価格安定対策事業等)。今後、直接的な補てんについては、国の動向を注視しながら、必要に応じて国に提案・要望を行なっています。</p> | 農林水産部 | 農産園芸課、畜産課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>03 家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>(1) 多様な家族経営を維持・発展させ、農業を続けたいと願うすべての農家を担い手に位置づけ、支援の対象とする地域農業、岩手型集落営農を推進すること。</p> | <p>本県農業・農村の維持・発展のためには、基幹となる担い手と小規模・兼業農家など、多様な志向をもった農家が共存する「いわて型集落営農」を確立することが重要であると認識しています。</p> <p>この考えのもと、「いわて県民計画」では、地域農業の核となる経営体を育成するため、「いわて型集落営農」の確立を重要な取組の1つとして位置付け、経営管理能力の向上や法人化、農業機械・施設の整備等への支援を行っていくこととしています。</p> | 農林水産部 | 農業振興課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|---------|---------------|
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>03 家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>(2) 地域農業を支えている大規模農家や生産組織を支援すること。</p> | <p>地域農業を支える大規模農家や生産組織への支援については、生産の基盤となる農地の集積による規模拡大や経営の発展段階に応じた経営管理能力の向上等の支援を行っているところです。</p> <p>平成26年度からは、国の農地中間管理事業における機構集積協力金や農業経営の法人化等支援対策などを活用しながら、大規模農家や生産組織の経営発展を支援していきます。</p> | 農林水産部 | 農業振興課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>03 家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>(3) 青年就農給付金事業は、農地集積をめざす「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年すべてを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学校の施設整備と教育・研修の拡充をはかること。</p> | <p>青年就農給付金は、生活資金不足となるリスクを負いながら農業にチャレンジする新規就農者を対象としています。</p> <p>給付要件については、親元就農後5年以内に親の農業経営を継承することで親元就農も認められるなど一部の要件が緩和されたところですが、必要に応じ、国に改善を要望していきます。</p> <p>新規就農者に対する支援について、県では、県内外における就農相談会の開催や、就農希望者に対する農大や先進農家での実践研修、農業改良普及センターによる就農後の生産技術・経営指導、経営開始時における施設整備等に対する助成など、発展段階に応じたきめ細やかな支援を実施しており、今後とも、引き続き、市町村等と連携しながら、新規就農者の確保育成に取り組んでいきます。</p> <p>県立農業大学校については、国の予算措置状況や県の財政状況なども踏まえながら、計画的に施設整備を進めるとともに、今後とも学生や就農希望者のニーズを踏まえ、カリキュラムや研修内容の充実に努めていきます。</p> | 農林水産部 | 農業普及技術課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>03 家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>(4) 株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。</p> | <p>企業の農業参入の自由化については、平成25年6月14日に閣議決定された成長戦略(日本再興戦略)では、「リース方式での参入の完全自由化と農業生産法人の要件緩和後の参入状況の検証等を行うとともに、農地の集積・集約化の推進に与える影響も考慮しつつ、検討する」として先送りされているところです。</p> <p>県としては、国の議論の動向を注視しながら、新たな「農地中間管理機構」を軸とする担い手への農地集積と集約化を推進していく上で、本県農業の発展に支障が生じることがないよう、必要に応じて要望していきます。</p> | 農林水産部 | 農業振興課 | S その他 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|-----------|---------------|
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>04 農業予算を基幹産業にふさわしく拡充し、価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。</p> | <p>平成26年度の県の農業予算については、本県の厳しい財政事情を踏まえ、国庫事業を積極的に活用・導入するとともに、継続事業の徹底的な見直しを行い、事業の廃止・縮小により生み出した財源を、喫緊の課題に対応するための新規事業に重点配分するなど、緊急度や重要度を考慮しながら予算編成に取り組んだところです。</p> <p>また、価格保障については、国の青果物や畜産物に対する価格安定事業を有効活用し、農業経営の安定化を図ります。</p> <p>なお、経営所得安定対策の見直しへの対応については、先に関係機関・団体と連携して設置した「岩手県元気な地域農業推進本部」等で検討を進め、本県での対応の在り方を明らかにしながら、必要に応じて国へも提言していきます。</p> | 農林水産部 | 農業振興課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>05 農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>(1) 放射能汚染対策を徹底し、農産物の放射能汚染測定を徹底し「食品の安全」を確保すること。</p> | <p>県では、平成24年2月に作成した「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」に基づき生産者への適切な指導を行うとともに、牧草地の除染や、しいたけほだ場の落葉層除去等、安全な農畜産物の生産に向けた取組を支援しています。</p> <p>また、厚生労働省からの通知に基づき、四半期ごとに検査計画を策定し、県産農林水産物の放射性物質検査を実施しており、今後とも、検査の徹底と検査結果の速やかな公表により、食品の安全性確保に向けた取組を進めていきます。</p> | 農林水産部 | 農林水産企画室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>05 農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>(2) 輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること。</p> | <p>輸入食品については、国が輸入食品監視指導計画に基づき、検疫所に食品衛生監視員を配置し、原産国名を表示する必要がある加工食品等の監視指導及びモニタリング検査の体制を整備し、その安全性を担保しています。県では、食品衛生監視指導計画に基づき、県内に流通する輸入食品の安全確保対策として残留農薬や食品添加物などの検査を行うとともに、監視指導や輸入事業者の自主管理の支援等を図り輸入食品の安全確保に努めているところです。</p> <p>また、食品表示については、平成7年に製造年月日表示から期限表示に改正されていますが、この改正の趣旨は食品の製造・加工技術の進歩等を踏まえ、食の安全を確保する上で品質保持が可能な期限の表示を行うことが消費者にとって有用であるとの判断によるものと理解しています。</p> | 環境生活部 | 県民くらしの安全課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------|-----------|---------------|
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>05 農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>(3) 地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場の農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。米飯給食は当面週4回をめざすこと。</p> | <p>地産地消については、給食施設での県産食材の利用を促進していくため、加工業務用野菜の供給拡大や学校給食向け冷凍野菜の安定供給などの取組を支援するとともに、「いわて地産地消給食実施事業所」認定に取り組んでいます。また、中食・外食事業者における県産食材の利用を拡大していくため、外食・観光事業者等と連携した「いわて地産地消弁当」の認証などを行っており、引き続き、県産食材の利用拡大に向け、積極的に支援していきます。</p> <p>また、地域資源を活用した商品開発等についても食の専門家による助言や指導等の支援を引き続き行っていきます。</p> | 農林水産部 | 流通課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>05 農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>(4) □ 蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。鳥インフルエンザなど各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとり、農家・業者への保障にも万全の対策を講じること。</p> | <p>平成23年4月の家畜伝染病予防法の改正、並びに同年10月の特定家畜伝染病防疫指針の改正により、①家畜所有者が遵守すべき「飼養衛生管理基準」が強化され、農場の衛生管理の徹底、家畜の異状発見時の迅速な届出、埋却地の確保を行うこと、②口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが発生した際、原則、24時間以内のと殺と72時間以内の焼埋却を行うこと、③処分家畜については、国が、原則として全額を補償することとなりました。</p> <p>県としては、この飼養衛生管理基準が確実に遵守されるよう各農場の巡回指導や、モニタリング検査を実施するなど監視体制の強化を図っています。また、万一、これら家畜伝染病の発生に備え、関係機関・団体と連携を図り、全庁的な緊急防疫体制を堅持するとともに、家畜保健衛生所や広域振興局単位に、防疫演習等を重ね、関係者一丸となった防疫活動が行えるよう取り組んでいます。</p> | 農林水産部 | 畜産課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>05 農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>(5) 国産牛肉の輸入を30カ月齢まで規制緩和したことに対し、BSE対策の全頭検査を維持すること。</p> | <p>「国産牛肉のBSE検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる。」との食品安全委員会の評価は、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行われたものと認識しており、また、国内での発生リスクに対する国際的な評価や市場が混乱する恐れのない月齢区分、農業団体の意見や県民の科学的評価に対する理解等を総合的に勘案し、本県においても、全国の各自治体と足並みを揃えて、平成25年7月1日以降は、全頭検査を見直し、検査対象月齢を48か月齢超としたところです。</p> | 環境生活部 | 県民くらしの安全課 | D 実現が極めて困難なもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|-------------|---------------|
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>05 農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす (6)鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。</p> | <p>鳥獣被害については、全国的にも被害金額が増加しており、平成25年度の国の補正予算において、侵入防止柵等の被害防止施設の設置等に係る予算が確保され、平成26年度の執行予算は増額となっております。</p> <p>県としては、この国庫事業を活用しながら市町村協議会等が行う鳥獣被害防止対策を支援するとともに、侵入防止効果の高かつ低コストな柵の設置方法の技術実証や地域指導者等を育成するための研修会を開催するなど、鳥獣被害防止対策を強化していきます。</p> | 農林水産部 | 農業振興課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>06 農協大合併を理由とした一方的な農家負債の整理は行わないよう指導すること。農家負債対策を強化すること。</p> | <p>農協が行っている農家負債の整理は、農協内部で負債農家が再建可能かどうか十分に検討した上で、再建が困難であると判断された場合は、理解と納得を得るよう農家と何度も面談を行っており、一方的な負債整理は行っていないと聞いています。</p> <p>負債整理は、農協と農家双方の合意の下に進めることが重要であり、今後共両者の話し合いにより行われるよう、また一方的な整理とならないよう指導していきます。</p> <p>また、農家負債対策については、農家の経営指導を充実するとともに、経営が不振な農家に対しては、経営改善計画を立てて継続的に指導を行うことが重要と考えており、必要に応じて農協など関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。</p> | 農林水産部 | 団体指導課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>07 「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図る (1)森林と林業の再生のため、緊急に被災した合板工場の再建を支援すること。森林整備、間伐の取り組みを抜本的に強化し、県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備、住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取り組むこと。</p> | <p>被災した合板工場の再建について、県では、国の補助事業を導入して施設の復旧を支援し、宮古地区の工場は既に復旧し再開したところだ。</p> <p>県では、「森林整備事業」や「森林整備加速化・林業再生基金事業」を活用し、間伐等の森林整備を支援しています。また、間伐等の取組を強化するため、平成25年9月に「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」を策定し、本方針に則して市町村が策定した「特定間伐等促進計画」に基づく間伐等の森林整備を促進しています。</p> <p>公共施設等への県産材利用については、本年2月に、「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」を策定し、木材利用の目標を前期中計の約2倍の21,000m³とし、県が率先して木材利用を進めることとしたところです。</p> <p>今後も、県が率先して木材利用を進めるとともに、既存の融資制度等の活用を促しながら、住宅への県産材利用を促進していきます。</p> | 農林水産部 | 林業振興課、森林整備課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|-------------|---------------|
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>07 「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図る</p> <p>(2) 「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、林業・木材産業を国の大切な産業として位置づけ、林業・木材産業の再生をはかり、緑の環境を充実させ山村の活性化を図ること。</p> | <p>県では、平成25年2月県民計画アクションプランを策定し、「食と緑の創造県いわて」の実現に向け、豊富な森林資源を活かした全国屈指の木材産地の形成を目指しており、高性能林業機械導入や林内路網整備等による低コスト素材生産を促進するとともに、木材加工流通施設等の整備の支援を通じて県産材の利用拡大を図り、本県の林業、木材産業の振興と地域の活性化に繋げていきます。</p> | 農林水産部 | 林業振興課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>07 「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図る</p> <p>(3) 現場の実態に即した林道・作業道を整備すること。日本の森林にあった林業機械の開発に国とともに取り組むこと。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。</p> | <p>林道や作業道については、市町村や森林整備を行う事業者の要望等に基づき計画的に整備しているほか、特に「市町村森林整備計画」で計画されている「路網整備等推進区域」において重点的に路網整備を進めています。</p> <p>なお、旧緑資源幹線林道については、独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い、残区間の路線形及び幅員を見直し、県が整備しています。</p> | 農林水産部 | 森林整備課、森林保全課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>07 「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図る</p> <p>(4) 輸入材中心の加工・流通を改め、国産材を中心に木質バイオマスなどの利用を広げること。林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。</p> | <p>木質バイオマスの利用拡大について、木質バイオマスコーディネーターによる技術的助言や普及啓発セミナー、国の補助事業を活用した施設・設備の導入支援に取り組み、今後も引き続き、木質バイオマスの利用拡大を図っていきます。</p> <p>平成25年4月には、宮古市で木質バイオマスの専焼発電所が本格稼働するなど、木質バイオマス燃料の利用が大きく見込まれることから、森林資源の持続的活用の観点から、関係団体と連携しながら今後とも木質バイオマスの利用を進めていきます。</p> <p>林業労働者の確保と技術の継承については、県の出捐団体である公益財団法人岩手県林業労働対策基金において、林業への新規就業者の確保や技術研修などを行っており、県としては、関係団体と連携し、本県における林業労働対策に継続的に取り組めます。</p> | 農林水産部 | 林業振興課、森林整備課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|-------------|---------------|
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>07 「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図る (5) 「緑の雇用事業」を思い切って拡充するなど、体系的な林業就業者の育成・確保に取り組むこと。</p> | <p>国が平成15年度から実施している「緑の雇用事業」は、本県の新規林業就業者の約半数が利用するなど、これまで大きな成果を発揮してきたところです。</p> <p>県としては、実施団体を通じて、「緑の雇用事業」による新規就業者の確保やキャリアアップ対策に取り組み、体系的な林業就業者の育成・確保に努めます。</p> | 農林水産部 | 森林整備課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>07 「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図る (6) 国有林の分割・民営化をストップし、国が一元的に管理し地元の意見を反映した管理運営を行い、地域の林業事業体の育成を図るよう国に強く求めること。</p> | <p>国有林については、国の一元管理のもと、これまでも県や関係市町村等との連絡会議を開催するなど、地域の森林・林業施策との調整を図ってきたところであり、引き続き同様の対応を求めています。</p> <p>なお、林業事業体の育成については、国有林・民有林を含めた事業活動の中で、県が雇用の近代化や経営体質強化に意欲がある事業体を認定し、指導や支援に取り組むとともに、対策の強化を国に要望していきます。</p> | 農林水産部 | 林業振興課、森林整備課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>08 三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。 (1) 漁船の確保、養殖施設の再建整備への支援を継続し、魚市場を核とした流通・加工施設の一体的な再建整備に取り組むこと。</p> | <p>漁船や養殖施設の復旧・整備は、漁業者や漁協等の事業要望に基づき支援しているところであり、今後も引き続き、漁業者等の要望を踏まえながら支援に取り組んでいきます。</p> <p>また、生産及び流通・加工関連の共同利用施設の復旧・整備についても支援を継続し、引き続き、漁業と流通・加工業の一体的な再生を図っていきます。</p> | 農林水産部 | 水産振興課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>08 三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。 (2) カメ、アワビ、秋サケなどつくり育てる漁業の再建をはかること。サケふ化場。アワビ・ウニの種苗施設の再建整備をはかること。がんばる漁業・養殖復興支援事業について、速やかに取り組むとともに、手続きを簡素化すること。</p> | <p>これまで、養殖施設、サケふ化場、アワビ等種苗生産施設の復旧・整備に取り組み、ワカメ生産量やサケ稚魚放流数は震災前の約7割まで回復し、種苗放流数については、アワビは平成27年、ウニは平成26年から震災前を上回る数が確保される見込みです。</p> <p>また、がんばる養殖復興支援事業については、計画の策定段階から実行時のフォローまで、地域の実情に応じたきめ細やかな助言や指導に当たるなど、経営の早期再開と安定化を図るため事業の導入を進めているところであり、今後も引き続き、つくり育てる漁業の再建に向けて取り組んでいきます。</p> | 農林水産部 | 水産振興課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|-------------|---------------|
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>08 三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。 (3) 被災したすべての漁港の早期復旧・整備に取り組むこと。漁村集落の維持に取り組むこと。</p> | <p>本県水産業は、生産の場としての漁港と生活の場である漁村が一体的な関係を保ちながら成り立っていることから、漁港の早急な復旧・整備が重要と認識しております。このようなことから、本県では、水産業の復興や地域づくりの方向性と整合を図りつつ、漁協等関係団体や市町村と十分協議しながら全ての漁港について早期完成を目指し、漁村集落の維持が図られるよう取り組んでいきます。</p> | 農林水産部 | 漁港漁村課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>08 三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。 (4) 漁業者の生活支援の強化をはかること。二重ローンの解消、緊急的な雇用の確保、生活資金への支援を強化すること。</p> | <p>県では、東日本大震災津波で被害を受けた漁業者等の既往債務の負担軽減等を図ることを目的として、岩手県信用漁業協同組合連合会が創設した資金制度の無利子化を図るため、市町村と連携し利子補給を行うなど、漁業経営の早期安定化を図るための支援を行っているところです。</p> <p>また、被災した漁業者の生活支援に関しては、生産を再開して収入を得られるまでの間の対策として、漁場等のガレキ等回収処理、定置網・養殖施設の復旧に際しての漁協による雇用、がんばる養殖復興支援の導入などを通じた支援に取り組んできましたが、生産の再開が進んだことから、今後は生産の更なる回復や経営の安定化に向けた支援に取り組んでいきます。</p> | 農林水産部 | 団体指導課、水産振興課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>08 三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。 (5) 被災した漁協への支援を強化し、漁業・水産業を核とした地域の振興をはかること。被災した漁協の再建へ施設とともに人件費の補助等を含む支援を強化すること。</p> | <p>被災した漁協への支援に関しては、漁協事務所の復旧・整備を支援するとともに、共同利用施設等の復旧・整備に際し、国の補助事業において県、市町村の嵩上げ補助により漁協の負担を軽減しているほか、補助事業等の事務処理について適切な助言・指導を行うなど人的支援にも努めているところです。</p> <p>今後は、引き続き共同利用施設等の復旧・整備を支援するとともに、漁協による地域再生営漁計画の策定・実行の支援を通じて、漁業者及び漁協の収益向上と経営の安定化が図られるよう取り組んでいきます。</p> | 農林水産部 | 水産振興課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>08 三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。 (6) 罎ケの定置網漁の復旧とともに、サケ資源の公平配分に取り組むこと。事実上個人の所有となっている定置は見直すこと。</p> | <p>定置網漁業に関しては、これまで漁協等の事業要望に基づき整備を進め、震災時点で免許・許可されていた135ヶ統のうち、108ヶ統が操業を再開しているところです。</p> <p>サケ資源の利用に関しては、漁法による漁獲効率の違いや、操業海域・漁具の錯綜など、資源管理上及び漁業調整上の問題があるため、これまでの漁業関係者との調整により、定置網とはえなわ漁業に限って操業を認めているところです。</p> <p>また、定置漁業権については、漁業法において経営者免許漁業権とされており、漁業法に基づき適切に対応しています。</p> | 農林水産部 | 水産振興課 | S その他 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|----------|------------|---------------|
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>08 三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。 (7) 新規漁業就業者支援制度を国に求めるとともに、県としても実施すること。</p> | <p>国では、新規漁業就業者の確保に向けて、漁業就業情報の提供や就業相談会等の開催に加え、新規就業希望者の漁業現場での実地による長期研修に対する支援等を行っているところです。</p> <p>県としては、これらの国の支援を活用して新規就業者の確保を図るとともに、各漁協の地域再生営漁計画に基づく担い手対策の支援、市町村や関係団体と連携した新規就業者の受入体制の構築などに取り組んでいきます。</p> | 農林水産部 | 水産振興課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>05 TPP交渉参加の撤回を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>08 三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。 (8) 福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取り組み、損害の全面賠償を実現すること。</p> | <p>東京電力福島第1原子力発電所事故への対応として、海産魚に関しては、県内魚市場と県内底曳網漁業を対象に毎週32検体程度、岩手県水産技術センターの採取により毎月10検体程度の放射性物質検査を実施し、消費者への安全な県産水産物の提供に努めているところです。</p> <p>また、市町村や関係団体と連携して、消費者の不安の払拭を図るなど風評被害対策に取り組むとともに、東京電力㈱に対し、漁業者等の損害賠償請求について早期かつ確実な賠償金の支払いを求めています。</p> <p>今後も引き続き、安全な県産水産物の提供や風評被害対策等に取り組む、消費者の信頼回復と県産水産物の販路の回復・拡大を図っていきます。</p> | 農林水産部 | 水産振興課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>01 被災地の学校への教職員の増員・加配、スクールカウンセラーの配置を行い、被災児童・教職員への「心のケア」の取り組みを強化すること。内陸部等に転入した被災児童に対しても行き届いた対応を行うこと。</p> | <p>【スクールカウンセラー配置】</p> <p>通常のスクールカウンセラーの配置に加え、被災地域の教育事務所に巡回型カウンセラーを配置するなど、重層的な体制を整えています。内陸部についても、緊急事案に柔軟に対応できる体制を整備しています。</p> <p>【被災地の学校への教職員の増員・加配について】</p> <p>被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の加配について、学校要望を踏まえて国に要望し、要望どおり加配が認められています。教職員の中・長期的な加配措置の継続について、これまでも国に対して要望しており、今後も引き続き要望していきます。</p> <p>【教職員への「心のケア」の取組み強化について】</p> <p>教職員の心のケアについては、長期間にわたって取り組んでいく必要があると考えています。平成24年度からメンタルヘルスチェックを全職員に実施するなど、これまで教職員の心のケアに関する様々な取組を実施しています。</p> <p>今後においても、より一層きめ細かく、教職員の心のケアに取り組んでいきます。</p> | 教育委員会事務局 | 学校教育室、教職員課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|----------|------------|---------------|
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>02 県立高田高校の早期再建整備をはかること。被災した小中学校等の早期の再建整備を進めること。必要な仮設グラウンド等の整備を行うこと。</p> | <p>県立高田高等学校の整備については、陸前高田市高田町字長砂地内の県立高田高等学校第2グラウンドの北側を建設地とし、平成26年1月に第一体育館が完成しました。現在、校舎等の建築工事を行っており、平成26年度末までの完成を目指して取り組んでいます。</p> <p>被災した小中学校等の整備については、関係市町において復旧整備に向けた取組みが行われているところであり、早期再建並びに設置者が計画する整備内容が実現されるよう、全面的な財政支援措置等について、引続き国に対し働きかけるとともに、関係市町教育委員会に対する適切な指導助言等に努めていきます。</p> <p>また、仮設グラウンドについては、関係市町において整備が進められてきたほか、校地内の空きスペースの活用や他校・他施設のグラウンドの利用など、学校の状況等に応じて適切に対応していると伺っています。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>03 深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと</p> <p>(1) いじめ対策の基本として—目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取り組むこと。</p> | <p>いじめ問題の解決のためには、平素から児童生徒に身近で接している教員、とりわけ担任等が子どもたちとの信頼関係を築き適切に対応していくことが何よりも重要です。</p> <p>また、いじめを認知した場合には、学校全体で問題を共有し、全力を挙げていじめの要因の解消に取り組むことが重要です。いじめ問題に対する教職員の対応能力を高めるため、さまざまな機会を利用した教員研修に引き続き取り組みます。</p> | 教育委員会事務局 | 教育委員会学校教育室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>03 深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと</p> <p>(2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。</p> <p>① いじめへの対応を絶対に後回ししない、子どもの命最優先の原則・安全配慮義務を明確にすること。</p> | <p>学校においては、生徒の命、身体、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶ恐れがあるようなときには、そのような悪影響ないし危害の現実化を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講じなければなりません。</p> <p>今後とも、児童生徒の命を守り、安全・安心な学校生活の実現を第一に指導していきます。</p> | 教育委員会事務局 | 教育委員会学校教育室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|----------|------------|---------------|
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>03 深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと</p> <p>(2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。</p> <p>② いじめの情報は、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取り組むこと。</p> | <p>いじめ問題の対応の原則は、早期発見、早期対応、未然防止、情報共有等であり、いじめを認知した場合には速やかに教職員間で共有するとともに、関係する保護者の協力を得ながら解決を図るよう指導していきます。</p> | 教育委員会事務局 | 教育委員会学校教育室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>03 深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと</p> <p>(2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。</p> <p>③ 子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。</p> | <p>震災津波の経験を踏まえた「いわての復興教育プログラム」においても、生命の大切さや心の在り方、心身の健康を大事にしながら成長を図ろうとする児童生徒の成長を期しているところであり、復興教育の展開と併せ、好ましい人間関係や道徳的価値観の涵養に努めていきます。</p> | 教育委員会事務局 | 教育委員会学校教育室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>03 深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと</p> <p>(2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。</p> <p>④ 被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。</p> | <p>いじめられた児童生徒の安全確保を最優先しながら問題解決に取り組むとともに、加害児童生徒への指導や懲戒については、各校で定めている基準に照らして適切な措置を行うなど、再発することのないよう指導していきます。</p> | 教育委員会事務局 | 教育委員会学校教育室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>03 深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと</p> <p>(2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。</p> <p>⑤ 被害者・遺族の知る権利を尊重すること。</p> | <p>被害を受けた児童生徒、保護者の心情に最大限配慮し、速やかな情報共有に努めるなど、適切に対応するよう指導していきます。</p> | 教育委員会事務局 | 教育委員会学校教育室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|----------|------------|---------------|
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>03 深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと</p> <p>(3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。</p> <p>①-1 教職員の多忙化の解消、35人学級の実現、養護教諭の増員など、いじめの解決に取り組む条件整備を進めること。</p> | <p>【教職員の多忙化の解消について】</p> <p>教職員の多忙化の解消については、各学校でも取組を進めていますが、県立学校においては平成24年度から「勤務時間外状況記録簿」を導入し、教員のより適正な勤務時間の把握に努めています。この実施結果の分析や各学校への聞き取り調査等により教職員の負担の要因を把握したうえで、教職員の多忙化の解消策を検討していきたいと考えています。また、市町村立の小中学校についても同様の取組を検討するよう、市町村教育委員会に依頼しているところです。</p> <p>【35人学級の実現について】</p> <p>本県においては、35人以下学級について、平成18年度から小学校1年生、平成19年度から小学校2年生、平成24年度からは中学校1年生まで拡充して実施しているところです。さらに、平成25年度からは小学校3年生まで拡充し、平成26年度には小学校4年生まで拡充して実施する予定です。これを他の学年に拡充していくためには、国の中・長期的な定数改善計画の策定が必要不可欠であり、定数改善計画の策定について、国に対して引き続き要望していきます。</p> <p>【養護教諭の増員について】</p> <p>養護教諭の増員については、退職見込者の状況等を踏まえつつ、可能な範囲で増員に努めていきたいと考えています。</p> | 教育委員会事務局 | 教職員課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>03 深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと</p> <p>(3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。</p> <p>①-2 カウンセラーの増員、全ての学校でのいじめ問題の研修など、いじめの解決に取り組む条件整備を進めること。</p> | <p>スクールカウンセラーのうち、臨床心理士の有資格者については、資格取得が難しいため、今後とも人材確保が困難な状況が続くと見込まれます。有資格者に準ずる者についても、絶対数が不足している現状を踏まえ、各学校のニーズを把握しながら適所に配置するよう努めていきます。また、今後も臨床心理士会と連携してスクールカウンセラー等の確保に努めるとともに、カウンセラーの資質向上を図っていきます。</p> <p>また、いじめ問題に関する研修を進め、教職員の対応能力の向上に努めていきます。</p> | 教育委員会事務局 | 教育委員会学校教養室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-----------------|-------------------|----------------------|
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>03 深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと</p> <p>(3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。</p> <p>②「いじめ半減」などの数値目標をやめること。教職員をバラバラにしている教員評価など教員政策を見直すこと。いじめ問題の位置づけを直すこと。</p> | <p>【いじめについて】</p> <p>いじめの問題の解決にあたっては、各学校において、アンケート調査を確実に実施するなど、児童生徒間におけるいじめの兆候をもらさず把握することが重要と認識しており、目標値を設定して認知件数を減らす方向ではなく、今後も余すところなく認知し、一つ一つの問題に丁寧に対応するよう指導していきます。</p> <p>【教員評価等について】</p> <p>平成20年度から実施している新昇給制度においては、学校が教職員相互の協働や連携による取組によって成り立つ職場であることを踏まえ、教職員個々の取組のほか、他の教職員との協働や連携による取組を確認することとしています。</p> | <p>教育委員会事務局</p> | <p>学校教育室・教職員課</p> | <p>B 実現に努力しているもの</p> |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-----------------|--------------|----------------------|
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>04 Ⅲ中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改造工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC検査を義務づけること。被害を受けた生徒の医療の確保と教育を保障すること。</p> | <p>【耐震化】</p> <p>学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるなど、重要な役割を担っています。</p> <p>県立学校については、岩手県耐震改修促進計画に基づき、引き続き計画的に耐震化を進めます。</p> <p>市町村立学校については、学校設置者に対し、早期の耐震化について様々な機会を通じて引き続き働きかけるとともに、国庫補助制度の活用に応じた助言等、必要な支援を行ってまいります。</p> <p>【県産材活用】</p> <p>県立学校については、岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画の方針に基づき、工事期間や建設に要する経費及び建築基準法の規制などを十分に考慮しながら、可能な限り、県産材を活用した施設にしたいと考えています。</p> <p>なお、平成25年度は、県立花巻農業高等学校の教室棟を木造で整備したほか、平成26年度は、県立花巻清風支援学校の実習棟や県立釜石祥雲支援学校の作業棟を木造で整備する計画としています。</p> <p>市町村立学校については、設置者である市町村において検討されるものですが、国庫補助制度に係る情報提供や助言など、引き続き必要な支援を行ってまいります。</p> <p>【シックスクール】</p> <p>学校施設整備に伴う室内空気汚染対策については、文部科学省の刊行物や県教育委員会が作成した「学校施設整備時におけるシックスクール対策のポイント」等を活用し、一層の徹底を図るよう、市町村担当者研修会及び通知文書により、市町村教育委員会に対して要請しています。</p> <p>なお、TVOC測定及び被害を受けた生徒の医療費や教育保障については、学校設置者である各市町村が適切に判断すべきものと考えています。</p> | <p>教育委員会事務局</p> | <p>教育企画室</p> | <p>B 実現に努力しているもの</p> |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|----------|-------|---------------|
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>05-(1) 「全国学力テスト」は中止し、抽出調査についても押し付けけないこと。「学力テスト結果」の公表は行わないようにすること。</p> | <p>全国学力・学習状況調査は、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童生徒の学力・学習状況を把握分析することにより、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに役立てるものです。このことを踏まえ、本調査への参加及び公表については、学校の設置管理者が判断するものです。なお、文部科学省では、平成26年度調査より市町村教育委員会の判断に基づき、学校名を明らかにした公表を可能としましたが、その際、教育上の効果や影響等に考慮しながら、序列化や過度な競争が生じないようにするなど配慮すべき点について示しています。</p> | 教育委員会事務局 | 学校教育室 | D 実現が極めて困難なもの |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>05-(2) 教育に市場原理を導入する目標管理型学校経営や県版学力テストの点数を目標とするやり方は見直すこと。</p> | <p>県内の各小中学校では、目標達成型の学校経営を目指し、児童生徒の実態や地域の状況を踏まえ、具体的な目標を設定し取組を進めています。目標の設定や検証については、数値目標のみに偏ることなく、目標達成に向けた具体的な取組過程を重視するものです。</p> <p>県学習定着度状況調査についても、ヒストグラムにより分布に着目した分析を行い、各小中学校において、児童生徒の学習の定着状況をよりの確に把握する取組を進めています。</p> | 教育委員会事務局 | 学校教育室 | D 実現が極めて困難なもの |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>06 文科省の5カ年計画による35人学級の実施を強く求めるとともに、県独自にも35人学級を当面小学校全学年と中学校1年生で全面実施し、さらに中学校でも全学年への拡充をめざすこと。</p> | <p>本県においては、35人以下学級について、平成18年度から小学校1年生、平成19年度から小学校2年生、平成24年度からは中学校1年生まで拡充して実施しているところです。さらに、平成25年度からは小学校3年生まで拡充し、平成26年度には小学校4年生まで拡充して実施する予定です。これを他の学年に拡充していくためには、国の中・長期的な定数改善計画の策定が必要不可欠であり、定数改善計画の策定について、国に対して引き続き要望していきます。</p> | 教育委員会事務局 | 教職員課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|----------|-------|---------------|
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>07 四中学校の統廃合計画については、子どもの教育にとって、地域の教育にとって、地域住民との合意の3点を基本原則にして取り組むこと。住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。被災地の学校の統廃合計画についても、地域住民の合意を貫くこと。小中一貫校は全国で問題が出ており、進めないこと。</p> | <p>【小中統廃合】 小中学校の統廃合については、児童生徒の健やかな成長を促し、豊かな人間性を育むうえで必要な教育環境の整備や教育向上の観点から、地域住民の意見を十分に聞きながら進めることが重要と考えており、被災地の学校においても設置者である市町村が策定する復興計画等に基づき、地域住民の意見を聞きながら進められるものと考えています。</p> <p>【小中一貫教育】 子どもたちの成長にあわせて教育活動を9年間で体系的に展開していく小中一貫教育に関する取組は、全国的にも注目され、各自治体が主体的に進めている現状があります。県教育委員会としては、柔軟な教育課程編成の一つとしてとらえており、全国の状況をみながら、市町村教育委員会や学校を支援しているところです。</p> | 教育委員会事務局 | 学校教育室 | S その他 |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>08 特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。 (1) 生徒急増に対応し、緊急課題として教室不足の解消に取り組むこと。男女共用トイレは直ちに解消すること。特別支援学校・分教室の整備計画を立て、計画的に改築改修を進めること。国に対し特別支援学校の設置基準を決め、計画的に整備に取り組むよう求めること。</p> | <p>特別支援学校における教室不足の解消に向け、平成26年度においては、県立花巻清風支援学校の増築に取り組むほか、男女兼用トイレの解消に向け、県立気仙光陵支援学校及び県立宮古恵風支援学校の改修を行なうこととしています。</p> <p>特別支援学校の整備計画については、県立学校の耐震化や災害復旧を進める中で、長期にわたる計画の策定が難しい財政状況にあることから、喫緊の課題に優先的に取り組むこととしています。</p> <p>また、特別支援学校の設置基準については、国においては、在学する子どもたちの状況や施設の現状など、その時々において、それぞれの学校が抱える課題も違うことなどから、その施設や設備について一律の基準を設けることが困難であるとしています。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>08 特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。 (2) 子どもたちの生涯の複雑化に対応し、軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。</p> | <p>通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対応する特別支援教育支援員については、平成19年度から地方交付税措置されており、各市町村で配置しています。</p> <p>県では、特別支援学級を設置している学校の中で多人数、重度障がい等、指導困難が予想される学校に特別支援教育支援非常勤講師を配置していますが、現在は国庫負担の関係から、特別支援学級への配置に限定しており、通常学級において支援を行う加配までは難しい状況です。</p> <p>通常学級に在籍する児童生徒への支援については、今後、国の新たな定数改善計画の実現の状況を見ながら検討していきます。</p> | 教育委員会事務局 | 教職員課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-----------------|--------------|----------------------|
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>08 特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。</p> <p>(3) 「支援地域」の中心と位置づけられる盲・ろう・養護学校は統廃合ではなく、小規模分散で地域密着型をめざし拡充すること。</p> | <p>平成21年に改訂された特別支援学校指導要領において、特別支援学校は地域の特別支援教育のセンター的な機能を担うことが明記され、地域の関係機関との連携協力を図り、ネットワークを形成する中で、地域において必要な支援を行っていくことが求められています。また、「共に学び、共に育つ」というインクルーシブ教育システム構築に向けて、障がいのある児童生徒も自分の住んでいる地域で学ぶことができるように、二戸市(H20小学部、H25中学部)、遠野市(H19小学部、H24中学部)、一関千厩町(H19小学部、H21中学部)に特別支援学校の分教室を設置しています。併せて、盛岡地区以外の特別支援学校では、例えば、知的障がいのある児童生徒と肢体不自由の児童生徒に対応するなど、複数の障がい種を受け入れ、地域で学ぶことができるようにしています。</p> | <p>教育委員会事務局</p> | <p>学校教育室</p> | <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|----------|------------|---------------|
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>09 一関一高への併設型中高一貫校・付属中学校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め再検討すること。</p> | <p>併設型中高一貫教育の導入については、検討委員会を設置の上、そのあり方を検討し、設置の方向を示した上で、各地域への説明会を行いながら、十分に時間をかけて進めてきたものです。</p> <p>一関第一高等学校附属中学校は、平成26年4月に設置6年目を迎え、初年度に入学した生徒が、高校3年生に進級します。今後、その生徒の学習や進学状況、同校が目指す教育の進捗状況等、導入の成果と課題を検証し、その方向性について検討していきます。</p> | 教育委員会事務局 | 学校教育室 | C 当面は実現できないもの |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>10 県立高校の再編・統廃合計画については、生徒の学習権を保障し、地域と結びついた高校を守る立場から、地域住民の声を踏まえ策定すること。県立高校でも少人数学級を実施すること。</p> | <p>県立高校の学級編制は「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(標準法)において1学級の生徒数は40人を標準とすると定められており、それによって編制された学級数を基本として教職員定数が定められています。したがって、現行の標準法で少人数学級を実現するためには、県独自で多額の予算が必要になるため、財政上難しい状況にあります。少人数学級は実現していませんが、県内のほとんどの高校では習熟度別授業、チームティーチング授業、選択授業等により、少人数での指導が様々な場面で実施されており、成果を上げています。</p> <p>平成23年度上半期において「第二次県立高等学校整備計画(仮称)」を策定することとしていましたが、東日本大震災津波の甚大な被害及びその影響を踏まえ、策定を見送っている状況です。</p> <p>大震災津波の影響や、少子化の一層の進行、復興教育への取組等、生徒や学校を取り巻く環境が大きく変化しており、平成26年度から今後の岩手の高等学校教育の在り方についてあらためて検討を行います。</p> <p>この検討にあたっては、外部有識者による検討委員会を立ち上げて議論を行う予定であり、地域の方々からも意見を伺いながら進めていきます。</p> | 教育委員会事務局 | 学校教育室、教職員課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|----------|-------|---------------|
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>11 県立高校の入試制度の改善にあったっては、生徒減少のなかで希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されるようにすること。高校間格差を拡大する通学区域の拡大は行わないこと。</p> | <p>平成23年度上半期において「第二次県立高等学校整備計画(仮称)」を策定することとしておりましたが、東日本大震災津波の甚大な被害及びその影響を踏まえ、策定を見送っている状況です。</p> <p>大震災津波の影響や、少子化の一層の進行、復興教育への取組等、生徒や学校を取り巻く環境が大きく変化しており、平成26年度から今後の岩手の高等学校教育の在り方についてあらためて検討を行います。この検討にあたっては、外部有識者による検討委員会を立ち上げて議論を行う予定であり、地域の方々からも意見を伺いながら進めていきます。</p> | 教育委員会事務局 | 学校教育室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>12 高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、安定した雇用と県内就職率の向上に努めること。違法な内定取り消しについては毅然と対応し企業名の公表を行うこと。3年以内の離職率(20.8%)の改善をめざし実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育に当たっては、憲法、労働法に基づく基本的な権利を盛り込むこと。</p> | <p>平成21年度から就職を希望する生徒が多い県立高校に配置している就職支援相談補助員については、平成26年度は30名配置(平成25年度から1名増)する予定であり、各広域振興局に配置されている就業支援員と連携しながら生徒が希望した進路を実現できるよう支援するとともに、違法な内定取消については、岩手労働局と連携の上、毅然たる対応に努めます。また、各高等学校において、「いわてキャリア教育指針」に基づき計画的・組織的に推進されるキャリア教育の中で、勤労観や職業観をはぐくむとともに、雇用や就労に関する権利や義務等社会の仕組みについての理解促進を図ることとしています。</p> | 教育委員会事務局 | 学校教育室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-----------------|-------------|----------------------|
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>13-(1) 教員の増員と少人数学級の拡充、事務作業の抜本的な改善で「多忙化」を解消し、教員の専門家としての役割が発揮されるようにすること。過労死ラインを超える超過勤務は直ちに解消するよう徹底すること。司書教諭を専任で配置すること。</p> | <p>【教員の増員について】 教職員定数は法律により学級数等に応じて決められており、その中でできるだけ本採用教員を確保できるよう措置しているところですが、今後、児童生徒数の減少や統廃合の進行等に伴い、教職員定数が減少していくことが見込まれますので、退職者数、再任用者数の状況等を踏まえつつ、可能な範囲で本採用教員の確保に努めていきたいと考えています。</p> <p>【少人数学級の拡充について】 本県においては、35人以下学級について、平成18年度から小学校1年生、平成19年度から小学校2年生、平成24年度からは中学校1年生まで拡充して実施しているところですが、さらに、平成25年度からは小学校3年生まで拡充し、平成26年度には小学校4年生まで拡充して実施する予定です。これを他の学年に拡充していくためには、国の中・長期的な定数改善計画の策定が必要不可欠であり、定数改善計画の策定について、国に対して引き続き要望していきます。</p> <p>【多忙化の解消について】 教員の多忙化解消については、各学校でも取組を進めていますが、県立学校においては平成24年度から「勤務時間外状況記録簿」を導入し、教員のより適正な勤務時間の把握に努めています。この実施結果の分析や各学校への聞き取り調査等により教職員の負担の要因を把握したうえで、教員の多忙化の解消策を検討していきたいと考えています。また、市町村立の小中学校についても同様の取組を検討するよう、市町村教育委員会に依頼しているところですが、</p> <p>【司書教諭の専任配置について】 本県においては、小学校で27学級以上、中学校で22学級以上の学校、高等学校には2校に専任の図書館司書教諭を配置しています。また、12学級以上有する学校には、図書館司書教諭の有資格者を配置しています。県内全ての学校に専任で配置するためには、多くの定数が必要となることから、難しい状況にあります。</p> | <p>教育委員会事務局</p> | <p>教職員課</p> | <p>B 実現に努力しているもの</p> |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|----------|------|---------------|
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして 13-(2) 恣意的な「教員評価」「不適格教員」制度や「教員給与の格差付け」は見直すこと。パワーハラスメント防止対策を強化すること。</p> | <p>【教員評価等の見直しについて】 平成20年度から実施している新昇給制度においては、複数の上司による二段階の確認を行い、二者の協議により上位区分候補者を決定しているほか、確認結果に対する相談窓口を設置するなどし、上位区分決定の判断の公正性・客観性を確保しています。また、指導が不適切な教諭等の認定及び認定を受けた教諭等に対する指導改善研修の実施は、平成20年4月に教育公務員特例法で定められたものであり、指導に課題を有する教員の指導や指導力の評価については校長一人ではなく、市町村立小中学校にあっては所管する市町村教育委員会や教育事務所の職員が、県立学校の教員にあっては県立総合教育センター職員が当たるほか、医師、弁護士、学識経験者等で構成する判定委員会を開催し、当該意見を踏まえて認定を行うなどにより、評価の客観性を確保しています。</p> <p>【パワーハラスメント防止対策について】 教職員一人ひとりのコンプライアンスに対する意識の浸透に資するため作成している岩手県教職員コンプライアンスマニュアルにおいて、行動指針として「パワーハラスメントの禁止」の内容を盛り込み、その根絶を指導しているところです。また、各種通知においても、所属長にパワーハラスメントについては人権の問題であるとの認識を職員一人ひとりが認識し、相手の人格を尊重し、良好な職場環境の維持に努めるよう注意喚起しているところです。</p> | 教育委員会事務局 | 教職員課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして 14-(1) 教員採用、管理職昇任制度について、公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。</p> | <p>教員採用試験については、解答の公表、第三者による点検、第1次試験の筆答問題の設問ごとの配点の公表、第2次試験の判定の受験者への通知など、より透明化された採用試験となるよう取り組んでいます。また、管理職昇任制度については、選考手続きの一層の透明化(受験資格・受験科目・採点方法・指導主事等の専門職も第1次試験から受験)及び文書保存の適正化(最終選考資料の永年保存)等の見直しを図り、平成20年度の昇任試験から実施しています。</p> | 教育委員会事務局 | 教職員課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|----------|------------|---------------|
| 06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして 14-(2) 「教員免許更新制」の中止を求めること。 | 現在、文部科学省において「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」を設置し、教員免許更新制度全般について検討しているところであり、国に対し、教員免許更新制度の見直しにあたっては、教育現場の混乱を防ぐための措置等について要望しているところです。 | 教育委員会事務局 | 教職員課 | B 実現に努力しているもの |
| 06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一 14-(3) 「臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。 | 臨時教員制度については、長期的に見て児童生徒数の減少による学校統合や学級数の減に伴う教職員定数の減少が見込まれるところであり、今後数年についても、市町村立学校、県立学校で毎年、数十人から数百人程度の定数減が予測されます。このように教職員定数を巡る環境が急激に変化する中で、適正な定数管理を行うためには、現行の欠員補充職員をある程度臨時採用として配置し、正規職員数(採用者数)の調整を行うことはやむを得ないことと認識しています。 | 教育委員会事務局 | 教職員課 | B 実現に努力しているもの |
| 06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして 14-(4) 外国人講師による英語教育に当たっては直接雇用とすること。 | 外国青年招致事業及び外国語教育推進事業により、希望するすべての県立学校に外国語指導助手を配置しています。外国青年招致事業については、JETプログラムによる招致、外国語教育推進事業については、業務委託により受託業者による配置を行っており、全校配置を確保するためには、直接雇用による配置は難しい状況です。 | 教育委員会事務局 | 学校教育室 | D 実現が極めて困難なもの |
| 06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして 15-(1) 通学路の安全対策を総点検し、地域住民・関係機関と連携して通学路の安全対策を強化すること。 | 各小学校では、地域のボランティアを活用して、通学路の点検、児童の登下校中の見守り活動等を行うスクールガードを組織し、安全対策を講じています。 県教育委員会としては、市町村への補助事業として「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を実施し、学校と地域における自主的な防犯活動との連携、協調を図り、通学路の安全対策を支援していきます。 | 教育委員会事務局 | 教育委員会学校教育室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-----------------|--------------|----------------------|
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして 15-(2) 冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。</p> | <p>県では、雪による幅員減少や圧雪等による通行障害の防止のため、初期除雪や拡幅除雪、排雪作業等の強化を図るとともに、市町村等と連携した効率的な除雪を推進し、安全で安心な道路交通の確保に努めています。</p> <p>また、通学路においては、通学時間帯前に通行可能な歩行空間を確保するなど、通園・通学路を重点とした歩道除雪を推進するとともに、歩行者の安全対策のため、横断歩道や交差点等における歩行障害の防止や見通しを確保する排雪作業を実施しています。</p> <p>今後とも、地域の皆様の御理解と御協力のもと、更なる連携を図りながら、きめ細やかな除排雪作業を実施し、安全で安心な冬期歩行者空間の確保に努めていきます。</p> | <p>県土整備部</p> | <p>道路環境課</p> | <p>B 実現に努力しているもの</p> |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして 16 侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さず、「日の丸・君が代」の学校教育での押し付けは行わないこと。性教育などへの政治介入に反対すること。</p> | <p>義務教育における教科書採択については、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律などに基づいて実施されています。県教育委員会では、教科書採択の権限を有する各市町村教育委員会や各採択地区協議会において、歴史及び公民の教科書を含む教科書の採択事務が公正かつ適切に行われるよう指導しています。</p> <p>また、教育活動における国旗の掲揚及び国家の斉唱については、学習指導要領に「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国家を斉唱するよう指導するものとする」と示されており、県教育委員会では、各学校において学習指導要領の趣旨に沿って措置するよう各市町村教育委員会を指導しています。</p> <p>性教育への政治介入といった事実につきましては把握していません。</p> | <p>教育委員会事務局</p> | <p>学校教育室</p> | <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして 17 教師の体罰を根絶すること。パワハラやセクハラ・不祥事を根絶する具体的対策を講じるとともに、「憲法」と「子どもの権利条約」の精神と内容を教職員にも徹底すること。</p> | <p>教員による児童生徒に対する体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントはあってはならないことであり、これまでも各種会議の場や通知により繰り返し注意喚起し、指導の徹底を図ってきました。しかしながら、教職員による体罰やパワーハラスメント、児童生徒に対するセクシャルハラスメント行為を含む不祥事が発生しており、根絶には至っていません。このような状況から、これまで実施してきた注意喚起等の取組に加え、教職員一人ひとりの使命、職責についての自覚がより一層高まるよう、平成23年度から各学校において年2回のコンプライアンス職場研修を実施しているところであり、平成24年度には各職場での取組を促進するため、各職場における取組内容を事例集として取りまとめて配布したところです。また、平成25年度から、新たに怒りの感情をコントロールするスキルを身に付けるための「アンガーマネジメント」という手法の研修を導入し、体罰の根絶に向けた対策を強化したところです。</p> | <p>教育委員会事務局</p> | <p>教職員課</p> | <p>B 実現に努力しているもの</p> |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|----------|-------|---------------|
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして 18-(1) 給付制の奨学金を創設し、これまでの奨学金制度も無利子とするなどの改善を国に求め、県としても拡充をはかること。低所得者世帯に対する就学援助を改善・拡充すること。</p> | <p>【奨学金】 震災で被災したことにより親を亡くした又は行方不明となった児童生徒等を対象とした返還不要の給付型奨学金制度及び被災世帯の高校生を対象とした特例採用奨学金制度を平成23年度に創設しました。 給付制の奨学金の創設については、国において平成26年度予算に盛り込んでいるところです。また、財団法人岩手育英奨学会で実施している高校生等の生徒を対象とした奨学金は、全て無利子です。</p> <p>【就学援助】 教育の機会均等を図るための重要な制度であることから、各市町村において、就学援助事業が適切に実施されるよう、就学援助事業の充実、適切な運用や保護者への制度の周知などについて、市町村教育委員会に対し毎年度働きかけているところであり、今後も引き続き取り組んでいきます。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして 18-(2) 高校授業料無償化への所得制限の導入に反対し、県立高校の授業料無償化については、すべての高校生を対象とすること。</p> | <p>国において高校授業料無償化制度に所得制限を導入する改正法案が成立したところであり、県としては改正後の法律に則り、4月からの所得制限の導入による就学支援金制度が円滑に実施できるよう周知するとともに、条例改正や事務処理体制の整備等に努めていきます。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | C 当面は実現できないもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|----------|---------|---------------|
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>19 学校給食の食材の放射線量の検査を徹底し、食品の安全を確保すること。中学校までの学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス(仕出し弁当給食)の実態と問題点を把握し改善をはかること。</p> | <p>県では、「県産食材等の安全確保方針」に基づき、県内で生産(収穫・漁獲)される農林水産物の主な品目について、主要産地を対象にモニタリング等を実施しているところであり、今後もこれらの取組により、学校給食の安全性の確保に努めていきます。</p> <p>なお、自校で学校給食を調理している11の県立学校全てにおいて、測定機器を整備し、流通の場を通じない地場産物などの食材及び提供後の給食について、放射性物質濃度測定を実施するとともに、県内の地域バランスを考慮の上、4市町と県立学校1校を対象に、提供後の学校給食一食分についてモニタリング検査を実施し、より一層の安全安心の確保に努めているところです。</p> <p>また、学校給食については、義務教育諸学校の設置者において実施するよう努めることとされているところです。</p> <p>今後も、学校給食の意義を踏まえ、児童生徒の実態や地域の実情に応じた望ましい学校給食のあり方等について検討していただくよう働きかけていきます。</p> <p>ランチボックス(仕出し弁当給食)については、学校給食として位置付けられており、現在のところ、特に問題点はないと認識していますが、今後も、その状況等について注視していきます。</p> | 教育委員会事務局 | スポーツ健康課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>20 私学助成を拡充し、私立高校の私学就学支援金については実質無料化をめざすこと。これまでの授業料減免の財源を復元し全国並みに拡充すること。授業料以外の学費の父母負担の軽減に取り組むこと。</p> | <p>私立高等学校に通う生徒に対しては、国の就学支援金の他、本県独自の授業料等減免補助事業を実施しており、これら制度の併用により低所得世帯の負担軽減措置を講じています。</p> <p>また、生活保護受給世帯については、入学金の減免を行っている他、被災生徒に対しては、修学旅行費等授業料以外の納付金に係る支援制度も設けています。</p> <p>平成26年度からは、就学支援金制度の改正に伴い、低所得世帯等の就学支援金加算額が増額される他、高校生の教育費負担軽減策の拡充も見込まれており、これら制度と併せて引き続き修学支援に努めていきます。</p> | 総務部 | 法務学事課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-----------------------|------------------------|----------------------|
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして 21-(1) 岩手国体に向けて、官民の協力体制を強化し、大震災津波の復興と両立するように取り組むこと。</p> | <p>「希望郷いわて国体」は、県として大震災津波からの復興を最優先課題として取り組んでいる中での開催となり、「復興のシンボル」として、復興の力となる国体をめざし、「県民との協働」を基本に、県民の総力を結集して開催することとしています。 これまでの国体は、県、市町村といった行政が主体となって、準備を進め、開催しているところですが、本県では、先催県の前例にとられることなく、できるだけ多くの県民の皆様、企業・団体の皆様の主体的な参画をいただきたいと思います。</p> | <p>国体・障がい者スポーツ大会局</p> | <p>総務課</p> | <p>B 実現に努力しているもの</p> |
| <p>06 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして 21-(2) インターハイ参加者などへの派遣費への補助は廃止せず、競技力向上とスポーツ振興にとりくむこと。埋蔵文化財調査の補助金廃止も行わないこと。</p> | <p>【派遣費補助】 「全国大会派遣費補助事業」等として、全国高等学校総合体育大会派遣費補助及び全国中学校体育大会派遣費補助を実施することにより、競技力の向上を図ることとしており、今後も継続して取り組みます。 【埋蔵文化財調査に係る補助金】 埋蔵文化財の発掘調査経費については、原則として開発の原因者が負担することとなっていますが、個人住宅建設に係る発掘調査経費は、国庫補助制度により、個人負担を求めてはなりません。また、現行の県費の嵩上げ補助につきましても、今後も継続することとしています。</p> | <p>教育委員会事務局</p> | <p>スポーツ健康課・生涯学習文化課</p> | <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。 01 東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること (1)-01 大規模な津波から住民のいのちを守る基本は速やかな避難です。小中学校の防災教育を徹底すること。</p> | <p>「岩手県教育委員会経営計画」において、「いわての復興教育」を重点とし、防災教育の推進を図っています。「いわての復興教育」プログラム改訂版では、「いきる」「かかわる」「そなえる」を3つの教育的価値として位置付けおりましたが、各学校では、「そなえる」を中心に防災教育に取り組んでいるところです。 また、平成26年度も、学校・家庭・地域・関係機関が連携した防災教育・防災体制の充実を図るため、「岩手県防災教育研修会」の開催や防災に係る学校訪問事業を行う予定です。</p> | <p>教育委員会事務局</p> | <p>学校教育室</p> | <p>B 実現に努力しているもの</p> |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|----------|-------|---------------|
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。 01 東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>(1)-02 住民レベルの防災教育と集落ごとの防災訓練・避難訓練を抜本的に強化すること。避難道路・避難施設を総点検し、整備すること。</p> | <p>東日本大震災津波のような大規模災害に対しては、防潮堤整備等ハード面の対策では対応しきれないことが検証されています。</p> <p>県としては「自分の命は自分で守る」ことを基本として、自主防災組織の育成強化、防災教育の推進を図るとともに、平成24年度から県総合防災訓練を住民参加型の訓練に見直し、実施しているところです。</p> <p>このような取り組みの中で、地域が行う防災訓練・避難訓練への積極的な参加を促していくこととしています。</p> <p>避難所・避難道路整備は、県地域防災計画に市町村が整備・選定するものと定められており、整備に当たっては、市町村における復興計画等と相まって整備されていくことが望ましいと考えております。</p> <p>県としては、避難環境の整備に対する国の財政支援を引き続き要望していきます。</p> | 総務部 | 総合防災室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。 01 東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>(2) 因震災津波の検証を踏まえ、行政と岩手大学、県立大学等の連携で「防災講座」「防災講演会」を開催し、防災担当者の教育と養成、職員と県民の防災意識の高揚を図ること。</p> | <p>県では、岩手大学の協力を得て防災教育教材を作成し、学校における防災教育の取組を支援しながら、県民の防災意識の高揚に努めています。また、岩手大学と連携した防災リーダー育成プログラムを通じて関係機関担当者の教育や防災意識の高揚を図っているところです。</p> <p>今後も大学等と連携し、広く防災教育、防災意識啓発に向けた取組に努めていきます。</p> | 総務部 | 総合防災室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。 01 東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>(3)-01 避難施設となっている小・中学校の校舎・体育館、公民館などの耐震診断と耐震改築・改修をはること。</p> | <p>東日本大震災においては、沿岸部の多くの学校施設が応急避難場所となり、改めて学校施設の耐震化の重要性が認識されたところです。</p> <p>県教育委員会としても、学校施設等の耐震化は喫緊の課題と捉えており、市町村教育委員会に対し、早期の耐震化について様々な機会を通じて引き続き働きかけるとともに、国庫補助制度の活用に応じた助言等、必要な支援を行っていきます。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。 01 東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>(3)-02 避難施設となっている県立高校の校舎・体育館などの耐震診断と耐震改築・改修をはかること。</p> | <p>(3)-02 県立学校については、岩手県耐震改修促進計画に基づき、引き続き計画的に耐震化を進めます。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|----------|-------|---------------|
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>01 東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>(3)-03 避難施設となっている小・中学校の自家発電設備と暖房設備を整備すること。</p> | <p>東日本大震災では、沿岸部の多くの学校施設が応急避難場所となり、学校施設の防災機能の重要性について各市町村において改めて認識されたものと考えています。</p> <p>小中学校については、国の学校施設環境改善交付金(防災機能強化事業)及び東日本大震災復興交付金を活用して防災設備等を整備することが可能となっていますので、市町村教育委員会に対し適切に情報提供するとともに、国の補助制度等の活用に係る助言等必要な支援をしていきます。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>01 東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>(3)-04 避難施設となっている県立高校の自家発電設備と暖房設備を整備すること。</p> | <p>平成23年度に全ての県立学校に可搬型の発電機を配備し、停電時における電源の確保に努めたところです。また、暖房設備については、既に学校が保有している暖房設備を使用し、配備した発電機から電気を供給することを想定しています。</p> <p>なお、防災機能を強化するため、平成25年度から、主に沿岸部の県立高校に自立型の太陽光発電設備を整備しています。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>01 東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>(3)-05 情報設備と必要な人員の配置、食糧備蓄対策を講じること。</p> | <p>県では、市町村との直通回線を確保するため、昨年度、各市町村に衛星携帯電話を配備したところであり、更には、関係機関との通信手段を確保するため、通信衛星を利用した防災行政情報通信ネットワークの整備を進めているところです。</p> <p>災害対応における人員配置については、災害対応の検証結果を踏まえた災害対策本部組織の見直しを行い、災害の状況に応じた組織編成、人員配置を迅速に行えるようにしています。</p> <p>食料備蓄対策については、地域防災計画において県及び市町村、県民並びに事業所それぞれにおける食料・生活必需品等の備蓄を推進しているところであり、県としても来年度以降、市町村等の備蓄で不足する分を補完するため、一部の広域防災拠点施設に食料等の備蓄を行うこととしています。</p> | 総務部 | 総合防災室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>01 東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>(4) 地震対策の緊急課題として、住宅の耐震改修を積極的に推進すること。</p> | <p>東日本大震災津波で被災した住宅の耐震改修については、生活再建住宅支援事業を平成23年度に創設して支援しています。また、一般木造住宅を対象とした既存の耐震改修支援制度については、リフォームと併せた耐震改修の促進など、市町村や関係団体と連携した取組みを推進していきます。</p> | 県土整備部 | 建築住宅課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|-------|---------------|
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>01 東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>(5)-01 要援護高齢者や1人暮らし高齢者など災害弱者の実態と情報を共有し、具体的な対策を講じること。</p> | <p>避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためには、要支援者の実態を把握し、支援に携わる関係者が情報共有することが重要であることから、県としては市町村に対し、「災害時要援護者避難支援プラン(全体計画・個別計画)」の策定や災害対策基本法で作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」の作成、併せて福祉避難所の事前指定等、災害に備えた事前の対策がなされるよう、研修会や会議の場等を通じて働きかけているところです。</p> <p>また、要支援者情報を掲載した「福祉マップ」づくりなどへの補助の実施など、地域の避難行動支援に係る共助力の向上のための取組を支援しています。</p> | 保健福祉部 | 地域福祉課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>01 東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>(5)-02 避難の警報システムを整備すること。全国的な同時多発型の地震への対応も検討すること。</p> | <p>各市町村に配備されている全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた情報伝達手段の自動起動化事業を国及び市町村と連携して進めており、平成26年度末までに県内全市町村での整備が完了する見込みです。</p> <p>全国的な同時多発地震への対応については、東日本大震災津波の教訓が活かされるよう、機会を捉えて情報発信するとともに、広域災害にも対応できるよう地域防災計画の不断の見直しに取り組んでいきます。</p> | 総務部 | 総合防災室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>01 東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>(6) 自主防災組織の組織化と実践的な訓練など活動への支援を強化すること。</p> | <p>自主防災組織の組織化と活動への支援については、自主防災組織のリーダーを対象とする研修会や連絡会議を開催するとともに、自主防災組織等が主催する研修会等に岩手県地域防災サポーターを派遣し、主体的な取組を支援する等、市町村と連携した取組を推進しています。</p> <p>今後も市町村と連携しながら、地域の実情に応じた自主防災組織の組織化やより実践的な訓練の実施に向けた研修会の開催など効果的な支援策を実施していきます。</p> | 総務部 | 総合防災室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|-------|---------------|
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>02 集落・コミュニティの維持を基本に、住民合意を貫いて高台移転や土地のかさ上げ、災害に強いまちづくりを進めること</p> <p>(1)-01 市町村の復興計画を基本にしつつ、集落の高台移転や土地のかさ上げなどまちづくりに当たっては、徹底した地域住民の協議と合意に基づいて、コミュニティの維持を基本に進めること。</p> | <p>平成26年度からスタートする第2期復興実施計画では、「暮らし」と「なりわい」を支える「安全」なまちづくりを概成することを目指しておりますが、計画を進めるに当たっては、若者・女性をはじめとした地域住民の幅広い参画を重視することとしています。</p> <p>新たなまちづくりに伴う地域コミュニティの運営力強化のための取組を支援するなど、コミュニティの再生・構築支援に取り組んでいきます。</p> | 復興局 | 復興局 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>02 集落・コミュニティの維持を基本に、住民合意を貫いて高台移転や土地のかさ上げ、災害に強いまちづくりを進めること</p> <p>(1)-02 浸水した土地については被災前の価格で買い上げるようにすること。</p> | <p>防災集団移転促進事業の実施にあたり、移転促進区域内の宅地等を買取る際の価格の評価については、一般の公共事業により用地を取得する場合と同様に、契約締結時における適正な取引価格により算定することとされています。</p> | 県土整備部 | 都市計画課 | D 実現が極めて困難なもの |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>02 集落・コミュニティの維持を基本に、住民合意を貫いて高台移転や土地のかさ上げ、災害に強いまちづくりを進めること</p> <p>(2) 旧宅の再建を思い切って支援するとともに、戸建てや長屋方式の多様な復興公営住宅の建設で集落の維持をはかること。</p> | <p>県では、被災者の住宅再建支援として市町村と共同で最大100万円を補助する事業を実施しています。また、バリアフリー化や県産材の活用を行う場合の補助、住宅ローンの利子補給などを実施しています。</p> <p>災害公営住宅の整備に当たっては、地域の実情等に応じた多様な住宅の供給を推進する方針としており、住民意向調査に基づき市町村と協議しながら立地特性等に応じて、長屋や木造での整備を検討しています。</p> | 県土整備部 | 建築住宅課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>02 集落・コミュニティの維持を基本に、住民合意を貫いて高台移転や土地のかさ上げ、災害に強いまちづくりを進めること</p> <p>(3) 高台移転などで分散型まちづくりとなることから、高台と役場・公共施設、病院、学校、商店街等を結ぶ交通体系を確立すること。</p> | <p>被災地域における交通確保については、市町村において、国の調査事業等を活用しながら、仮設住宅と医療機関や商業施設、公共施設などの間の移動の確保を図っているところです。</p> <p>また、今後は、災害公営住宅の建設や集落の高台移転等のまちづくり事業の進捗に応じた路線やダイヤの見直し等を行うとともに、各市町村の復興まちづくり計画を踏まえた交通体系の再構築を推進していくことが必要と考えております。</p> <p>県としては、引き続き、市町村による国の調査事業の活用を支援しつつ、県単補助制度による財政支援や、有識者派遣による助言等により、市町村の取組を支援していきます。</p> | 政策地域部 | 地域振興室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|----------|-------|---------------|
| 07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。03-01 街づくりの柱となる庁舎などの施設の再建を早期に進めること。 | 各地区合同庁舎の被害については、業務に支障が生じないよう、修繕等を順次実施しました。また、被害が大きかった奥州、江刺、千厩、大船渡、釜石、宮古の庁舎については、平成24年度に復旧工事を実施しています。 | 総務部 | 管財課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| 07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。03-02 街づくりの柱となる病院などの施設の再建を早期に進めること。 | 被災した高田・大槌・山田病院が立地する地域は高齢化率が高く、高齢者を中心とした地域医療を提供する必要があることから、入院機能の確保を最優先として、病院の立地場所や規模・機能の検討を進めてきたところであり、各市町から推薦いただいた場所に再建するなどの整備方針を決定したところです。 なお、これらの再建方針は整備にあたっての基本的な事項を定めたものであり、具体的な機能等については、今後、地域における医療ニーズの把握に努めながら、適切な医療の提供に向けた取組みの中で固めていきます。被災した3病院の再建にあたっては、今後とも各市町と緊密に連携しながら早期再建に向け取組みを進めていきます。 | 医療局 | 経営管理課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| 07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。03-03 街づくりの柱となる学校などの施設の再建を早期に進めること。 | 学校施設の再建については、各市町村の復興・まちづくり計画等に沿って、復旧整備に向けた取組みが進められているところですが、早期再建並びに学校設置者が計画する整備内容が実現されるよう、全面的な財政支援措置等について引続き国に対し働きかけるとともに、関係市町教育委員会に対する適切な助言等に努めていきます。 また、県立高田高等学校については、陸前高田市高田町字長砂地内の県立高田高等学校第2グラウンドの北側を建設地とし、平成26年1月に第一体育館が完成しました。現在、校舎等の建築工事を行っており、平成26年度末までの完成を目指して取り組んでいます。 | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | B 実現に努力しているもの |
| 07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。03-04 JR大船渡線・山田線の復旧と三陸鉄道の復旧を優先して進めること。 | これまで、鉄道の早期復旧に向け、沿線市町と協力してJR東日本から提示されたまちづくりとの整合性や利用促進策の検討などの課題の解決に取り組んできたところであり、引き続き、課題の解決を加速化させ、鉄道復旧を求めています。 また、JR山田線については、平成26年1月31日にJR東日本から三陸鉄道による運営の提案がなされましたが、沿線首長は、選択肢の一つとして検討する意向を示していることから、県としては、これを尊重して沿岸市町村及び三陸鉄道と協議しながら取り組んでいます。 なお、三陸鉄道については、本年4月に全線運行再開する予定となっています。 | 政策地域部 | 地域振興室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|-------|---------------|
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること</p> <p>04 湾口防波堤の効果を徹底的に検証し、防潮堤の高さについても住民の合意に基づくまちづくりの中で検討すること。</p> <p>(1) 因船渡・釜石の湾口防については、破壊の状況と防災効果について、徹底して科学的・実証的に検証すること。その結果を踏まえて湾口防のあり方について見直すこと。</p> | <p>釜石港及び大船渡港の湾口防波堤については、ビデオ映像から、倒壊まで一定時間機能していたことが分かっており、国土交通省が、東日本大震災津波を対象にシミュレーションにより検証したところ、釜石港では、湾口防波堤の効果により5.6m、約4割の低減となるほか、防潮堤を越えるまでの時間を6分間遅らせたことが確認されており、大船渡港では1.6m、約2割の低減効果があったとされています。</p> <p>また、国、県、地元市や港湾利用者などにより策定された復旧・復興方針では、大船渡・釜石の湾口防波堤について5年以内の復旧を目標としていることから、地域住民の理解を得ながら湾口防波堤の早期復旧について、国に対して強く要請していきます。</p> | 県土整備部 | 港湾課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること</p> <p>04 湾口防波堤の効果を徹底的に検証し、防潮堤の高さについても住民の合意に基づくまちづくりの中で検討すること。</p> <p>(2) 防潮堤の高さについては、先に結論ありきとするのではなく、まちづくりのあり方と合わせて、住民の協議と合意に基づいて検討すること。</p> | <p>計画から工事着手まで、市町村が行う復興計画等の説明会や市町村と連携しながらの事業説明会等において、地域の理解を得ながら進めてきたところです。市町村からは、復興まちづくりが進んでおり、その安全確保の観点からも防潮堤を一刻も早く完成してほしいとの考えが伝えられていることから、防潮堤の早期復旧・整備に取り組んでいくこととしています。なお、防潮堤の高さについては、まちづくり計画策定の過程で、頻度の高い津波に対する安全度が確保されるなどの場合には、地域の意向や他地区への影響を確認したうえで、防潮堤の高さを最大値より低い高さとした箇所もあります。</p> | 県土整備部 | 河川課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること</p> <p>05 7月・8月・9月の豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。</p> <p>(1)-01 被災者の生活再建への支援を強化すること。</p> | <p>平成25年に本県で発生した大雨・洪水災害及び台風災害は被災者生活再建支援法の適用要件に該当しなかったところですが、こうした災害においても、地域限定的に深刻な被害が多数発生していることから、制度の適用要件を緩和するとともに、住宅半壊世帯も対象とするなど支給範囲を拡大するよう、平成25年8月、9月及び11月に県から国に対し要望を行っています。</p> <p>なお、7月・8月の大雨・洪水及び台風18号に伴う大雨・洪水により発生した住宅被害について、全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯に「被災者生活再建支援金」を交付する市町に対し、県独自の補助を行っています。</p> | 保健福祉部 | 地域福祉課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|---------|-------|---------------|
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること</p> <p>05 7月・8月・9月の豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。</p> <p>(1)-02 被災事業者の営業の再建への支援を強化すること。</p> | <p>被災した事業者の資金繰りを支援していくため、県が保証料の補給を行う中小企業災害復旧資金の取扱いを始めています。</p> <p>また、商工観光振興資金や中小企業経営安定資金(災害対策枠)など県の融資制度や岩手産業振興センターが行う無利子の小規模企業等設備導入資金貸付制度を通じて、営業再建に必要な資金の供給に努めています。</p> | 商工労働観光部 | 商工企画室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること</p> <p>05 7月・8月・9月の豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。</p> <p>(2)-1 被災地域での災害復旧とともに抜本的な河川改修の取り組みを強化すること。</p> | <p>平成25年の豪雨により被災した河川においては、住家の浸水対策などを基本的な方針として、沿川の土地利用状況などを勘察しながら、それぞれの河川の特性を踏まえて、治水対策の検討を行っています。具体的な方針がまとまり次第、地域の方々への説明を行い、できる限り早期に治水対策を進めていきます。</p> | 県土整備部 | 河川課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること</p> <p>05 7月・8月・9月の豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。</p> <p>(2)-2 被災地域での災害復旧とともに、治山・砂防の取り組みを強化すること。</p> | <p>7～9月の豪雨・台風災害に伴う砂防等事業の取組みについては、治山担当課と調整を行い、現地の荒廃状況、緊急性や保全対象等を勘察して対策を進めていくこととしています。</p> <p>このため、平成26年度当初予算においても、土石流対策やがけ崩れ対策箇所を新規に計上して対応することとしています。</p> | 県土整備部 | 砂防災課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>05 7月・8月・9月の豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。</p> <p>(3) 豊春の作付に間に合うように農地等の復旧を行うこと。農家負担の軽減に取り組むこと。</p> | <p>昨年大雨・台風によって被災した農地約1,400haのうち、河川に隣接し護岸も被災している一部農地を除き、1,340haは作付が間に合う見込みとなっています。</p> <p>なお、7月から9月の災害は、激甚災害の指定を受け、補助率嵩上げの対象となっており、補助率増嵩の結果、県平均の国庫補助率は、農地で92.3%、農業用施設で96.4%となっています。</p> <p>また、国の補助事業や起債事業の対象とならない小規模な災害については、県単独の「小規模農地等災害復旧事業」を創設するなど、農家負担の軽減に努めています。</p> | 農林水産部 | 農村建設課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|-------|---------------|
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること</p> <p>05 7月・8月・9月の豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。</p> <p>(4) 災害対応を検証し、情報伝達、避難指示、排水ポンプの効果的な配置と運用など改善をはかること。</p> | <p>7月から9月の大雨・洪水災害においては、災害情報の伝達手段や避難勧告発令の判断等に課題があったと考えています。</p> <p>このため、県・市町村・関係機関において、雨量や水位等災害情報の活用方法、住民に対する情報伝達状況、避難勧告等の情報共有等、今般の対応状況を踏まえた改善方策等について意見交換を行い、関係機関と連携しながら対応方策を取りまとめ、今年度の県地域防災計画の見直し等に反映させることとしています。</p> | 総務部 | 総合防災室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること</p> <p>06 除雪対策を徹底し、除雪とともに排雪の取り組みを抜本的に強化すること。拡幅除雪とともに、歩道の確保対策を講じること。通学路の除排雪と安全対策を講じること。</p> | <p>県では、雪による幅員減少や圧雪等による通行障害の防止のため、初期除雪や拡幅除雪、排雪作業等の強化を図るとともに、市町村等と連携した効率的な除雪を推進し、安全で安心な道路交通の確保に努めています。</p> <p>また、通学路においては、通学時間帯前に通行可能な歩行空間を確保するなど、通園・通学路を重点とした歩道除雪を推進するとともに、歩行者の安全対策のため、横断歩道や交差点等における歩行障害の防止や見通しを確保する排雪作業を実施しています。</p> <p>今後とも、地域の皆様の御理解と御協力のもと、更なる連携を図りながら、きめ細やかな除排雪作業を実施し、安全で安心な冬期歩行者空間の確保に努めていきます。</p> | 県土整備部 | 道路環境課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること</p> <p>07 岩手山の火山活動の観測体制を引き続き強化し、継続的で多様な防災訓練を一層強化し、防災教育・啓発の取り組みを系統的に進めること。火山との共生にふさわしい総合的対策を講じること。</p> | <p>岩手山については、気象庁等による常時観測が行われており、県でも定期的に現地調査を実施するなど、火山活動の状況把握に努めています。</p> <p>また、「岩手山の火山活動に関する検討会」を定期的に開催し、最新の活動状況に関する情報や防災対策に関する事項等について、関係機関相互で共有しています。</p> <p>防災教育・啓発については、これまでも産官学連携による公開講座や、国が設置した火山防災ステーションを活用した普及啓発が行われてきましたが、今後は、大学と教育委員会と連携し、学校における防災教育の推進を図っていきます。</p> | 総務部 | 総合防災室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること</p> <p>08 防災体制の強化をはかること。</p> <p>(1) 総合防災室に、防災の専門技術者を配置するとともに、岩手大学・県立大学と連携し、市町村の防災担当者を含めた「防災講座」を実施するなど、防災担当者の研修・教育・訓練を強化すること。</p> | <p>防災の専門技術者については、総合防災室に元自衛官の防災危機管理監を配置しているほか、県警と消防本部からも職員の派遣を受け、それぞれの専門知識を活かした防災・危機管理体制の強化に努めています。</p> <p>防災担当者の研修・訓練等については、岩手大学と連携し防災リーダー育成プログラムを開設しているほか、市町村の防災担当者を対象とした図上訓練を実施し、災害対応力の向上に努めています。</p> | 総務部 | 総合防災室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|-------|---------------|
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること</p> <p>08 防災体制の強化をはかること。 (2) 要をなす消防職員は基準人員の65.7%(12年4月現在)にとどまっております計画的に増員(1010人増)を図ること。</p> | <p>消防職員数は、国により整備指針が示されているものの、これを参照しつつ、消防団の体制や自主防災組織の活動状況、建造物の配置や構造など、地域の様々な要因を踏まえ、それぞれの市町村や組合の判断に基づき配備を行っています。</p> <p>県では、このような市町村や組合の判断を受け止めつつ、消防力の充実強化に資するよう、今後も必要な対策の実施を働きかけていきます。</p> | 総務部 | 総合防災室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>07 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること</p> <p>08 防災体制の強化をはかること。 (3) 消防団員の確保と待遇の改善、地域住民による自主防災組織の育成・訓練の強化に取り組むこと。災害時の消防団員の安全の確保対策を講じること。県消防学校の施設、体制の改善・強化をはかること。</p> | <p>・消防団員の確保と待遇の改善については、従来から市町村への働きかけを行ってきたところですが、平成25年12月の「消防団を中核とした地域防災力の強化に関する法律」の施行を踏まえ、更なる取組の充実等を市町村に促していきます。</p> <p>・地域住民による自主防災組織の育成及び訓練の強化に関しては、市町村と連携しながら、住民向け説明会を実施するほか、岩手県地域防災サポーターを活用し、自主防災組織の結成、活動の活性化を目指した地域主体の取組を促進・支援しています。</p> <p>・災害時の消防団員の安全の確保対策については、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、県地域防災計画を見直し、水門操作等の安全対策を講じたほか、県消防協会と連携して震災時の消防団の活動を改めて検証し、災害時における消防団の活動指針をまとめ、関係機関と連携して市町村が行うマニュアル策定や消防団の装備の充実などの支援を実施しています。</p> <p>・消防学校については、計画的に修繕等を行い、教育環境の整備に努めるとともに、教育体制についても、増加する女性消防職団員の受入れ態勢の整備など改善・強化を図っています。</p> | 総務部 | 総合防災室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>01 築川ダム建設事業は、ダム本体事業は凍結し、見直しを検討すること。大型開発・大型公共事業を総点検し、見直すとともに、公共事業の中身を学校の耐震化、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの維持管理など生活密着型に転換し地元中小企業の仕事を拡大すること。</p> | <p>「いわて県民計画」においては、岩手の未来をつくる7つの政策の柱の一つとして「社会資本・公共交通・情報基盤」の整備を掲げ、「いわてを支える基盤」の実現を目指しているところですが、こうした考え方に立ち、洪水や土砂災害対策、県立学校施設の耐震化などの「安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備」をはじめ、復興支援道路などの地域間を結ぶ道路や企業ニーズを踏まえた物流の拠点となる道路の整備などの「産業を支える社会資本の整備」、道路・河川・橋梁の維持修繕などの「社会資本の維持管理」などに取り組んでいます。</p> <p>また、大型の開発事業や公共事業の実施に当たっては、大規模事業評価により、事業の効果的効率的な推進と重点化を図っていきます。</p> | 政策地域部 | 政策地域部 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|------|---------------|
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>02 津付ダム建設事業(141億円)は中止すること。</p> | <p>東日本大震災津波により被災した気仙川下流域の復旧復興に向けた新しいまちづくりへの取組みに合わせ、気仙川の治水対策手法等の再検討を行ってきました。</p> <p>この結果、河川改修案が優位となることから、今回、大規模事業評価専門委員会にダム建設の「中止」を諮問し、現在、審議していただいているところです。</p> <p>今後、大規模評価専門委員会からの答申を踏まえて、最終的な方針を決定することとしています。</p> | 県土整備部 | 河川課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>03-01 港湾整備事業(総事業費1354億円)は、計画と実績が大きく乖離しており、大震災津波の被害状況を踏まえ抜本的に見直すこと。</p> | <p>各港の港湾計画については、企業ヒアリング等により社会経済情勢を的確に反映させて計画改訂することとしています。</p> <p>また、今後の整備については、東日本大震災津波からの復旧状況や需要動向を踏まえながら、公共事業評価制度に基づく事前評価や再評価を行い、効率的、効果的に進めていきます。</p> | 県土整備部 | 港湾課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>03-02 310億円(内県費270億円)の花巻空港整備事業も当初の計画と目標から大きく乖離し、利用客は大幅に減少しており、事業の検証を行い今後に生かすこと。</p> | <p>花巻空港整備事業は、地域間交流の活性化や本格的な国際化時代の到来に対応した空港機能の一層の拡充を図るために実施したところです。いわて花巻空港は、産業及び観光振興などにおいて極めて重要な役割を担っており、東日本大震災津波においても、災害拠点空港として重要な役割を果たし、交通インフラとしての重要性が再認識されたところです。</p> <p>県では、国際定期便の就航に向けて、いわて花巻空港に必要な機能の整備を進め、国内外からの利用者の受入れ態勢の充実を図り、いわて花巻空港の利用促進に一層努めていきます。</p> | 県土整備部 | 空港課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|-------|---------------|
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>04 県の大規模事業評価専門委員会の審議は県の立場に偏重しており、結果的に県の追認機関となっています。委員会の審議の在り方、人選についても地域住民の意見や専門家の意見聴取を行い科学的・専門的な審議が行えるよう見直すこと。</p> | <p>専門委員の人選にあたっては、専門委員会が所掌する案件の審議等に求められる専門性と調査審議にあたっての中立性に配慮することを基本方針としています。</p> <p>大規模事業評価専門委員会については、審議予定事業の多い道路・河川分野のほか、環境分野や事業費の適正化の観点から会計分野などの専門性を重視した人選を行っており、科学的・専門的な見地から十分な調査審議ができる体制を整えています。</p> <p>また、専門委員会の調査審議にあたり、更に専門的・技術的な観点から意見を聴く必要がある場合には、該当する分野の専門家等を招いて意見を聴くこととしているほか、地域住民の意見を適切に反映させる必要がある場合には、当該議事の関係者を招いて意見を聴くこととしています。</p> | 政策地域部 | 政策推進室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>05 農家の利用の見通しが見つからない馬淵川沿岸水利事業(国営495億円、県営115億円)や八戸平原水利事業(国営510億円、県営200億円)などは抜本的に見直しすること。</p> | <p>馬淵川沿岸農業水利事業は、平成23年度に国営事業が完了していません。平成16年度から順次、受益農地に農業用水を供給しており、レタス、キュウリなどへのかん水や、リンゴの防除、防霜などに利用され、収量・品質の向上や防除作業の省力化など一定の効果が発現されています。これまで、畑地かんがいの実証展示圃の設置や受益農家との意見交換などにより、畑地かんがい営農の普及に努めてきており、今後も、受益農家の意向を踏まえながら県営事業の進捗を図り、県北の畑作農業の確立に向け万全を期していきたいと考えています。</p> <p>また、八戸平原農地開発事業は、平成15年度に国営事業が完了し、一部の農家が防除や定植などに農業用水を利用しています。今後、事業効果が一層発現されるよう、軽米町や関係機関と連携して畑地かんがい営農の普及に努めるとともに、受益農家の意向を踏まえながら、末端給水の整備等を推進していきたいと考えています。</p> | 農林水産部 | 農村計画課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>06 盛岡市がすすめるオムニバスタウン計画、パークアンドライドの取り組みを支援するとともに、住民の利便性が向上するよう改善をはかること。公共交通機関の充実で、市内中心部への自動車乗り入れ総量を規制するなど、歴史と文化を大切にした城下町にふさわしい町づくりを進めること。</p> | <p>平成12年2月に盛岡市は国からオムニバスタウンの指定を受け、平成11年度から平成15年度にかけて、低床バスの導入やパークアンドバスライド駐車場の整備などを実施してきたところであり、これらの整備等の際し、県では盛岡市に対し、補助を行ってきたところです。</p> <p>今後も引き続き、盛岡市と連携しながら、利便性の向上に努めていきます。</p> | 政策地域部 | 地域振興室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------------|--------------|-------------------------------|
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>07 雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。</p> <p>(1)-01 被災者のみなし仮設住宅として活用するとともに、今後の活用策を検討すること。</p> | <p>雇用促進住宅は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が管理運営しているものですが、平成20年秋の世界同時不況の際や東日本大震災津波の際は、それぞれ非正規労働者や被災者の方々の住宅として提供されてきたところであり、今後も社会情勢に柔軟に対応した活用が図られるよう要望していきます。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | B 実 現に努 力して いるも の |
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>07 雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。</p> <p>(1)-02 被災者の仮設住宅として活用すること。</p> | <p>雇用促進住宅については、県が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から応急仮設住宅として借り上げ、被災者に供与しているところであり、県内では、平成26年2月28日現在、615戸1,846人の被災者の方が入居しております。</p> <p>今後につきましても、建設した応急仮設住宅等と同様、被災者のためのみなし仮設住宅として活用していきます。</p> | 復興局 | 復興局 | A 提言 の趣旨 に沿っ て措置 |
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>(2)「派遣切り」や「雇い止め」となった労働者の入居を速やかに行うこと。継続して入居できるよう徹底すること。入居者に対する一方的な退去勧告は撤回し中止すること。</p> | <p>離職に伴い住居を喪失した方々が、雇用促進住宅の入居を希望された場合、ハローワーク等は、迅速に入居ができるよう手続きを行っていると考えています。入居時の契約は、6か月間の定期借家契約を締結し、継続を希望する場合は、さらに6か月の継続契約が可能となっています。</p> <p>また、県は、これまで、厚生労働省に対し、雇用促進住宅の廃止期限を延長すること、入居者に十分な説明を行うこと、高齢者、障がい者、母子世帯などの退去については、関係市町村と十分な連携を図ること等について要望してきました。</p> <p>県としては、今後とも住民の方々の不安が生じないよう、雇用促進住宅の廃止に係る国からの情報を収集し、関係市町村に情報提供していきます。</p> <p>なお、廃止決定された住宅の居住者の方々へは、平成26年3月末まで退去の催促をしないとされていたものが平成27年3月まで延長されたと聞いています。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | B 実 現に努 力して いるも の |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------------|--------------|-------------------------------|
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>(3)雇用促進住宅の果たしている役割を評価し、国に廃止の撤回を求めること。自治体に譲渡する場合は、無償譲渡など特別の財政支援を行うこと。</p> | <p>県は、これまで、厚生労働省に対し、雇用促進住宅の廃止期限の延長、入居者に十分な説明を行うこと、高齢者、障がい者、母子世帯等の退去については、関係市町村と十分な連携を図ること等について要望してきました。</p> <p>また、雇用促進住宅の譲渡を希望する市町村は、住宅を所管している(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構と協議を行っていると考えています。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | B 実 現に努 力して いるも の |
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>(4)県は市町村と協力し、入居者の生活を守るためあらゆる手だてを尽くすこと。</p> | <p>県は、これまで、厚生労働省に対し、雇用促進住宅の廃止期限を延長すること、入居者に十分な説明を行うこと、高齢者、障がい者、母子世帯などの退去については、関係市町村と十分な連携を図ること等について要望してきました。</p> <p>県としては、今後とも住民の方々の不安が生じないように、雇用促進住宅の廃止に係る国からの情報を収集し、関係市町村に情報提供していきます。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | B 実 現に努 力して いるも の |
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>08 県民の要望が強い県営住宅の新增設を進めること。県産材を活用した木造住宅の整備を推進すること。既存の県営住宅に風呂釜を設置すること(3412戸に無し)。駐車場のあり方(1世帯1台)を見直し整備すること。</p> | <p>県営住宅の整備については、公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽化した住宅の建替えや改修を中心に進めており、また建替事業においては低層木造住棟の整備も実施したところです。</p> <p>県営住宅への浴槽等の設置については、建替えや改修に合わせて順次進めているところであり、既存の県営住宅の風呂釜については、新規入居者の負担軽減を図るため再利用を可能とする運用を実施しているところです。</p> <p>県営住宅の駐車場については、モデル団地において2台目駐車場の許可を実施しており、今後、条件の整った団地での拡大を検討していきます。</p> | 県土整備 部 | 建築住宅 課 | B 実 現に努 力して いるも の |
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>09 資材と労賃の高騰等による入札不調に対応した効果的な入札制度に改善すること。</p> <p>(1)復興事業の進展に伴い、資材・労賃の高騰、建設職人の不足と工期の延長など入札不調が急増。災害公営住宅の建設など復興事業が停滞することの無いよう、適正な建設単価の見直しを求めるとともに、効果的な入札を進めること。</p> | <p>県で作成している単価については、定期的に見直しを実施しており、あわせて入札における参加条件の緩和等を行い、着実な発注に努めています。</p> | 県土整備 部 | 建築住宅 課 | A 提言 の趣旨 に沿っ て措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|---------|----------|---------------|
| 08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること (2)-01 公共事業の発注にあたっては、下請けの契約関係の適正化に努めること。 | 県では、県営建設工事請負契約附属条件において、元請業者に対し、下請契約書の写しを添付した下請調書の提出や、下請契約の総額が3千万円以上となる場合においては、施工体制台帳及び下請業者の施工分担関係を表示した施工体系図の提出を義務付け、元請、下請関係の適正化に努めています。 | 県土整備部 | 建設技術振興課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| 08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること (2)-02 地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を導入し引き上げること。 | 本県では、建設工事において地域要件等を設定した条件付一般競争入札を実施するとともに、価格以外の施工能力や地域貢献を評価する総合評価落札方式を導入しています。 また、最低制限価格に代わり、応札額により変動する失格基準価格を下回った入札を失格とする低入札価格調査制度を導入しています。この方式は市場性を反映するとともに、失格基準価格を類推することが出来ないため、くじ引き案件の多発防止にも有効な手段と考えています。 なお、低入札対策については、落札水準の向上を図るため、平成24年に調査基準価格及び低価格入札の場合の数値的判断基準を引上げており、これにより落札率の上昇が見られるものであります。 | 総務部 | 総務室 | B 実現に努力しているもの |
| 08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること (2)-03 公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を義務づけるため、「公契約条例」の制定を行うこと。 | 公共工事をはじめとする公共サービスの履行にあたっては、従事する労働者の賃金を含む労働条件について、適正な水準が確保されることは重要と認識しています。また、地元中小企業を適正に活用し、地域経済の活性化を図ることは重要と認識しています。 県では、昨年5月、庁内に検討チームを設置し、論点整理や条例制定済み自治体からの聴き取り調査を行うとともに、県内の労使関係団体や岩手労働局との意見交換を行ってきたところです。 今後は、条例制定済み自治体における条例制定の効果や影響等についての調査のほか、引き続き、労使関係団体等と意見交換を重ねていくとともに、来年の2月県議会定例会での提案を一つの目途として、条例の制定に向けて準備を進めていきたいと考えています。 | 商工労働観光部 | 雇用対策・労働室 | B 実現に努力しているもの |
| 08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること (3)-01 分離分割発注を進めること。 | 下請契約書(調書)は、公開することによって請負人の競争上の地位を害するおそれがある下請金額等が記載されていることから、「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」(平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局建設課長通知)の主旨に則って、公表しておりません。 | 県土整備部 | 建設技術振興課 | C 当面は実現できないもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|-------|---------------|
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること (3)-02 談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。</p> | <p>談合の疑いが強い情報があった場合は、談合情報対応マニュアルにより入札参加者から事情聴取等の調査を行い、談合の事実があったと認められる場合のほか、談合等不正行為の疑いが高い場合についても入札を取り止めることとしています。 また、公正取引委員会及び警察への通報についても必要に応じて行うこととしています。</p> | 総務部 | 総務室 | 選択してください |
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 10 地上デジタルテレビジョン放送の難視聴解消の対策を講じること。難視聴地域と世帯が解消されない場合はアナログ放送中止の延期を求めること。</p> | <p>地上デジタル放送の難視聴対策について、国は、共聴設備設置などの恒久対策を進める方針であり、恒久対策の実現に時間を要する地区においては、現在、衛星による暫定対策によって視聴環境を確保しているところ です。 しかし、衛星による対策では、災害情報を始めとする地元放送が視聴できないという問題があり、あくまでも暫定的なものであることから、県では、国、市町村及び放送事業者等による恒久対策が速やかに進むよう、引き続き支援していきます。</p> | 政策地域部 | 地域振興室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>08 築川ダム建設事業(530億円)は凍結し、大震災津波の復興財源に回すこと。津付ダム(141億円)は中止し、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 11 ILC(国際リニアコライダー)誘致の取り組みは、学術会議の提言を踏まえ、国の財政状況、学術会議での合意形成、国際的な財政支援の動向などを踏まえて、過大な取り組みにならないよう進めること。</p> | <p>国では、日本学術会議が指摘した課題に対する調査・検討を進めるため、平成26年度政府予算においてILCの調査・検討に要する経費を措置し、今後、文部科学副大臣を座長とする省内タスクフォースのもとに、有識者から成る作業部会を設置して具体的な検討を進めるとともに、関係国との協議を行っていくものと認識しています。 県としては、国の動向や国際的な動向を注視しながら、適時適切に必要な取組を行っていきます。</p> | 政策地域部 | 政策推進室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|---------|-------|
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>01 「即時原発ゼロ」の方針を県として打ち出し、国に政治的な決断を求めること。原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求めること。プルサーマル計画の中止を求めること。</p> | <p>原発事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、平成24年に行われたエネルギー政策を巡る国民的議論においても、エネルギーに対する国民の問題意識や、再生可能エネルギーへの新たな意欲の高まりが表れており、こうした意識の変化を踏まえたエネルギー政策が求められていると考えます。</p> <p>また、六ヶ所村の使用済み核燃料再処理施設については、国が安全性を審査し、設計認可等するとともに、現在、新規基準に基づく安全審査を行っており、その安全性については、国及び事業者の責任において確保されるべきものと考えています。</p> <p>なお、プルサーマル計画を含めた原子力政策は、わが国の国民生活や産業を支えるエネルギーの確保の観点から推進されているものであり、国の責任において国民の理解を得ながら進められるべきものと考えています。</p> | 環境生活部 | 環境生活企画室 | S その他 |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>02 原発の再稼働中止を求めること。</p> | <p>原発事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、昨年度のエネルギー政策を巡る国民的議論においても、エネルギーに対する国民の問題意識や、再生可能エネルギーへの新たな意欲の高まりが表れており、こうした意識の変化を踏まえたエネルギー政策が求められているものと考えます。</p> <p>本県としては、再生可能エネルギーは地産地消のエネルギー自給率の向上はもとより、地球温暖化防止や防災のまちづくり、地域振興など多面的な効果をもたらすものと認識しており、再生可能エネルギーによる電力自給率を倍増する目標の達成に向けて力強く導入を推進しているところです。</p> | 環境生活部 | 環境生活企画室 | S その他 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|---------|---------------|
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>03 自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>(1) 地球温暖化防止に真剣に取り組むこと。県が独自に決定した8%削減目標の達成めざしあらゆる対策を講じること。特に排出量の69.8%を占める産業界の取り組みを重視して、自主努力にとどめず削減協定を締結するなど具体的に進めること。家庭部門についても実効性のある具体的な対策を講じること。</p> | <p>県では、平成11年9月に策定した「岩手県環境基本計画」及び平成17年6月に策定した「岩手県地球温暖化対策地域推進計画」において、平成22年度の二酸化炭素排出量を平成2年(基準年)比で8%削減する目標を掲げ、取組を進めてきたところ、目標年の排出量は、基準年の10.2%減となり、目標を達成しました。</p> <p>現在は、平成24年3月に策定した「岩手県地球温暖化対策実行計画」に掲げる、平成32年度の温室効果ガス排出量を基準年比で30%削減目標の達成に向け、取組を進めているところです。</p> <p>産業界や家庭部門における具体的な対策についてですが、県では、市町村や産業、運輸、地域活動団体など全県的な団体で構成される「温暖化防止いわて県民会議」と連携しながら、省エネや再生可能エネルギーの導入に取り組んでいます。</p> <p>産業・業務部門に対しては、条例に基づく「地球温暖化対策計画書」の作成義務や環境マネジメントに取り組む「地球環境にやさしい事業所」の認定等を行っています。また、家庭部門に対しては、岩手県地球温暖化防止活動推進センターによる「うちエコ診断」の実施のほか、身近な省エネや節電の普及啓発などの各種対策を実施しています。</p> | 環境生活部 | 環境生活企画室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>03 自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>(2) 地球温暖化防止についての啓発・学習の取り組みを学校、地域、職場などあらゆるところで、草の根から取り組むこと。</p> | <p>県においては、岩手県地球温暖化防止活動推進センターを拠点に温暖化対策に係る情報発信や普及啓発などの取組を進めているところです。</p> <p>具体的には、「CO2ダイエットいわて倶楽部」会員へのメールマガジンの発行や、小学生とその家庭での取組を促す「地球温暖化を防ごう隊事業」、各地域で開催される研修会等への地球温暖化防止活動推進員の派遣などを行っているところです。</p> <p>今後においても、引き続きこうした取組を実施し、家庭や職場、さらには地域における取組を促進していきます。</p> | 環境生活部 | 環境生活企画室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>03 自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>(3) 2020年めざす30%削減目標を達成するために、目標にふさわしい戦略と具体的な方策と行程表を策定し取り組むこと。</p> | <p>県では、平成24年3月に「岩手県地球温暖化対策実行計画」を定め、平成32(2020)年度の温室効果ガス排出量を平成2(1990)年比で30%削減する目標の達成に向けた対策や施策、具体的な行程表を明示しています。</p> <p>今後も、本計画に基づき、市町村や各団体との連携、協働のもと全県的に取組を進めていきます。</p> | 環境生活部 | 環境生活企画室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|-------|----------|---------------|
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>03 自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>(4) 自然エネルギーの活用を大幅に拡大すること。太陽光発電や風力、小水力、木質バイオマスなどそれぞれの具体的な目標と計画を立て強気に推進すること。</p> | <p>本県に豊富に賦存する再生可能エネルギーの最大限の活用を図るため、平成24年3月に「岩手県地球温暖化対策実行計画」において、再生可能エネルギーによる電力自給率を、平成32年度までに現状の2倍とする目標を定め、取組を進めています。</p> <p>この計画では、太陽光発電を約4倍、風力発電を8.6倍とするなど、エネルギー種別ごとの具体的な目標を掲げるとともに、施策の実効性と計画性を確保するため、主要な施策の行程表等も示しながら、積極的な導入を図ることとしています。</p> | 環境生活部 | 環境生活企画室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>04 青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。</p> <p>(1) 有害廃棄物の早期撤去、廃棄物の全量撤去にとりくむこと。</p> | <p>県境不法投棄現場の有害廃棄物は平成23年度に全量撤去されるとともに廃棄物の掘削は平成24年末に終了し、平成25年度末に全ての廃棄物の撤去が完了します。</p> <p>なお、廃棄物の撤去が完了しても水質モニタリングを行い、住民の健康被害が生じないよう安全対策に万全を期していきます。</p> | 環境生活部 | 廃棄物特別対策室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>04 青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。</p> <p>(2) 専門家の協力と地域住民の参加で解決に取り組むこと。そのために、定期的な現地説明会を開催するなど地域住民に対する説明責任をはたすこと。</p> | <p>住民の代表や学識経験者等で構成する原状回復対策協議会を設置し、年に4～6回公開で開催し、意見を聴きながら事業を進めています。</p> <p>このほかにも、二戸市との共催で行っている環境シンポジウム等で進捗状況を報告しているほか、地域住民や小中学生を対象とした現場説明会を随時開催し、直接意見交換を行うなど、地元の理解が得られるよう努めています。</p> | 環境生活部 | 廃棄物特別対策室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>04 青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。</p> <p>(3) 産廃廃棄物の不法投棄の根絶をめざし、産廃Gメンの活動と対策を強化するとともに、隣県との連携、市町村との協力を強化すること。最後まで汚染者負担の原則を貫くこと。</p> | <p>不法投棄等産業廃棄物不適正処理に対する監視指導については、産廃Gメンを広域振興局等に配置し、地域に密着した監視指導を効率的に実施するとともに、隣県や市町村等と連携し、合同パトロールを行うなど不法投棄の未然防止や早期発見に向け引き続き努力しています。また、不法投棄行為者に対して原状回復など改善を求め、早期解決を図っていきます。</p> | 環境生活部 | 資源循環推進課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------|---------|---------------|
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>05 県の「ゴミ処理広域化計画」と大型焼却炉導入（溶融炉）は見直すこと。</p> <p>（1） 円型焼却炉の導入は、ゴミの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。すでに導入した自治体では過大な施設となりゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しをはかるとともに市町村に押しつけないこと。</p> | <p>「岩手県ゴミ処理広域化計画」は、新たな制度の創設や社会情勢の変化によりゴミ処理に変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うとしており、この計画策定以降において、ゴミ処理施設を大切に長期間使用するという長寿命化の考え方が打ち出されているなど、計画を進めるにあたり地域の状況の変化を考慮する必要があると認識しています。</p> <p>なお、ゴミ処理広域化の目的である廃棄物処理事業コストの低減や、排熱等未利用エネルギーの有効活用、リサイクルの推進など、引き続き広域化の実現を目指すべきものと考えており、ゴミ処理施設の段階的な集約や長寿命化等について社会情勢の変化も踏まえながら対応していきます。</p> | 環境生活部 | 資源循環推進課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>05 県の「ゴミ処理広域化計画」と大型焼却炉導入（溶融炉）は見直すこと。</p> <p>（2） 円型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求めること。</p> | <p>ゴミ焼却に係る国庫補助については、廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を徹底するため、循環型社会形成推進交付金による交付対象はエネルギー回収推進施設とされ、小型焼却炉に多い単純焼却施設は交付の対象外となっています。</p> <p>県としても、ゴミ焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効に活用できる施設が望ましいと考えています。</p> | 環境生活部 | 資源循環推進課 | D 実現が極めて困難なもの |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>06 ゴミ問題解決の基本は、元（発生源）からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。</p> <p>（1） ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取り組みを強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取り組みを抜本的に強化すること。</p> | <p>県では、循環型社会の形成に向けて平成23年度に「循環型社会形成推進計画」を策定し、ゴミ排出量の削減や再生利用等の3Rを一層推進していくために、「もったいない・いわて3R推進運動」を展開し、県民に対する普及啓発や市町村等が進めるゴミ減量化への助言等を進めています。</p> <p>また、家畜ふん尿等の畜産廃棄物の資源化については、「地域産業ゼロエミッション推進事業」により取組を進める企業等について支援をしており、今後も当該事業を継続していきます。</p> | 環境生活部 | 資源循環推進課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|---------|---------------|
| <p>06 ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。</p> <p>(2) ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。</p> | <p>ごみの発生抑制を一層推進する観点から、生産者が、その生産した製品が廃棄された後においても一定の責任を求める「拡大生産者責任」の見直しについて、これまで国に働きかけを行ってまいりましたが、引き続き必要な働きかけを継続していきます。</p> | 環境生活部 | 資源循環推進課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>07 アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>(1)健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実をはかること。</p> | <p>健康被害者の早期発見のための検診制度の確立等について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p> | 環境生活部 | 環境保全課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>07 アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>(2) 中皮腫による死亡者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚保などの被害実態調査も行うこと。</p> | <p>「アスベスト問題に係る総合対策(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)」の計画的な推進による実態調査の実施について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p> | 環境生活部 | 環境保全課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------|-------|---------------|
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>07 アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>(3) アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うにあたっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立ち入り検査等必要な対策と体制を講じること。</p> | <p>建築物のアスベスト使用実態調査については、公共施設・民間施設それぞれにおいて実施しており、公共施設についてはその結果を公表しています。</p> <p>解体工事等のアスベスト飛散防止対策については、大気汚染防止法に基づき、原則として立入検査を実施の上、必要な指導を行っていきます。また、作業に当たってはその内容を表示して、周辺住民に周知することとしています。</p> <p>なお、東日本大震災津波の被災地における大気環境中のアスベスト濃度調査については、平成23年4月より実施しており、分析結果が判明次第、順次公表していきます。</p> | 環境生活部 | 環境保全課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>07 アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>(4) 中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。</p> | <p>融資制度については、県の商工観光振興資金の低利融資が利用可能であり、アスベストの除去・改修については1億円までの融資が可能です。</p> | 環境生活部 | 環境保全課 | C 当面は実現できないもの |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>07 アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>(5) 県としてアスベスト検査体制を確立すること。</p> | <p>建材等のアスベストの含有検査については、県内の民間検査機関において対応が可能であることを確認しています。また、大気中の濃度測定については、県環境保健研究センターなどで対応が可能です。</p> | 環境生活部 | 環境保全課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>08 ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底することです。</p> <p>(1) 県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシン調査を継続し、対策を講じること。</p> | <p>県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境、廃棄物焼却施設などの発生源周辺のモニタリングを実施し公表しています。</p> <p>なお、同法による廃棄物焼却施設等規制対象施設には、排ガス等の自主測定と知事への報告が義務付けられており、これについても取りまとめのうえ公表しています。ダイオキシン類の人体への取り込み、蓄積状況については、国(厚生労働省、環境省等)により、専門的・継続的調査が実施されているものと承知しています。</p> | 環境生活部 | 環境保全課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|----------|---------|---------------|
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>08 ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底することです。</p> <p>(2)-01 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。</p> | <p>県では、平成10年度から平成19年度までの10年間、県内の主な河川、海域について内分泌かく乱物質いわゆる環境ホルモンの実態調査を実施し、全国に比べ検出頻度、濃度範囲ともに低いこと、魚類に対し内分泌かく乱作用が疑われる物質について無影響濃度を下回っていることを確認するとともに、調査結果についてはインターネット等を通じ公表してきたところです。</p> | 環境生活部 | 環境保全課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>08 ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底することです。</p> <p>(2)-02 環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。</p> | <p>学校給食で使用する食器については、学校給食の実施主体である市町村教育委員会が、安全性、耐久性及び取扱性、また、食環境の一つとして情緒面への配慮等を総合的に勘案して、選定しているものと認識しています。</p> <p>各市町村において安全性の高い食器を選定するよう、引き続き適切な情報提供に努めていきます。</p> | 教育委員会事務局 | スポーツ健康課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>09 2・4・5-T系除草剤の埋設処分問題では、国の責任で恒久対策を講じるよう引き続き求めること。</p> | <p>県としては、今後も関係市町村と十分連携を図りながら、国に対し恒久対策を要望していきます。</p> | 環境生活部 | 環境保全課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>10 県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。県版レッドデータブックに基づいて、希少野生動植物保護の条例に基づき、保護区への立ち入り制限や固体の所持制限などの具体的規制と対策を強化すること。保護区の設定に際しては買い上げや必要な補償などの対策も講じること。</p> | <p>本県の希少な野生動植物の保護対策を推進するため、平成20年度から計画的に生息状況調査を進め、このたび平成26年3月に改訂版いわてレッドデータブックを発刊しましたところです。</p> <p>平成26年度においても、引き続き追跡調査を実施して希少な野生動植物の生息状況を把握するとともに、条例指定種の高山植物を対象とした流通監視活動行うこととしており、ご提言のありました希少野生動植物保護にかかる規制については、調査等の結果を踏まえながら適切に対応してまいります。</p> | 環境生活部 | 自然保護課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|-------|---------------|
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>11 大型開発・公共事業の乱開発を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。</p> | <p>規模が大きく、環境に著しい影響を与えるおそれがある事業については、環境影響評価法及び岩手県環境影響評価条例による環境アセスメント制度の対象になります。</p> <p>同制度において、県は関係市町村の意見及び各分野の有識者で構成される岩手県環境影響評価技術審査会の意見等を踏まえて、事業者に対し県としての意見を述べているところであり、今後も、県民、事業者及び行政が相互に有益な意見を出し合いながら、猛禽類も含めて的確な調査、予測及び評価が行われるよう、同制度の適切な運用に努めていきます。</p> <p>また、同制度の適用対象外の事業についても、自然環境の保全に配慮した事業の実施について要請していきます。</p> | 環境生活部 | 環境生活部 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>12-01 県庁舎は全面禁煙とすること。</p> | <p>県庁舎では、平成23年9月から庁舎内全面禁煙を実施しています。</p> | 総務部 | 管財課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>12-02 議会棟を含め全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底すること。</p> | <p>県議会として、引き続き、議員間で検討していくものと考えます。</p> | 議会事務局 | | S その他 |
| <p>09 原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>12-03 受動喫煙防止対策の徹底めざし、受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。</p> | <p>受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねたうえで、県民や事業者の方々を始め、関係団体の理解を十分に得て、その気運の高まりの中で進めることが必要であると考えています。</p> <p>このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識に係る普及啓発や官公庁等の公共的空間における受動喫煙防止対策に取り組んでいます。</p> <p>これらの取組を一層進めつつ、他の都道府県、国の動向なども注視しながら対応していきたいと考えています。</p> | 保健福祉部 | 健康国保課 | C 当面は実現できないもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|---------|---------------|
| <p>10 存在意義を失った競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。</p> <p>01 競馬事業の継続に当たっては、今年度の事業実績の正確な評価を踏まえ、来年度事業計画の妥当性・実効性を関係者はもとより、県、盛岡市、奥州市の議会で検討すること。</p> | <p>岩手県競馬組合の平成26年度事業計画は、平成25年度事業の実施状況等を踏まえながら、競馬組合運営協議会の場などを通じて競馬関係者や構成団体と十分な協議を行うとともに、構成団体議会からの選出議員で構成する競馬組合議会に対し、その基本的な考え方を説明して御意見を伺いながら検討を進め、策定しています。</p> <p>その上で、この事業計画に基づき作成された平成26年度当初予算案は、平成26年2月20日に開催された競馬組合議会で、審議のうえ、可決されました。</p> | 農林水産部 | 競馬改革推進室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>10 存在意義を失った競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。</p> <p>02 地方財政に寄与するという存在意義を失った県競馬組合は、330億円融資の元金返済の見通しもなく、コスト削減も限界にきており、廃止を含めて今後のあり方を検討すること。</p> | <p>競馬事業を廃止した場合、構成団体が融資した330億円が返済されなくなることに加えて、施設の解体費用等の、廃止に伴う費用が発生するものと見込まれるほか、地域の雇用や地域経済への直接・間接の効果が失われることとなります。</p> <p>このため、新計画のルールに沿って、新たな赤字を発生させない仕組みの下、競馬事業が継続していくことが、構成団体、ひいては県民・市民の負担を最小限とすることにつながるものと考えています。</p> <p>なお、競馬組合では、平成23年8月に、農林水産大臣の同意を得て、事業収支改善計画を策定しており、引き続き、低コストの経営体質への構造転換や発売体制の充実強化に取り組んでいくこととしておりますので、構成団体としてもそれらが実現するよう支援していきます。</p> | 農林水産部 | 競馬改革推進室 | D 実現が極めて困難なもの |
| <p>10 存在意義を失った競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。</p> <p>03 競馬組合破綻の原因と責任を明らかにし、競馬管理者であった前知事の責任や金融機関の貸し手責任などを明らかにした対応を行うこと。</p> | <p>岩手県競馬組合の経営悪化の原因と管理者の責任については、構成団体が共同で設置した岩手県競馬組合事業運営監視委員会が、過去の事業運営の検証を行い、平成19年8月に報告書を取りまとめたところです。</p> <p>その報告書では、経営悪化の原因について、競馬組合の経営がその時々の情勢の変化に適切に対応できなかったものとの指摘がありましたが、事業運営の手続きや内容に明らかに法令に違反するものや著しく合理性を欠くものは認められなかったとされており、当時の関係者の個人的な法的責任を問うまでには至らないものと認識しています。</p> <p>また、金融機関は競馬組合の要請に応じて融資を実行したものであり、金融機関の貸し手責任は問えないものと認識しています。</p> | 農林水産部 | 競馬改革推進室 | D 実現が極めて困難なもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|-------|---------------|
| <p>11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>01 「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。</p> <p>(1) 地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額</p> | <p>平成26年度予算に向けた政府予算要望において、地方税、地方交付税等の地方一般財源総額の確保について要望を行っています。</p> <p>なお、平成26年度地方財政計画においては、税收の増等により地方交付税の額は減額しましたが、地方の一般財源総額について前年度比0.6兆円増の60.4兆円が確保されたところです。</p> | 総務部 | 財政課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>01 「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。</p> <p>(2) 地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。</p> | <p>道州制については、国と地方の役割分担を再構築することにより、地方分権型の地方自治への転換や広域的課題を解決するための視点から議論されることには意義があるが、住民自治や道州のガバナンスなどの観点から検討されるべき課題も多く、今後幅広く議論していくことが必要と考えています。</p> <p>本県におきましては、今般の東日本大震災津波への対応において、これまでにない主体的かつ大規模な県内外の自治体との連携や、行政・民間等の枠を超えた連携・協働の取組の進展が見られるなど、地域の底力が発揮され、今、岩手の自治力が高まりを見せているところです。</p> <p>東日本大震災津波からの復興に最優先で取り組む本県としては、現段階では引き続き、住民自治や地方分権を進める中で、地域の主体性を発揮した復興の取組を着実に積み重ねていくことが重要であると考えています。</p> | 政策地域部 | 政策推進室 | S その他 |
| <p>11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>02 「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。</p> <p>(1) 市町村の意向を無視した県による市町村合併の誘導・押しつけは絶対に行なわないこと。</p> | <p>平成の大合併などにより本県では現在33市町村となりましたが、合併を契機として行財政基盤の強化が図られ、生活に必要な施設整備が進んだほか、住民同士の新たな連携や地域資源の結集などの効果が現れていると考えています。</p> <p>県としては、最も相応しい基礎自治体の姿は、市町村合併を選択するか否かを含め、住民の意向を踏まえて、それぞれの地域が決めるべきものと考えており、市町村合併に関して、これまでどおり、地域の自主的な取組みを支援することを基本として対応していきます。</p> | 政策地域部 | 市町村課 | S その他 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------|--------|---------------|
| <p>11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>02 「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。</p> <p>(2) 広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取り組みを進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別の対策を講じるよう求めること。</p> | <p>地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体の役割が今後ますます重視されることから、県としては、いわゆる地域主権改革一括法に基づく事務移譲のほか、県条例に基づく独自の事務移譲を行っており、今後とも、市町村と十分に合意形成を図りながら、事務移譲を行っていきます。</p> <p>地方公共団体が、安定的な財政運営を行っていくためには、地方税・地方交付税を含めた一般財源の確保が何よりも重要であり、県では、これまで機会を捉えて地方一般財源総額の確保を国に要望してきたところです。今後においても、地方団体固有の財源として地方交付税の所要額の確保に加え、その機能の維持について国に対し強く要望していきます。</p> | 政策地域部 | 市町村課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>02 「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。</p> <p>(3) 合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。</p> | <p>地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体の役割が今後ますます重視されることから、県としては、市町村への権限移譲や自主的な市町村合併への支援を行うとともに、市町村行財政コンサルティング等を通じて、行財政運営への適切な助言を行い、市町村のさらなる行財政基盤の強化を支援していきます。</p> | 政策地域部 | 市町村課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>03 西松建設献金巨額事件で明らかにされた小沢一郎事務所による県発注工事に対する「天の声」問題を徹底的に調査・究明すること。</p> | <p>この問題は、政治資金規正法及び外国為替法違反に関する裁判であることから、県として直ちに何らかの対応をすることは考えていません。</p> <p>なお、談合情報があった場合の対応は、県から公正取引委員会に通報を行うこととしていますが、この事案の内容については、裁判を通じて公正取引委員会も承知しており、また、県は捜査権もなく、特別の対応については難しいものと考えています。</p> | 総務部 | 総務室 | D 実現が極めて困難なもの |
| <p>11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>04 2億円余に及ぶ警察本部による不正支出問題について</p> <p>(1) 専門家を含めた第三者機関で調査・検証を行うこと。</p> | <p>平成21年10月に公表した岩手県警察における不適切な事務処理に関する調査報告は、約3万4千件の全ての契約内容を突合した上で、不適切な事務処理の全容を明らかにしたものでありますし、そもそも公安委員会自体が第三者機関として県民の良識を代表し、県民の目線に立って件警察を管理する役割を担っているものですから、あらためて第三者機関を設置することは考えておりません。一方、岩手県議会における議論や岩手県公安委員会からの指示等を受け、県警察の会計経理の透明性を確保するとともに、会計事務の重要性等を職員に周知するため、専門的な立場から指導・助言及び教養していただくことを目的として、平成22年1月に岩手県警察会計経理アドバイザー制度を創設し、公認会計士1名をアドバイザーとして委嘱して、県下警察署長会議等において指導教養をいただくなどしています。今後とも、この制度の運用をはじめとして、適正な会計経理に万全を期し、再発防止対策を徹底していきます。</p> | 警察本部 | 警務部会計課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-------|------------|---------------|
| <p>11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>04 2億円余に及ぶ警察本部による不正支出問題について (2) 捜査報償費の検証を行うこと。不正支出・裏金問題について徹底的に究明し、その原因と責任を明らかにすること。</p> | <p>捜査報償費については、これまでも適正に執行されていますことから、あらためて検証を行うことは考えていません。不適切な事務処理については、平成20年11月からの調査において約3万4千件の全ての契約内容を突合した上で、その全容を明らかにしたものであることから、あらためて調査等を行う必要はないものと考えています。</p> | 警察本部 | 警務部会 計課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>05 「官から民へ」のかけ声で公共福祉の仕事を投げ捨てる「規制緩和」「地方行革」路線は見直すこと。 (1) □指定管理者制度については、この間の実績・実態を検証し、労働条件の改悪・低下などがあれば見直しを行うこと。</p> | <p>県は、指定管理者が管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をするとともに、業務の実施に当たって適用を受ける労働関係法令や当該団体を規律させる法令を遵守させるとともに、雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう指導しています。</p> | 総務部 | 管財課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>05 「官から民へ」のかけ声で公共福祉の仕事を投げ捨てる「規制緩和」「地方行革」路線は見直すこと。 (2) 指定にあたっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的対策を講じること。</p> | <p>指定管理者制度導入にあたっては、個別施設ごとに民間移管や存続等の施設のあり方について検討し、導入の適否を個別に検討したうえで、指定管理者制度の導入や更新を行ってきたところです。 また、指定管理者の選定にあたっては、選定の透明性、公平性を確保するため、公の施設に係る指定管理者制度の導入ガイドライン(平成16年度策定)に基づき、専門的な知識を有する有識者を交えた選定委員会を設置し、公平性、効率性及び効果性、安定性について、施設の機能、性質、設置目的を踏まえた選定基準を設け、総合的に審査しており、質の高いサービス提供や、効果的・効率的な施設の運営の推進に努めています。</p> | 総務部 | 管財課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>06 知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。 (1) 県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。</p> | <p>パブリック・コメント制度については、実施に関する要綱において、説明会、公聴会等について規定し、県民に対し広く計画等の案を公表することとしており、その実施に際しては、できるだけ多くの意見が寄せられるよう意見募集期間を十分確保するとともに、県民の意見について十分に検討を行い、積極的に意思決定に反映するよう努めています。 今後とも、説明会、公聴会等の開催、関係団体への情報提供、報道機関への資料提供等、複数の機会を設け、県民への積極的な周知に努めていきます。</p> | 秘書広報室 | 広聴広報課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|---------|-------------|---------------|
| <p>11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>06 知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>(2) 必要な情報を公開し、住民参加を広げるよう積極的に取り組むこと。</p> | <p>情報公開の推進については、県が保有する情報は県民の共有財産であるという認識のもと、県政の諸活動の状況を県民に説明するとともに、県民による県政の監視及び参加の充実に資するため、積極的な情報の公開に努めています。</p> <p>特に一定額以上の競争入札及び随意契約の情報について、行政情報(サブ)センター及びホームページで公表するなど、予算執行過程の透明性の確保に努めており、県民が情報を入手しやすいよう公表内容等の充実に取り組んでいます。今後とも、県民とともにつくる開かれた県政が推進されるよう、県民の知る権利を尊重し、より一層情報公開の推進を図っていきます。</p> | 総務部 | 法務学事課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>06 知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>(3) 各種審議会の委員は兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用をはかること。</p> | <p>女性の登用については、いわて男女共同参画プランにおいて、審議会等委員の男女割合についての指標を定め取り組んでいるところであり、今後も目標達成に向けた取組を進めていきます。</p> | 環境生活部 | 青少年・男女共同参画課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>07 地方労働委員会の労働者側委員の任命に当たっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにすること。</p> | <p>岩手県労働委員会の委員については、労働組合法の趣旨及び同法に定める手続きに則り任命しており、任命にあたっては、推薦労働団体の系統に関わらず、労働者全体を代表し職責を担う者として、より適任と認められる者を総合的に判断し選任されているものです。</p> | 商工労働観光部 | 雇用対策・労働室 | S その他 |
| <p>11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>08 県の広域振興局のあり方については、県南広域振興局、総合支局、出張所のあり方を総点検し、メリット、デメリットを明らかにし見直すこと。産業振興はもとより、保健・福祉・教育・農林漁業など広域行政の取り組みが円滑に進められるようにすること。市町村の意見と要望、県職員の声と創意を大事にして進めること。</p> | <p>広域振興局の運営にあたっては、体制整備の考え方や県議会の附帯意見等を踏まえた円滑な運営を図るため、効果を検証しながら所要の改善に努めています。</p> <p>また、各分野において、広域的なサービスが、円滑に実施できるよう、局長のリーダーシップの下、局全体で情報共有を図りながら一体的に取り組んでいます。</p> <p>重要なパートナーである市町村とは、情報共有、意見交換等の場を積極的に設けるなど連携を強化しており、それぞれの役割を十分に果たしつつ、ともに課題解決に向けて取り組むことができるような「地域経営」に努めています。</p> <p>職員に対しては、局独自の研修会開催や局横断のプロジェクトを立ち上げたりするなど、総合力、機動力が発揮できるよう努めているところで</p> | 政策地域部 | 政策推進室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|----------|-------------|---------------|
| 11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 09-01 県職員の超過勤務の実態を調査し、サービス残業を根絶すること。労働時間の把握は厚生労働省通知に基づいてタイムカードやパソコン等で客観的に把握すること。 | 超過勤務については、所定の勤務時間内での業務遂行に努めることを基本としつつ、やむを得ず超過勤務を行わせなければならない場合においては、管理・監督者による事前命令とその実施後の確認を適切に行うとともに、その実績に応じて所定の手当を支給しています。 また、労働時間の把握については、通知に定める基準に則し、適正な取扱いを行っています。 | 総務部 | 人事課 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| 11 自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 09-02 国の「総人件費抑制政策」に追随してきた県人事委員会の在り方を抜本的に見直すこと。 | 人事委員会は、地方公務員法の目的である、民主的かつ能率的な近代的な地方公務員制度の推進を図るため、①公正な人事行政の確保、②社会の変化に対応した人事施策の調査研究、③適正な勤務条件の整備による労働基本権制約の代償措置としての役割を担っています。 このため、平等取扱いの原則及び情勢適応の原則等地方公務員法に定められた原則に則り、適正な運営に努めているところです。 | 人事委員会事務局 | 人事委員会事務局職員課 | S その他 |
| 12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 01 国連女性差別撤廃条約の内容を学び、普及する取り組みを強め、その具体化を図ること。女子差別撤廃条約選択議定書やILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約の具体化・実現をめざすこと。 | 国連女性差別撤廃条約の内容については、男女共同参画センターにおいて情報提供や学習機会の提供などを行っています。 女性差別撤廃条約選択議定書やILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約については、国の動向を注視していきます。 | 環境生活部 | 青少年・男女共同参画課 | S その他 |
| 12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 02 男女共同参画の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 (1) 男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など働く女性への差別をなくす対策を進めること。パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。 | 国は、男女雇用機会均等法の設定や、制度改正の説明会の実施により、男女雇用機会均等法の周知・啓発を行っています。 また、県は国と連携して周知、啓発を行うとともに、企業が仕事と家庭生活の両立支援及び働き方の見直しを行う際の支援を実施するなど、働きやすい職場環境づくりの促進に引き続き努めています。 | 商工労働観光部 | 雇用対策・労働室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|-------------|--------------|-----------------------------------|
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 02 男女共同参画の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 (2) 妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。</p> | <p>妊娠又は出産したこと、産前産後休業又は育児休業等の申出をしたこと又は取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律で禁止されていることを事業主等へ周知、啓発を図っていきます。 また、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いがあった場合には、労働局長による紛争解決援助制度等を活用できることについても周知、啓発を図っていきます。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | B 実 現に努 力して いるも の |
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 02 男女共同参画の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 (3) 所得税法56条の廃止など自営業・農業女性の労働を正当に評価し、支援すること。</p> | <p>所得税法の改正等については、国における議論等を注視していきたいと考えます。</p> | 商工労働 観光部 | 雇用対策・ 労働室 | S そ の 他 |
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 02 男女共同参画の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 (4)-01 乳幼児医療費助成の対象を小学校卒業まで拡大すること。</p> | <p>乳幼児医療費助成制度において、ご要望のありました小学校卒業まで対象を拡大した場合の県費負担額について、粗く試算しますと、約4億円の増が見込まれます。 このような多額の経費が見込まれる対象の拡大は、県単独政策における県立病院等事業会計負担金が多額になっていることなどから、新たな県予算の確保は大変厳しい状況となっており、直ちに実施することは難しいと考えています。 しかしながら、医療費助成制度は市町村と共同で運営していることから、引き続き市町村の意見を伺いながら、制度のあり方について検討してまいります。</p> | 保健福祉 部 | 健康国保 課 | C 当 面は 実現 でき ない もの |
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 02 男女共同参画の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 (4)-02 待機児童を解消する保育所の増設・整備など、働く男女がともに家族責任を果せる社会をめざすこと。</p> | <p>県では、平成20年度に造成した「子育て支援対策臨時特例基金」を活用し、待機児童の解消に向けた民間保育所の整備などの取組を集中的・重点的に支援しているところであり、平成25年度は8市町村12保育所の整備を行っています。 今後も、働く女性の増加などに伴い多様化する保育ニーズを適切に把握しながら、子育て支援の充実に努めてまいります。</p> | 保健福祉 部 | 児童家庭 課 | B 実 現に努 力して いるも の |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|--|---------------------|------------------------------|--|
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 02 男女共同参画の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 (4)-03 育児・介護休業制度の拡充など、働く男女がともに家族責任を果せる社会をめざすこと。</p> | <p>平成24年の育児・介護休業法の改正により、従業員数100人以下の事業主においても、短時間勤務制度、所定外労働の制限、介護休暇制度が適用されることとなりました。県としては、これらの制度を通じて、働く男女が共に協力し仕事と家庭生活の両立が図られるよう意識啓発に努めていきます。</p> | <p>商工労働 観光部</p> | <p>雇用対策・ 労働室</p> | <p>B 実 現に努 力して いるも の</p> |
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 02 男女共同参画の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 (5) 歯婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室の機能と体制の強化をはかり、一時保護施設の整備など、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること</p> | <p>平成24年10月に「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施し、その中で配偶者間の暴力に関する項目もあり、結果については県のホームページで公表しています。 また、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターは県内に12か所あり、被害者からの相談対応や支援をしています。平成26年度も相談担当職員の資質向上のための研修を引き続き実施するとともに、市町村や関係機関との連携を強化し相談・保護体制の充実を図っていきます。</p> | <p>環境生活 部</p> | <p>青少年・男 女共同参 画課</p> | <p>B 実 現に努 力して いるも の</p> |
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 02 男女共同参画の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 (6) 選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差別廃止など早急に民法の改正を求めること。</p> | <p>選択的夫婦別姓制度の導入や、非嫡出子の相続差別廃止については、国の法律等の動向を注視していきます。なお、非嫡出子の相続については、平成25年9月に最高裁判所で違憲との判決が出ているところであり今後も注視していきます。</p> | <p>環境生活 部</p> | <p>青少年・男 女共同参 画課</p> | <p>S そ の 他</p> |
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 02 男女共同参画の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 (7) ひとり親家庭への支援を強めること。</p> | <p>県では「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、相談機能の充実、就業支援対策の充実、養育費確保の促進、経済的支援の充実などを重点に、ひとり親家庭等への支援に取り組んでいるところです。 今後とも、相談対応職員の資質の向上、各種事業の周知徹底を図るとともに、効果的な支援を行うため関係機関と連携し、ひとり親家庭等の自立に努めていきます。</p> | <p>保健福祉 部</p> | <p>児童家庭 課</p> | <p>B 実 現に努 力して いるも の</p> |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|----------|----------|---------------|
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>02 男女共同参画の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>(8) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性と青年を登用すること。</p> | <p>本県知事部局における女性職員の管理職への登用は、現状では低い状況にあります。これは、管理職層の大宗を占める50歳代の職員に占める女性職員の割合が極めて低いことが要因となっています。</p> <p>しかしながら、40歳代以下の女性職員の割合は増加してきており、マネジメント能力や専門性の高い女性職員が着実に育ってきておりますので、今後とも、適材適所の人事配置を基本としつつ、女性職員の登用について積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また、審議会委員については、女性委員や若手委員についても、目標値を設定したうえで積極的な登用を行っており、引き続き一層の向上に取り組んでいきます。</p> | 総務部 | 人事課 | B 実現に努力しているもの |
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>03 青年の雇用・就職難打開のため特別の対策を講じるとともに「青年の雇用・暮らし110番」の相談窓口を設置すること。総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>(1) 青年の雇用確保と高校生・学生の就職難打開に全力で取り組むこと。未内定者・未就職者に対する独自の対策を講じること。</p> | <p>今春卒業予定者のうち、未内定のまま卒業する生徒については、卒業後も継続した就職支援が行えるよう、在学時によりジョブカフェ等就職支援機関への誘導を行い、様々なメニューの情報を提供しながら、個々の事情にあった支援を行い、就職決定まで、きめ細かな支援を行っております。</p> | 商工労働観光部 | 雇用対策・労働室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>03 青年の雇用・就職難打開のため特別の対策を講じるとともに「青年の雇用・暮らし110番」の相談窓口を設置すること。総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>(2)-01 県立高校の授業料無償化への所得制限導入に反対し、すべての高校生を対象としたものとする。</p> | <p>国においては高校授業料無償化制度に所得制限を導入する改正法案が成立したところであり、県としては改正後の法律に則り、4月から所得制限の導入による就学支援金制度が円滑に実施できるよう周知するとともに、条例改正や事務処理体制の整備等に努めていきます。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | C 当面は実現できないもの |
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>03 青年の雇用・就職難打開のため特別の対策を講じるとともに「青年の雇用・暮らし110番」の相談窓口を設置すること。総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>(2)-02 私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。</p> | <p>私立高等学校に通う生徒に対しては、国の就学支援金の他、本県独自の授業料等減免補助事業を実施しており、これら制度の併用により低所得世帯の負担軽減措置を講じています。</p> <p>平成26年度からの就学支援金制度の改正に伴い、低所得世帯等の就学支援金加算額が増額される他、高校生の教育費負担軽減策の拡充も見込まれており、これら制度と併せて引き続き修学支援に努めていきます。</p> | 総務部 | 法務学事課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|----------|---------|---------------|
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>03 青年の雇用・就職難打開のため特別の対策を講じるとともに「青年の雇用・暮らし110番」の相談窓口を設置すること。総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>(2)-03 県立大学の授業料免除・減額の対策を拡充すること。</p> | <p>県立大学においては、公立大学法人の自主的な運営のもとで、経済的な理由により授業料の給付が困難な学生に対する授業料の減免を実施しており、更に平成23年度から、東日本大震災津波で被災した学生に対し、入学料と授業料の減免を行っています。</p> <p>被災学生に対する入学料と授業料の減免は、平成26年度も実施することとしています。</p> | 総務部 | 総務室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>03 青年の雇用・就職難打開のため特別の対策を講じるとともに「青年の雇用・暮らし110番」の相談窓口を設置すること。総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>(2)-04 給付制奨学金を創設すること。</p> | <p>震災で被災したことにより親を亡くした又は行方不明となった児童生徒等を対象とした返還不要の給付型奨学金制度及び被災世帯の高校生を対象とした特例採用奨学金制度を平成23年度に創設しました。</p> <p>また、給付制奨学金制度については、国において平成26年度予算に盛り込んでいただいております。</p> | 教育委員会事務局 | 教育企画室 | A 提言の趣旨に沿って措置 |
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>03 青年の雇用・就職難打開のため特別の対策を講じるとともに「青年の雇用・暮らし110番」の相談窓口を設置すること。総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>(3)-01 青年の定住をめざし、魅力ある町づくりを進め、スポーツ、レクリエーション施設の充実をはかること。</p> | <p>スポーツレクリエーション施設については、既存施設の適切な維持管理に努めるとともに、社会体育施設の充実について、各市町村の現状やニーズに対応した施設となるよう、助言していきます。</p> | 教育委員会事務局 | スポーツ健康課 | 14 教育委員会事務局 |
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>03 青年の雇用・就職難打開のため特別の対策を講じるとともに「青年の雇用・暮らし110番」の相談窓口を設置すること。総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>(3)-02 青年の定住をめざし、魅力ある町づくりを進め、青年向け県営住宅などの対策を進めること。</p> | <p>県では、県内全域で単身入居可能な県営住宅を提供しており、若年で単身の方でも入居を申し込むことができます。ただし、青年向けに限定した入居者募集の優遇措置は、現在の県営住宅の応募倍率が高いことなどから難しい状況です。</p> | 県土整備部 | 建築住宅課 | 07 県土整備部 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-------|----------|---------------|
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 03 青年の雇用・就職難打開のため特別の対策を講じるとともに「青年の雇用・暮らし110番」の相談窓口を設置すること。総合的な青年対策を実施すること。 (3)-03 青年の定住をめざし、魅力ある町づくりを進め、家賃補助などの対策を進めること。</p> | <p>定住・交流促進については、岩手ファンの拡大に向けた情報発信と並行して、その受け皿となる市町村の体制整備への支援を行っているところですが、それぞれの市町村においては、若者の定住に向けた家賃補助や奨励金等の支援施策が設けられています。 また、県では、地域コミュニティを担う人材育成や先導的事例の情報発信、市町村過疎計画に基づく施策の推進支援等を行っています。 今後においても、市町村と連携して、各市町村の個性を生かした魅力づくりと情報発信を実施しながら、若者の定住に向けた取組を進めていきます。</p> | 政策地域部 | 地域振興室 | B 実現に努力しているもの |
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 03 青年の雇用・就職難打開のため特別の対策を講じるとともに「青年の雇用・暮らし110番」の相談窓口を設置すること。総合的な青年対策を実施すること。 (3)-04 青年の定住をめざし、魅力ある町づくりを進め、休止しているつなぎスイミングセンターを活用しBMX(小型自転車)の練習場に活用できるよう検討すること。</p> | <p>休止しているつなぎスイミングセンターの利活用については、地域の皆様や関係機関と調整しながら、新たなニーズに即した公園施設整備のあり方について検討するとともに、国との調整を進めていきます。</p> | 県土整備部 | 都市計画課 | C 当面は実現できないもの |
| <p>12 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 03 青年の雇用・就職難打開のため特別の対策を講じるとともに「青年の雇用・暮らし110番」の相談窓口を設置すること。総合的な青年対策を実施すること。 (4) 青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、居場所の設置、NPOや民間団体の取り組みを支援すること。</p> | <p>引きこもりの実態調査については、平成22年に、内閣府において「若者の意識に関する調査(引きこもりに関する実態調査)」を実施しており、本県も参考にしているところです。今後の調査については、内閣府において「引きこもりに関する実態調査」の実施について検討が予定されており、国の動向をふまえながら関係部局と検討していきます。 相談・居場所の設置については、平成21年8月から岩手県精神保健福祉センター内に「岩手県引きこもり支援センター」を設置し相談支援体制の強化を図るとともに、各保健所において関係機関との連携を図りつつ、居場所支援や家族教室、関係機関支援連絡会議、研修会等の取組を行っています。 NPOや民間団体による取組みの充実を図るためには、当面、技術的な支援が必要と思われ、相談支援者の研修などを実施し、家族会などの支援団体等の活動を支援しているところであり、引き続き関係部局、関係機関と連携しながら、引きこもり者及び家族への支援に取り組んでいきます。</p> | 保健福祉部 | 障がい保健福祉課 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|---|-----|-------|---------------|
| 13 特定秘密保護法の廃止を求め、憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 01 日本国憲法の基本原理を根底からくつがえす希代の悪法である特定秘密保護法の廃止を求めること | 特定秘密保護法は、国の専管事項であることから、国の責任において議論されるべきものと考えています。 | 総務部 | 法務学事課 | D 実現が極めて困難なもの |
| 13 特定秘密保護法の廃止を求め、憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 02 憲法9条を改悪して「国防軍を創設」し、「集団的自衛権の行使」を認めることは、海外でアメリカとともに戦争する国に変えることであり、こうした憲法の改悪に断固反対すること。 | 憲法の改正は、国において国民的な議論を十分に行った上で、国民総意の下、憲法に定められている改正手続きにより行われるべきものと認識しています。 | 総務部 | 総務室 | S その他 |
| 13 特定秘密保護法の廃止を求め、憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 03 オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、中止を求めること。米軍機の超低空飛行訓練の中止を求めること。 | オスプレイの安全性については国から十分な説明がなされていないため、県民の皆様が不安を抱いているものと受け止めています。 不安が払拭されない中、本県上空での訓練は容認できないと考えており、国に対しては、オスプレイの安全性について、丁寧な説明を行い、不安の払拭に努めるよう要請しています。 また、米軍機の飛行訓練についても、県民の生活、安全に支障をきたすことのないよう、国に申し入れを行っています。 | 総務部 | 総合防災室 | S その他 |
| 13 特定秘密保護法の廃止を求め、憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 04 「核兵器廃絶平和宣言」(98年6月県議会)に基づいて、県として非核平和の行政を推進すること。とくに、「日米核密約」の存在を踏まえ、名実ともに非核3原則の厳正な実施を求めること。核兵器廃絶を主題とした国際交渉の速やかな開始など「核兵器のない世界」に向けて積極的なイニシアチブを発揮するよう国に求めるとともに、県としても取り組むこと。 | 平和は人類普遍の願いであり、わが国は平和憲法のもとにいわゆる非核三原則を国是として国の平和と安全の確保に努めています。 県としても、非核三原則を国是とするわが国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、様々な機会をとらえて核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。 また、世界平和に関する取組は、世界各国と協調しながら取り組むべき課題であり、「唯一の被爆国」としてわが国が核兵器廃絶のための積極的な取組を行うことを願っています。 | 総務部 | 総務室 | B 実現に努力しているもの |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|---|---|-----|-------|---------------|
| 13 特定秘密保護法の廃止を求め、憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 05 侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の戦争体験の継承に取り組むこと。戦争のない世界と日本を展望した国連憲章、憲法9条をはじめとした憲法の意義と内容を学び啓蒙する取り組みを行うこと。 | 平和は人類普遍の願いであり、わが国は平和憲法のもとにいわゆる非核三原則を国是として国の平和と安全の確保に努めています。 県としても、非核三原則を国是とするわが国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、県庁前電子掲示板や県のホームページ等を活用し、様々な機会をとらえ、核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。 | 総務部 | 総務室 | B 実現に努力しているもの |
| 13 特定秘密保護法の廃止を求め、憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 06 アメリカの報復戦争を支援する新テロ特措法に反対し、インド洋であれソマリア沖であれ憲法違反の自衛隊の海外派兵に反対し中止・撤退を求めること。 | 自衛隊の海外派遣は、国の専管事項であることから、政府の責任において議論されるべきものと考えております。 | 総務部 | 総合防災室 | D 実現が極めて困難なもの |
| 13 特定秘密保護法の廃止を求め、憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 07 日米の軍事一体化・米軍支援をめざす岩手山演習場での日米共同訓練に反対すること。米兵の基地外への外出禁止措置を求めること。 | 自衛隊と米軍による共同訓練は、国の外交・防衛政策に基づく、日米間の安全保障体制に係わることから、国レベルで議論されるべきものと考えております。 県内において、訓練が行われる場合は、訓練実施に伴って県民の生活や安全に支障を来すことのないよう、国に申し入れを行っているところです。 | 総務部 | 総合防災室 | S その他 |
| 13 特定秘密保護法の廃止を求め、憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 08 国民を戦争に動員する有事立法・国民保護法制の廃止を要求すること。ありえない日本への攻撃を想定した岩手県国民保護計画は、県民を戦争態勢に動員するものであり、県民を動員する訓練などは行わないこと。市町村に対しても計画策定を押し付けないこと。 | 有事立法・国民保護法制は、武力攻撃やテロなどの緊急対処事態が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を守るために、国や地方公共団体等の責務や対処方法を定めたものです。 岩手県国民保護計画は、緊急対処事態が発生した場合に、県が県民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施するために作成しております。 住民が参加する訓練は、国民保護法により、住民に対し参加の協力を要請できるとされていますが、協力は任意であり、住民の自主的な判断に委ねられているものです。 市町村国民保護計画は、平成19年3月末までに県内全市町村で作成を終了しております。 | 総務部 | 総合防災室 | S その他 |

| 意見提言内容 | 取組状況 | 部局名 | 回答課名 | 反映区分 |
|--|--|----------------------|------------------------|----------------------|
| <p>13 特定秘密保護法の廃止を求め、憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>09 侵略戦争を美化・肯定する「新しい歴史教科書」(扶桑社版)等への事実に基づいた検証を進め、侵略戦争を美化する動きを芽のうちに摘み取る草の根の取り組みを広げること。</p> | <p>学習指導要領において、中学校社会科では我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和的で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことをねらいとしています。</p> <p>とりわけ、歴史的分野の内容(5)の学習においては、「大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたこと」について、「我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたこと、各地への空襲、沖縄戦、広島・長崎への原子爆弾の投下など、我が国の国民が大きな戦禍を受けたことなどから、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる」ことをねらいとしており、県教育委員会では、各学校において学習指導要領の趣旨に基づいた歴史学習が進められるよう指導しています。なお、現在、扶桑社からの歴史教科書は、発行されていません。</p> | <p>教育委員会 事務局</p> | <p>教育委員会 学校教育室</p> | <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> |